

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会計年度（又は事業年度）】	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日
【発行者の名称】	中米経済統合銀行 (Central American Bank for Economic Integration)
【代表者の役職氏名】	アナ・ギセラ・サンチェス・マロト (Ana Guissella Sánchez Maroto) 総裁 (Executive President)
【事務連絡者氏名】	弁護士 多 賀 大 輔 同 小 原 久 嗣 同 中 戸 川 千 真 同 南 和 希
【住所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

- (注) 1. 別段の記載がある場合又は文脈上別意に解されない限り、本書において「当行」、「発行者」及び「CABEI」は、中米経済統合銀行を指す。
2. 本書中の「米ドル」及び「US\$」はアメリカ合衆国の法定通貨を指す。2026年6月1日現在、株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売買相場の仲値は、1米ドル=159.46円である。
3. CABEIの事業年度は暦年である。
4. CABEIの機能通貨は米ドルである。米ドル以外の通貨で表示されるCABEIの資産及び負債は、当該財務書類の作成日現在の為替レートで米ドルに換算され、米ドル以外の通貨によるCABEIの収益及び費用は、当該取引時の為替レートで米ドルに換算される。  
CABEIは、アメリカ合衆国で一般に認められる会計原則（以下「米国会計基準」という。）に準拠して、その財務書類を作成している。
5. 本書中の計数は四捨五入されているため、合計が計数の総和に一致しない可能性がある。

6. 本書には将来の見通しに関する記述が含まれている。「第3-3-(4)業務の概況 - 財政状態及び経営成績に関する経営陣による検討及び分析」及び「第3-3-(4)業務の概況 - 事業」等、本書に記載されている将来事項又は予想に関する記述及び特定の記述を含む歴史的事実以外の記述は、すべて将来の見通しに関する記述である。「目的とする」、「場合がある」、「予定である」、「予想する」、「見込む」、「確信する」、「将来」、「継続する」、「希望する」、「見積る」、「計画する」、「意図する」、「すべきである」、「するものとする」又はこれらの否定形若しくは変形、並びにその他歴史的事実でない事項に関する記述は、見通しに関する記述となり、又は見通しに関する記述となる場合がある。CABEIは、これらの見通しに関する記述を、将来の出来事及び財務成績に関する経営陣の現在の見解に基づいて作成している。これらの見解は、CABEIの経営幹部の最善の判断を反映しているが、実際の業績がCABEIの見通しに関する記述における業績予想及び過去の実績、業績又は成績と大きく異なることとなる複数のリスク及び不確定要因を含んでいる。CABEIの実際の業績がその見通しに関する記述における業績と大きく異なることとなる重要な要因として、特に以下のものがある。
- ・ CABEIの事業は、設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国を含む中米地域並びに地域外加盟国・地域において将来経済及び政治の情勢が悪化した場合、影響を受ける可能性がある。
  - ・ CABEIは、通貨切下げ、為替管理又は金利の変動により悪影響を受ける可能性がある。

## 第1【募集（売出）債券の状況】

### 募集債券

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計 年度末の 未償還額	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融商品 取引業協会名
第4回中米経済統合銀行 円貨債券（2015）	2015年12月	45億円	45億円		なし

## 第2【外国為替相場の推移】

### (1)【最近5年間の会計年度（又は事業年度）別為替相場の推移】

南アフリカ・ランド貨、豪ドル貨、米ドル貨及びニュージーランドドル貨と本邦通貨との間の為替相場は、日本国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の会計年度において掲載されているため、記載を省略する。

### (2)【当会計年度（又は事業年度）中最近6月間の月別為替相場の推移】

同上

### (3)【最近日の為替相場】

同上

### 第3【発行者の概況】

#### 1【発行者が国である場合】

該当事項なし。

#### 2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし。

#### 3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

##### (1)【設立】

###### 設立、目的及び沿革

CABEIは、グアテマラ共和国、エルサルバドル共和国、ホンジュラス共和国及びニカラグア共和国の間の国際協定である1960年12月13日付基本協定（以下その後の改正も含み、「基本協定」という。）に定める条項によって統制され、法人格を有する多国間の国際的な開発金融機関として1960年に設立された。コスタリカ共和国は、1963年に基本協定の当事国となった。この5ヵ国（以下「設立加盟国」又は「中米諸国」と総称する。）は、2025年12月31日現在、CABEIの応募済資本の51.3%かつ払込資本の51.0%を保有している。2025年12月31日現在、CABEIの応募済資本及び払込資本はそれぞれ6,963.1百万米ドル及び1,586.7百万米ドルであり、設立加盟国、パナマ共和国、ドミニカ共和国及びベリーズ（以下「設立加盟国でない地域内加盟国」と総称する。）、並びにメキシコ合衆国、中華民国（台湾）、アルゼンチン共和国、コロンビア共和国、スペイン王国、キューバ共和国及び大韓民国（以下「地域外加盟国・地域」と総称する。）を含むすべての加盟国・地域（以下「加盟国・地域」という。）によって保有されている。「(2)資本構成 - 資本構造」を参照のこと。

1989年9月2日にニカラグア共和国マナグア市で調印された改定議定書に従った基本協定の改定により、評議会が承認した規則に従ってその承認を受けることを条件として、その他の国が基本協定に参加することが認められた。その結果、メキシコ合衆国、中華民国（台湾）、アルゼンチン共和国、コロンビア共和国、スペイン王国、パナマ共和国、ドミニカ共和国、ベリーズ、キューバ共和国及び大韓民国が基本協定に参加した。「(2)資本構成」を参照のこと。

2015年2月12日、CABEIの評議会は、優先債権者としての地位及びCABEIに対する加盟国・地域の支援の強化並びに資本基盤の強化の継続、CABEIの貸付ポートフォリオの多様化の促進並びに中米統合機構（以下「SICA」という。）との提携を反映したガバナンス構造の構築のために、CABEIの基本協定及び関連規則の一定の改定を採択した。改定時の基本協定に定められた要件に従い、コスタリカ共和国の立法議会は、「CABEIの基本協定の改定に関する法律第9350号」の制定により、かかる改定を承認した。当該法律は、2016年3月8日付官報ラ・ガセタにおける公布によって、コスタリカ法に基づき発効した。同日付でCABEIは、すべての加盟国・地域に対し上記改定を公式に通達し、かかる改定は、2016年6月9日付で発効した。

2015年2月12日に採択された基本協定の改定に従って、評議会はまた、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域となるための手続を定める内部規則に係る一定の修正を採択し、当該修正は2016年6月9日に効力を発生した。上記の結果、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域となることにより、かかる国の公共部門及び民間部門の法人は、設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国を含む中米地域の経済統合と均衡のとれた経済及び社会の発展を促進するプロジェクトへ拠出する資金をCABEIから借り入れることが可能となる。同様に、評議会が公布するCABEIの内部規則の規定に基づき、CABEIは地域外加盟国・地域のプログラム及びプロジェクトを支援することもできる。

CABEIは、基本協定の定めに従って、設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国を含む中米地域の経済の統合と均衡のとれた経済及び社会の発展を促すことを目的とする。CABEIの主要な事業活動は、その目的を推進するため、設立加盟国の公共部門及び民間部門の借主に対し、主として米ドル建ての貸付けを行うことである。また、基本協定及び内部規則の改定により、CABEIは設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域の公共部門及び民間部門の借主に対しても、貸付けを行うことが認められている。ただし、後者については設立加盟国でない地域内加盟国又は地域外加盟国・地域となる条件としてCABEIが制定した手続に従うものとする。「(2)資本構成 - 資本構造 - ( )設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域」を参照のこと。

CABEIはまた、主として設立加盟国の公共部門及び民間部門の団体の債券又は持分に投資を行うファンドに投資し、また、設立加盟国における様々な開発プログラムの実施を担っている。CABEIは、ファンドへの投資活動は事業全般から見て副次的なものであると考えており、かかる活動が将来大幅に増加することは予想していない。

CABEIの本店はホンジュラスのテグシガルパに所在し、支店は各設立加盟国、パナマ共和国、ドミニカ共和国、中華民国（台湾）、アルゼンチン共和国、スペイン王国及び大韓民国に所在する。

基本協定は、評議会がCABEIの最高機関であり、理事会がCABEIの方針の決定及び事業の指揮について責任を負うことを定めている。「(3)組織 - 評議会」及び「理事会」を参照のこと。

CABEIは、運営資金を多くの資金源から調達しており、かかる資金源には、銀行、多国籍金融機関並びに譲渡性預金、米国のコマーシャル・ペーパー、私募債及び公募債の購入者が含まれる。「(4)業務の概況 - 事業 - ( )金銭債務」を参照のこと。

CABEIの債務は、現加盟国・地域により保証されておらず、また、今後も将来の設立加盟国でない地域内加盟国又は地域外加盟国・地域により保証されることはなく、かかる国々はCABEIの債務に一切責任を負わない。

#### 法的地位

CABEIは、基本協定に定める条項によって統制され、法人格を有する多国間の国際的な開発金融機関であり、契約の締結、資産の取得及び処分並びに法律行為をなす権限を持った法人格を有する。基本協定は、各加盟国・地域の立法機関により批准されている。

CABEIは、加盟国・地域の領域において以下の特権及び免責が付与されている。

- ・ CABEIの資産及び財産は、没収、押収、差押え、留置、競売、破産又は終局判決のないその他の形態の差押え若しくは奪取から免除されている。
- ・ CABEIの資産及び財産は、公的な国際財産とみなされ、捜査、接収、没収、収用又は行政手段及び法的手段によるその他の形態の差押え若しくは奪取から免除されており、かつ、いかなる性質の制約、規制、統制又はモラトリアムも受けない。
- ・ CABEI、その収入、財産及びその他の資産、並びに基本協定に従って遂行される事業及び取引は、加盟国・地域による一切の税金及び関税その他類似の課徴金を免除されており、加盟国・地域の中央銀行による規制（支払準備規制及び通貨の兌換性及び移転性に関する規制を含む。）の対象とされない。
- ・ 大韓民国に関して本書に別段の記載がある場合を除き、CABEIにより発行された負債性証券又は有価証券（それに付される配当又は利息を含む。）には、いかなる租税も課されず、担保権も設定されない。大韓民国は、(a)CABEIにより発行又は保証された負債性証券又は有価証券に関する韓国居住者の所得並びに(b)CABEIが大韓民国の国民及び居住者である職員に支払う給与及び報酬に関して、課税する権利を保持している。

CABEIは設立加盟国でない地域内加盟国又は地域外加盟国・地域となる国の領域内において、同様又はそれ以上の特権及び免責を付与される。

## 本邦との関係

CABEIは、これに相当する日本の開発機関である旧日本輸出入銀行（現国際協力銀行（以下「JBIC」という。））を通じて、日本との間に約40年間にわたる関係を構築してきた。この間、CABEIに対する総額1,017.0百万米ドル相当の貸付けが承認された。具体的には、合計13本の融資契約が調印され、このうち8本が日本に由来する商品及びサービスの輸入を条件とする融資（タイドローン）であり、残りの5本は、これによる商品及びサービスの由来とは無関係に中米における開発プロジェクトに対して行われる融資（アンタイドローン）であった。直近のアンタイドローンは、2018年11月6日に調印された100百万米ドル相当額の融資契約である。この契約の主たる目的は、確実に温室効果ガスを効果的に削減するプロジェクトに融資することであった。直近の輸出入融資契約（タイドローン）は、2013年4月17日に調印された50百万米ドルの融資契約である。JBICとCABEIは、かかる融資限度額の枠内で提供される金融サービスの振興策について合意している。現在、両機関の間には有効な融資契約は存在しない。

## 最近の動向

### 債券の発行

2026年1月1日から本書の日付までの間に、CABEIは2026年1月22日付にて、2029年1月満期、3.75%の2,000百万米ドルの債券、2026年2月2日付にて、2029年2月満期、4.625%の500百万英ポンドの債券、2026年2月5日付にて、2030年12月満期、4.483%の15百万ニュージーランドドルの債券、2026年3月2日付にて、2029年9月満期、TIEF+24bpsの3,000百万メキシコペソの債券、2026年3月17日付にて、2031年3月満期、3.934%の100百万ユーロの債券及び2026年6月8日付にて、2033年6月満期、8.75%の5,000百万ジャマイカドルの債券を発行した。

### 法的手続

2024年9月5日、CABEIは、前総裁であるダンテ・モッシ（以下「元従業員」という。）を相手取り、米国コロンビア特別区連邦地方裁判所に民事訴訟を提起した。CABEIは、元従業員に対し、威力脅迫及び腐敗組織に関する連邦法（以下「RICO法」という。）違反、受託者義務違反、相場操縦、不法介入及び契約不履行を理由として訴えを提起した。2025年9月、同地方裁判所はCABEIのRICO法上の請求を確定力のある決定として棄却したが、その他の州法上の請求については、コロンビア特別区上級裁判所に別途訴訟を提起することを認めた。CABEIは、RICO法上の請求を棄却した決定について、米国コロンビア特別区巡回区連邦控訴裁判所に控訴しており、控訴手続が係属中の間、コロンビア特別区上級裁判所における今後の対応を検討している。

別の訴訟において、元従業員は、退職金から6,000米ドルが差し引かれたことに関連することなどを主張して、中米司法裁判所（以下「CCJ」という。）にCABEIに対する訴訟を提起した。ニカラグア共和国、ホンジュラス共和国及びエルサルバドル共和国だけがCCJに加盟していたが、2026年5月までにこれらの国はCCJから脱退した。これらの脱退の結果、CCJは機能を停止しており、いかなる判決も下す立場にはない。したがって、本件手続は機能しているいかなる法廷においてももはや係属しておらず、CCJにおいて継続することはできない。

## (2)【資本構成】

## 資本構成

次の表は、2025年12月31日現在のCABEIの資本構成を示したものである。本書に記載された事項を除き、同日以降CABEIの資本構成に重大な変更は生じていない。この表は、本書に記載のCABEIの財務書類と併せて読まれるべきであり、2025年12月31日に終了した事業年度の財務書類を参照することによって全体として意味を持つものである。

2025年12月31日現在

(単位：千米ドル)

債務	
借入金	1,332,179
債券	11,003,077
譲渡性預金	1,562,067
債務合計	13,897,323
資本	
払込資本	1,586,739
一般準備金	3,467,515
利益剰余金	277,934
その他の包括利益累計額	37,879
資本合計	5,370,067
合計	19,267,390

2026年1月1日から本書の日付までの間に、CABEIは2026年1月22日付にて、2029年1月満期、3.75%の2,000百万米ドルの債券、2026年2月2日付にて、2029年2月満期、4.625%の500百万英ポンドの債券、2026年2月5日付にて、2030年12月満期、4.483%の15百万ニュージーランドドルの債券、2026年3月2日付にて、2029年9月満期、TIEF+24bpsの3,000百万メキシコペソの債券、2026年3月17日付にて、2031年3月満期、3.934%の100百万ユーロの債券及び2026年6月8日付にて、2033年6月満期、8.75%の5,000百万ジャマイカドルの債券を発行した。

## 資本構造

## ( )概要

2025年12月31日現在、CABEIの授権資本は7,000百万米ドルであり、そのうち3,570.0百万米ドルを設立加盟国が保有し、3,430.0百万米ドルを設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域が保有している。CABEIの発行済株式は以下の3つの主要なシリーズに分類されている。「A」シリーズ株式は、設立加盟国のみ応募可能であり、1株当たりの額面金額を10,000米ドルとする最大357,000株で構成される。「B」シリーズ株式は、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域は応募可能であり、1株当たりの額面金額を10,000米ドルとする最大343,000株で構成される。「C」シリーズ株式は、「A」シリーズ及び「B」シリーズ株式の株主を受益者として、額面金額を0として発行され、「A」シリーズ及び「B」シリーズ株式の実際の価値と株式の名目上の価値とを一致させるという目的を有しており、評議会で規制される定期的な比例割当制度によって発行される。

2025年12月31日現在で、設立加盟国は合計3,570.0百万米ドルの株式に同額ずつ応募しており、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域は3,393.1百万米ドルについて応募している。残りの36.9百万米ドルについては応募が可能である。

「A」シリーズ及び「B」シリーズ株式の株主に対して「E」シリーズ証券もまた発行されており、1株当たりの額面金額は10,000米ドルである。これはCABEIに対する資本拠出金に帰属する利益剰余金を認識するためのものである。これらの証券は議決権を付与せず、譲渡してはならない。「E」シリーズ証券は、「A」シリーズ株式及び「B」シリーズ株式の株主により、CABEIによって利用可能とされた応募済みでない授権資本株式に係る新規株式の応募について、支払期限が到来した金額の全額又は一部の支払いに使用することができる。新規株式の応募に使用されなかった「E」シリーズ証券は、CABEIの一般準備金の一部となる。

CABEIは、加盟国・地域に対し請求払資本の全部又は一部の支払いを要求したことはなく、また、かかる要求をすることなく債務及び保証を返済することができると思込んでいるため、現時点ではかかる要求をする計画もない。しかし、当行は、株主国それぞれの請求払資本を支払う義務は、それぞれの政府の完全な信頼及び信用に裏付けられた拘束力のある義務であると考えている。

下記の表は、2025年12月31日現在の加盟国・地域の応募済/応募済みでない資本、応募済請求払資本、応募済資本及び払込資本を示している。

2025年12月31日現在				
応募済/ 応募済み でない資本	応募済 請求払資本	応募済 資本 <sup>(1)</sup>	払込資本	
(単位：千米ドル)				
<b>応募済資本</b>				
設立加盟国：				
グアテマラ	714,000	535,500	178,500	159,375
エルサルバドル	714,000	535,500	178,500	165,750
ホンジュラス	714,000	535,500	178,500	159,375
ニカラグア	714,000	535,500	178,500	165,750
コスタリカ	714,000	535,500	178,500	159,375
小計	<b>3,570,000</b>	<b>2,677,500</b>	<b>892,500</b>	<b>809,625</b>
地域外加盟国・地域及び				
設立加盟国でない地域内加盟国：				
地域外加盟国・地域：				
中華民国（台湾）	776,250	582,187	194,063	168,164
大韓民国	630,000	472,500	157,500	146,250
アルゼンチン	345,800	259,350	86,450	86,450
メキシコ	306,250	229,687	76,563	76,563
スペイン	280,000	210,000	70,000	70,000
コロンビア	203,000	152,250	50,750	45,312
キューバ	50,000	37,500	12,500	12,500
小計	<b>2,591,300</b>	<b>1,943,474</b>	<b>647,826</b>	<b>605,239</b>
設立加盟国でない地域内加盟国：				
ドミニカ共和国	378,400	283,800	94,600	83,125
パナマ	358,400	268,800	89,600	80,000
ベリーズ	65,000	48,750	16,250	8,750
小計	<b>801,800</b>	<b>601,350</b>	<b>200,450</b>	<b>171,875</b>
地域外加盟国・地域及び設立加盟国でない地域内加盟国小計				
	<b>3,393,100</b>	<b>2,544,824</b>	<b>848,276</b>	<b>777,114</b>
応募済資本及び払込資本小計				
	<b>6,963,100</b>	<b>5,222,324</b>	<b>1,740,776</b>	<b>1,586,739</b>
<b>応募済みでない資本</b>				
地域外加盟国・地域及び設立加盟国でない地域内加盟国				
	36,900			
	<b>7,000,000</b>			

(1) 払込及び未払資本の分割払分を含む。

新たな株式の応募の結果、2025年12月31日に終了した事業年度において、以下のとおり、加盟国が資本への払込みを行った。

資本への払込み	2025年12月31日現在 (単位：千米ドル)	
	合計	
<u>設立加盟国</u>		
グアテマラ		6,375
エルサルバドル		6,375
ニカラグア		6,375
コスタリカ		6,375
<u>設立加盟国小計</u>		<u>25,500</u>
<u>設立加盟国でない地域内加盟国</u>		
ドミニカ共和国		3,825
パナマ		3,200
ペリーズ		2,500
<u>設立加盟国でない地域内加盟国小計</u>		<u>9,525</u>
<u>地域外加盟国・地域</u>		
中華民国(台湾)		8,632
大韓民国		5,625
コロンビア		1,813
<u>地域外加盟国・地域小計</u>		<u>16,070</u>
<b>合計</b>		<b>51,095</b>

以下の表は、実務上の直近日付である2026年4月14日現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・グループ（以下「S&P」という。）及びフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）により加盟国・地域に対して付与された外貨建長期格付けを記載している。格付けは、有価証券の購入、売却又は保有を推奨するものでなく、格付機関により予告なくいつでも改定し又は撤回される可能性がある。各格付けは、他の格付けと別個に評価されるべきである。

	ムーディーズ	S&P	フィッチ
<u>設立加盟国：</u>			
グアテマラ	Ba1	BB+	BB+
エルサルバドル	B3	B-	B-
ホンジュラス	B1	BB-	格付無し
ニカラグア	B2	B+	B
コスタリカ	Ba2	BB	BB
<u>地域外加盟国・地域：</u>			
メキシコ	Baa2	BBB	BBB-
中華民国（台湾）	Aa3	AA+	AA
アルゼンチン	Caa1	CCC+	CCC+
コロンビア	Baa3	BB-	BB
スペイン	A3	A+	A
キューバ	格付無し	格付無し	格付無し
大韓民国	Aa2	AA	AA-
<u>設立加盟国でない地域内加盟国：</u>			
ドミニカ共和国	Ba2	BB	BB-
パナマ	Baa3	BBB-	BB+
ベリーズ	Caa1	B-	格付無し

## ( ) 設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域

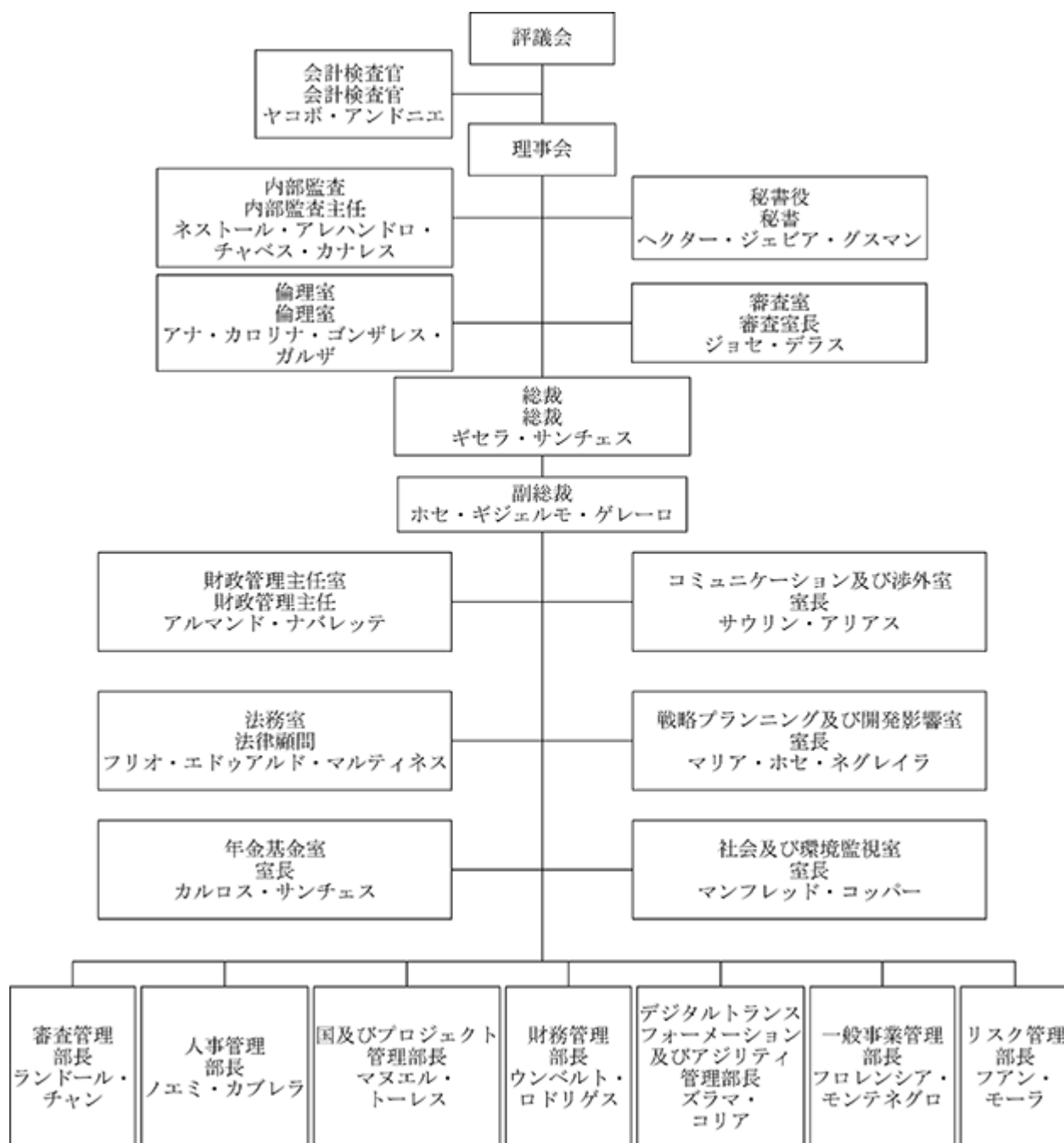
2015年2月12日に採択された基本協定の改定(「(1)設立 - 設立、目的及び沿革」を参照のこと。)に従って、CABEIの評議会は、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域となるための手続を定める内部規則に係る一定の修正を承認した。かかる改定は、2016年6月9日付で効力を発生した。上記の結果として、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域となることにより、かかる国の公共部門及び民間部門の法人は、設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国を含む中米地域の経済統合と均衡のとれた経済及び社会の発展を促進するプロジェクトへ拠出する資金をCABEIから借り入れることが可能となる。同様に、評議会が公布するCABEIの内部規則の規定に基づき、CABEIは地域外加盟国・地域のプログラム及びプロジェクトを支援することもできる。

本書日付現在、CABEIの地域外加盟国・地域はメキシコ合衆国、中華民国(台湾)、アルゼンチン共和国、コロンビア共和国、スペイン王国、キューバ共和国及び大韓民国によって構成されている。さらに、本書日付現在、CABEIの設立加盟国でない地域内加盟国はドミニカ共和国、パナマ共和国及びベリーズである。

2018年12月28日、大韓民国は、CABEIの基本協定への加盟議定書とともに、「B」シリーズ株式45,000株に関する各々の株式引受契約に署名した。2019年12月31日、大韓民国のCABEI加盟議定書及びCABEIと大韓民国との間の株式引受契約が発効したことにより、大韓民国にとって法的に有効で拘束力のある義務が生じた。さらに、2020年1月10日、大韓民国は応募した払込資本について、最初の支払いを行った。

(3) 【組織】

以下の図は、本書日付現在のCABEIの組織構造の概要を示したものである。



## 評議会

基本協定に基づき、CABEIは、その評議会により統治されている。各加盟国・地域は、評議員1名及び当該評議員の不在時にこれに代わって行為する代理1名を任命することができる。CABEIの権限はすべて評議会に委ねられている。

以下の表は、本書日付現在の評議会の構成員を記載したものである。

### 評議会

任命国・地域	氏名及び役名	任命国・地域における役職
グアテマラ	評議員：ジョナサン・メンコス・ツアイシッヒ 代理：アドリアナ・ガブリエラ・グラシア・パチェコ	財務大臣 経済大臣
エルサルバドル	評議員：ジェルソン・ロジェリオ・ポサダ 代理：ルイス・エンリケ・サンチェス・カストロ	財務大臣 財務副大臣
ホンジュラス	評議員：エミリオ・エルナンデス・エルクレス 代理：ロベルト・フェルナンド・ラゴス・モンドラゴン	財務長官 ホンジュラス中央銀行総裁
ニカラグア	評議員：ニコラス・エスピノサ・リベラ 代理：レオナルド・オヴィディオ・ライ・ラミレス	財務・公債副大臣 ニカラグア中央銀行総裁
コスタリカ	評議員：ロドリゴ・チャベス 代理：ロジャー・マドリガル・ロベス	財務大臣 コスタリカ中央銀行総裁
メキシコ	評議員：エドガー・アブラハム・アマドール・サモラ 代理：セサル・ダビド・ビベス・フローレス	財務・公債長官 財務・公債事務局の公債及び国際財務担当責任者
中華民国 (台湾)	評議員：ツイ・ユン・チャン 代理：メイ・リー・チュウ	財務大臣 台湾中央銀行副総裁
アルゼンチン	評議員：ホセ・ルイス・ダサ・ナルボナ 代理：マルティン・エドガルド・トリビア	経済大臣 国際金融関係次官
コロンビア	評議員：ゲルマン・アヴィラ・プラサス 代理：ナタリア・イレネ・モリーナ・ポッソ	財務・公債大臣 国家計画庁長官
スペイン	評議員：カルロス・クエルポ・カバジェロ 代理：パウラ・コンテ・カルボ	経済産業大臣 財務・国際金融事務総長
ドミニカ共和国	評議員：マヒン・ハビエル・ディアス・ドミンゴ 代理：ヘクター・ヴァルデッ・アルビズ	財務長官 ドミニカ共和国中央銀行総裁

パナマ	評議員：フェリペ・エドゥアルド・チャップマン・アリア ス 代 理：エイダ・ガブリエラ・サイス	経済・財務大臣 経済副大臣
ベリーズ	評議員：ジョン・プリセーニョ 代 理：オズモンド・マルティネス	首相兼財務、経済開発及び投資 大臣 経済改革省国務大臣
キューバ共和国	評議員：フアナ・リリア・デルガド・ポルタル 代 理：アルベルト・ハビエル・キニョネス・ベタンクール	キューバ中央銀行総裁 キューバ中央銀行副総裁
大韓民国	評議員：ユンチョル・ク 代 理：ヒュンソン・シン	副首相兼経済・財務大臣 韓国銀行総裁

## 理事会

理事会は、CABEIの方針の決定及び事業の指揮について責任を有する。理事会は、各設立加盟国につき1名の理事と基本協定の規定に従って設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域の評議員により選任された少なくとも4名の理事から構成される。理事の任期は、いずれも3年である。理事は、CABEIの常勤職員である。理事の職務上の住所は、ホンジュラスのテグシガルパの私書箱772である。

以下の表は、本書日付現在の各加盟国・地域により任命された理事会の構成員の氏名を記載したものである。

<b>理事会</b>	
<b>任命国</b>	<b>氏名</b>
グアテマラ	マリオ・アルフレド・ヤコブス・リマ
エルサルバドル	ホセ・アレハンドロ・セラヤ・ビジャロボ
ホンジュラス	トゥリオ・レネ・デル・シド・フェルナンデス
ニカラグア	マルコ・アントニオ・パラレス・オリバ
コスタリカ	エルウエン・ヤーナン・マシス・カストロ
メキシコ	レオネル・ラミレス・ファリアス
パナマ	カルロス・アロセメナ・アグエイアス
中華民国（台湾）	イーファン・ツァイ
スペイン	ホルヘ・アルバロ・マリネ・ブランディ
アルゼンチン及びコロンビア（理事）	カルロス・サンガイネッティ・パロス
アルゼンチン及びコロンビア（代理理事）	アルバ・ヌリー・マルティネス・バレラ
ドミニカ共和国	パベル・エルネスト・イサ・コントララス
大韓民国	ソンジン・オ

## 特定の加盟国・地域に関する補足情報

### キューバ共和国

CABEIの評議会には現在、15名の評議員及び15名の代理評議員が参加している。キューバ共和国がCABEIの地域外加盟国・地域に加盟したことにより、上記の評議員及び代理評議員の中に、CABEIは評議会にキューバの評議員及びキューバの代理評議員を有している。キューバ共和国又はCABEIのキューバ評議員のいずれも、CABEIの決定又は行動を統制する地位に就いておらず、また就くことはない。

キューバ共和国はCABEIの株式又は資本全体の1%未満を保有している。CABEIは、かかる数値が実質的に変動することはないと予想している。

CABEIは、キューバ共和国に支店又はその他施設を置いておらず、今後開設する予定もない。

CABEIは、キューバ共和国及びキューバ国民が関与するすべての活動を他の業務から隔離する「リング・フェンシング」ポリシーを採用し、実施している。したがって、別途承認又はライセンスが付与されていない限り、CABEIとキューバ共和国又はキューバ国民との間のすべての取引は、米国法の管轄下にある者の関与及び米ドル又は米国金融システムの利用（米ドルによる取引の収益を含む。）を防止するために隔離される（「リング・フェンシングされる」）。

2021年1月11日、アメリカ国務省は、キューバをテロ支援国家（以下「SST」という。）に指定した。このSSTへの指定の結果、キューバは、米国人のSSTの政府との金融取引を禁止する米国財務省外国資産管理室（以下「OFAC」という。）のテロリスト政府制裁規則の対象となる。また、CABEIの既存のキューバ・リング・フェンス手順は、テロリスト政府制裁規則への違反の可能性を回避するために資するものでもある。

## 経営陣

基本協定に従い、評議会は、5年任期の総裁を任命する。総裁は、選挙手続に従って5年の任期で選任され、1回に限り5年の任期で再任されることができる。総裁は副総裁の候補者を指名し、理事会がその中から副総裁を任命する。総裁は設立加盟国の国籍を有する者でなければならないが、副総裁は設立加盟国の国籍を有する者である必要はない。総裁と副総裁は、異なる国籍でなければならない。総裁は、CABEIの他の経営幹部を任命する。

基本協定第15条に従い、理事会は、CABEIの運営上、財務部、国及びプロジェクト部、審査部、リスク部、一般事業部、デジタルトランスフォーメーション及びアジリティ部並びに人事管理部の7つの部を設置した。各部は、理事会の承認を前提として、総裁により任命される部長が現在指揮を執っており、又は今後指揮を執る予定である。

加盟国・地域のCABEIの国・地域事務所は国及びプロジェクト部長を通して総裁に報告を行うが、法務室、財政管理室、社会福祉基金、戦略コミュニケーション及び渉外室、戦略プランニング及び開発影響審査室、環境及び社会サステナビリティ室並びに統制及びコンプライアンス室は総裁に直接報告を行う。

CABEIには、上記の部のほか、理事会に直接報告を行う内部監査部、独立審査室、倫理室及び評議会に直接報告を行う会計検査官も置かれる。CABEIはまた、秘書室（理事会及び評議会に報告を行う補助機関）を設置している。理事の職務上の住所は、ホンジュラスのテグシガルパの私書箱772である。

以下の表は、本書日付現在のCABEIの経営陣の氏名及び役職を記載したものである。

氏名	役職
アナ・ギセラ・サンチェス・マロト	総裁
ホセ・ギジェルモ・グレーロ	副総裁
ウンベルト・ロドリゲス・グスマン	最高財務責任者
ズラマ・タチアナ・コリア・ロベス	デジタルトランスフォーメーション及びアジリティ部長
フロレンシア・モンテネグロ・バイデ	一般事業部長
ファン・ホルヘ・モラ・カリアス	リスク部長
フリオ・エデュアルド・マルティネス・ビチャラ	法律顧問
マヌエル・ホセ・トーレス・レサマ	国及びプロジェクト部長
ランドール・チャン	審査部長
ノエミ・カブレラ・マンシオ	人事管理部長

以下は、CABEIの役員の略歴である。

アナ・ギセラ・サンチェス・マロト氏は、2023年11月17日にCABEIの総裁に任命された。同氏は、ケロッグ経営大学院にて戦略及びマーケティングの修士号を取得したインダストリアル・エンジニアであり、戦略及びコーポレート領域で秀でた専門性を有している。CABEIを率いる前は、BACクレドマティック（中米の金融グループ）において戦略及びコーポレート事業の部長を務めていた。同氏の経歴には、フロリダ・アイス・アンド・ファーム・カンパニー（FIFCO）での重要な役職や、この地域の政府、NGO及び企業の競争力、戦略及び持続可能性等の主要分野でのコンサルタントが含まれる。

ホセ・ギジェルモ・ゲレーロ・ソプリーノ氏は、2025年10月22日にCABEIの副総裁に任命された。同氏は、アナワク大学で保険数学の学士号及び修士号を取得し、テキサス大学オースティン校にて経営学修士号を取得している。CABEIの副総裁に任命される前、ゲレーロ氏は米州投資公社においてリスク管理担当最高責任者を務めていた。同氏の経歴には、バンコ・メキシカーノ（現バンコ・サンタンデール）、デロイトメキシコ、GEキャピタル、バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチでの勤務に加え、アナワク大学大学院ビジネス・経済学研究科の教授職も含まれる。

ウンベルト・ロドリゲス・グスマン氏は、2024年5月1日に最高財務責任者に任命された。同氏は、コロンバス州立大学で経営学修士号を取得し、同大学で経営学学士号を取得している。同氏は、2008年8月よりCABEIの財務部に勤務し、10年超にわたり資産及び負債部門を率い、2022年には債券資本市場及び外部資金調達部門の責任者に任命された。銀行業界でのキャリアは約20年に及び、金融政策の策定及び実施に携わっている。

ズラマ・タチアナ・コリア・ロペス氏は、2022年8月16日にデジタルトランスフォーメーション及びアジリティ部長に任命された。同氏は、ニカラグア・カトリック大学でシステム工学の学士号、INCAEビジネススクールでマーケティングを専攻して経営学の修士号を取得した。CABEIに入行する前、コリア氏は、プライベートバンキングで15年間勤務していた。

フロレンシア・モンテネグロ・バイデ氏は、2024年12月1日に一般事業部長に任命された。同氏は、ホンジュラスの中央アメリカ工科大学（UNITEC）で金融及び銀行学の学士号を取得しており、コスタリカの国際協力大学でプロジェクト管理学の修士号を取得した。一般事業部長に任命される前、同氏は8年間、当行の財務運営管理部の責任者であった。CABEIに入行する前、同氏は経営リスク部長及び与信分析責任者としてHSBCに勤務していた。

ファン・ホルヘ・モーラ・カリアス氏は、2019年4月16日にリスク部長に任命された。同氏は、ホンジュラス国立自治大学（UNAH）でインダストリアル・エンジニアリングの学士号を取得し、中米工科大学（UNITEC）のファイナンスの修士号を有している。CABEIのインスティテューショナルリスク部長に任命される前に、同氏は、公共部門及び民間部門の特別与信管理、与信分析、リスク分析、ポートフォリオ管理の分野において、CABEIの開発及び商業銀行業を21年間務めた。

フリオ・エデュアルド・マルティネス・ピチャラ氏は、2013年3月1日にCABEIの法律顧問に任命された。同氏は、エルサルバドルのサン・サルバドルのセントロアメリカーナ・ホセ・シメオン・カーニャス大学で法学の学位及び経営学の修士号並びにスペインのバルセロナにあるバルセロナ大学で国際商取引法の修士号を取得した。同氏は、法律顧問に任命される前は、CABEIのエルサルバドルに所在する支店の法律顧問に任命され、その後CABEIの主要な本店の仕組取引法務コーディネーターに任命された。CABEI入行前、同氏は、B&Mアボガドス法律事務所及びバンコ・ウノ・エス・エー（グループ・フィナンシエロ・ウノ）に勤務していた。

マヌエル・ホセ・トーレス・レサマ氏は、2020年8月26日に国及びプロジェクト部長に任命された。同氏は、ニカラグア国立自治大学で経済学の学士号、コロンビア・ロスアンデス大学で経済科学の修士号を取得した。トーレス氏は、民間部門及び公共部門の両方でプログラム及び開発プロジェクトの生成、特定、エンジニアリング及び資金調達並びに先行投資及び技術協力プロジェクトの組成及び管理に関して23年を超える経験を有している。トーレス氏は、公共部門部長に任命される前は、対外協力部門のコーディネーター、先行投資及び技術協力部門の責任者、プロジェクトの先行投資及びエンジニアリングの責任者並びにホンジュラス国事務所の責任者など、様々な役職を歴任した。

ランドール・チャン氏は、2020年1月1日に審査部長に任命された。同氏は、インターナショナル・アメリカン大学で経営学の学士号を、INCAEビジネススクールで経営学及びサステイナブル・ディベロップメントの2つの修士号を取得した。さらに、同氏は、官民連携及び国際受託管理において専門教育を受けている。審査部長に任命される前は、CABEIの信用アナリスト部長、信用アナリスト、開発計画アナリスト等を歴任した。

ノエミ・カブレラ・マンシオ氏は、2024年4月22日に人事管理部長に任命された。同氏は、インディアナ大学で聴覚障害者教育を専攻、心理学を副専攻し、グアテマラのフランシスコ・マロキン大学で経営学の修士号を取得した。さらに、同氏は、ハーバード大学で戦略的人的資源管理の認定を受けた。カブレラ氏は多国籍企業で20年超にわたる勤務経験があり、戦略的人事資源計画を立案・実施し、事業プロセス改善のための地域プロジェクトを支援してきた。同氏は、商業運用、コンサルティング、変革管理、製造、シェアード・サービスの分野で幅広い知識を持ち、さらにプロジェクト管理、移行、M&A、変革管理、採用、研修、パフォーマンスマネジメントを専門とする。CABEIの人事管理部長に任命される前は、国際自然保護連合のコスタリカ部門で人事部長を務めていた。

#### (4)【業務の概況】

##### 主要な財務情報

以下の表は、米国会計基準に従って作成されたCABEIの2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日に終了した事業年度（以下それぞれ「2025年度」、「2024年度」及び「2023年度」という。）の財務書類から得たCABEIの要約損益計算書及び要約貸借対照表情報を記載したものである。

本書中の2025年12月31日現在のCABEIの当該事業年度の財務書類並びに2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制の有効性は、独立監査法人KPMGパナマの監査を受けている。

以下の情報は、本書記載のCABEIの財務書類及びその注記、「財政状態及び経営成績に関する経営陣による検討及び分析」並びに本書中のその他の財務情報と併せて読まれるべきである。

2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日に終了した事業年度の損益計算書及び貸借対照表の合計は、以下の表に示される。投資ファンドに係る実現利益は、金融収益に含まれる一方で、売却可能有価証券に係る実現利益（損失）は、その他の営業利益（費用）に含まれる。

## 要約損益計算書

	12月31日に終了した事業年度		
	2025年	2024年	2023年
	(単位：千米ドル)		
金融収益			
公共部門貸付金	798,001	840,111	742,545
民間部門貸付金	24,909	26,490	35,376
市場性有価証券 <sup>(1)</sup>	125,806	97,725	66,687
銀行預金	203,390	210,794	173,035
投資ファンドに係る実現利益	10,780	0	0
金融収益合計	1,162,886	1,175,120	1,017,643
金融費用			
借入金 <sup>(2)</sup>	71,834	80,889	75,464
債券	601,098	583,712	486,232
コマーシャル・ペーパー・プログラム	854	7,894	5,442
譲渡性預金及び投資証券	83,684	109,668	115,604
金融費用合計	757,470	782,163	682,742
金融収益 - 純額	405,416	392,957	334,901
信用損失引当金繰入（戻入）額			
貸付金	11,099	17,016	(13,788)
売却可能有価証券	(1,062)	(5,551)	(8,160)
未実行ローン・コミットメント	(3,118)	(5,868)	8,093
偶発債務	1,320	(36)	40
信用損失引当金繰入（戻入）額合計	8,239	5,561	(13,815)
信用損失引当金繰入（戻入）額控除後の金融収益 - 純額	397,177	387,396	348,716
その他の営業利益（費用）			
金融サービス及びその他の手数料	212	1,454	2,470
監視及び管理手数料	3,568	2,858	2,630
持分投資に係る純（損失）利益	(753)	156	577
リスクキャピタルの投資に係る費用	(1,257)	0	0
持分投資による配当金	1,029	0	0
担保権実行資産売却益	344	264	0
売却可能有価証券に係る実現利益（損失）	3,674	(3,685)	(3,539)
為替純利益（損失）	520	(612)	608
その他の営業利益	5,024	3,390	2,131
その他の営業利益合計	12,361	3,825	4,877
一般管理費			
給料及び従業員給付	53,786	53,159	52,633
その他の管理費	30,612	28,873	27,062
減価償却費	10,528	9,391	6,691
その他	412	469	424
一般管理費合計	95,338	91,892	86,810
当期利益（特別拠出金及びその他の拠出金並びにデリバティブ金融商品及び債務評価額控除前）	314,200	299,329	266,783
特別拠出金及びその他の拠出金 <sup>(3)</sup>	(18,376)	(24,261)	(30,154)
当期利益（デリバティブ金融商品及び債務評価額控除前）	295,824	275,068	236,629
デリバティブ金融商品及び債務評価額	(17,890)	(6,701)	(9,604)
当期純利益	277,934	268,367	227,025

- 
- (1) 2025年12月31日に終了した事業年度において、CABEIは投資ファンドに係る実現利益として10.780百万米ドルを認識した。
  - (2) CABEIは国際的な商業銀行及びその他の開発銀行からの借入金及び信用枠を受ける可能性がある。2025年12月31日現在、CABEIは合計526.6百万米ドルの国際的な商業銀行、開発銀行及び機関からの利用可能な長期及び短期のコミットメント型貸付信用供与枠及び非コミットメント型貸付信用供与枠を得ており、このうち499.1百万米ドルが非コミットメント型であった。また、CABEIは、600百万豪ドルのオーストラリア国内債券発行プログラム及び最大500百万米ドルのグローバル・コマーシャル・ペーパー・プログラムを保有している。
  - (3) 特別拠出金は、民間部門及び公的部門の機関に拠出される金額であり、拠出された期間の費用として計上される。2025年度中、CABEIは社会福祉基金（SBF）に7.022百万米ドル、社会支援基金及び気候変動投資プロジェクト準備基金に6.000百万米ドル、持続可能な経済開発プログラム（PRODES）に係る取組みに2.574百万米ドル、FONTECに2.000百万米ドル並びに緊急支援に0.250百万米ドル及びその他の拠出に0.530百万米ドルの特別拠出を行った。

## 要約貸借対照表

	12月31日現在		
	2025年	2024年	2023年
	(単位：千米ドル)		
<b>資産</b>			
現金及び要求払預金	12,898	7,533	60,208
有利子銀行預金	3,807,668	3,806,661	3,767,080
売却可能有価証券 - 純額	3,050,673	2,285,913	2,077,470
貸付金 - 繰延取組手数料純額	12,345,794	11,772,634	10,824,228
控除：貸付金に係る信用損失引当金 <sup>(1)</sup>	(59,615)	(48,386)	(31,305)
貸付金 - 純額	12,286,179	11,724,248	10,792,923
未収利息	221,553	218,732	211,773
固定資産 - 純額	101,260	74,933	65,320
デリバティブ金融商品	36,866	44,587	124,958
持分投資	20,540	11,437	11,437
その他の資産	224,611	64,701	75,050
資産合計	19,762,248	18,238,745	17,186,219
<b>負債</b>			
借入金	1,332,179	1,582,008	1,432,432
債券	11,003,077	9,063,394	8,356,172
コマースシャル・ペーパー・プログラム	0	184,146	312,644
譲渡性預金	1,562,067	2,116,542	2,146,260
投資証券	0	0	15
未払利息	205,175	180,629	156,663
デリバティブ金融商品	37,111	7,110	5,621
その他の負債	252,572	74,890	83,770
負債合計	14,392,181	13,208,719	12,493,577
<b>資本</b>			
応募済資本	6,963,100	6,923,100	6,923,100
控除：請求払資本	(5,222,324)	(5,192,324)	(5,192,324)
控除：未収現金払資本	(154,037)	(195,132)	(238,353)
払込資本（授權資本7,000百万米ドル）	1,586,739	1,535,644	1,492,423
一般準備金 <sup>(2)</sup>	3,467,515	3,199,148	2,768,082
利益剰余金	277,934	268,367	431,066
その他の包括利益累計額	37,879	26,867	1,071
資本合計	5,370,067	5,030,026	4,692,642
負債・資本合計	19,762,248	18,238,745	17,186,219

(1) 民間部門の借主に対する貸付金に係る信用損失引当金は、2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日現在、それぞれ5.148百万米ドル、10.773百万米ドル及び20.254百万米ドルであった。公共部門の借主に対する貸倒引当金は、2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日現在、それぞれ54.467百万米ドル、37.613百万米ドル及び11.051百万米ドルであった。

(2) 一般準備金は、資本準備金（純利益）及びCABEIの加盟国・地域が新規株式の応募の支払いに使用する予定の「E」シリーズ証券によって統合されている。2023年12月31日現在、現在予想信用損失（CECL）に基づく累積的影響額引当金モデルは、204.041百万米ドルの利益剰余金に直接認識された。

## 経営指標

	12月31日に終了した事業年度		
	2025年	2024年	2023年
	(単位：%)		
収益性			
平均資産利益率 <sup>(1)</sup>	1.46	1.52	1.42
平均株主資本利益率 <sup>(2)</sup>	5.34	5.52	5.19
資産内容			
期限超過貸付金 / 貸付金	0.00	0.00	0.00
流動性			
貸付金 - 繰延取組手数料純額 / 資産合計	62.47	64.55	62.98
貸付金 - 繰延取組手数料純額 / 負債合計	85.78	89.13	86.64
自己資本の充実			
資本合計 / 資産合計	27.17	27.58	27.30
資本合計 / 負債合計	37.31	38.08	37.56
資本合計 / リスク加重資産合計 (スワップを含む) <sup>(3)</sup>	37.84	37.42	37.54
経営効率 <sup>(4)</sup>	0.52	0.53	0.56

- (1) 各年につき、当該事業年度の当期純利益を前期事業年度末と当期事業年度末の総資産平均で除して得られる。
- (2) 各年につき、当該事業年度の当期純利益を前期事業年度末と当期事業年度末の総資本平均で除して得られる。
- (3) CABEIの内部方針に基づき、かつ、バーゼルⅠ合意の標準規則に従って計算される。「事業 - ( ) 適正自己資本及びレバレッジ」を参照のこと。
- (4) 各年につき、当該事業年度の一般管理費を前期末と当期末の収益資産の平均で除して得られる。一般管理費は当該事業年度の給料及び従業員給付、減価償却費並びにその他の管理費の合計額である。収益資産は、有利子銀行預金、売却可能有価証券及び貸付金純額の合計額である。

## 財政状態及び経営成績に関する経営陣による検討及び分析

### ( )概要

CABEIは、中米地域の公共部門及び民間部門の借主に対して主として米ドル建てで行われる貸付けを行うことを主要な事業活動としている。また、CABEIは設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域における貸付けを承認する。「(2)資本構成 - 資本構造 - ( )設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域」を参照のこと。

CABEIの収入は、市場性有価証券及び預金のほか主として上記の貸付事業から得られる。CABEIは、ファンドへの投資活動は事業全般から見て副次的なものであると考えており、かかる活動が将来大幅に増加することは予測していない。

CABEIは、地域開発銀行や国際的な商業銀行及び地域の商業銀行がその主要な競合先であると考えており、公共部門及び民間部門の借主に対し競争力のある金利及び貸付条件を提示することにより、中米地域における持続可能な発展の主導者としての立場の強化を目指している。

2020年12月31日現在では、CABEIの貸付金8,203.689百万米ドルのうち86% (7,046.864百万米ドル)が公共部門の借主に対する貸付けであり、約14% (1,156.825百万米ドル)が民間部門の借主に対する貸付けであったのに対し、2025年12月31日現在のCABEIの貸付金の合計は12,345.794百万米ドルであり、95% (11,710.407百万米ドル)が公共部門の借主に対する貸付けであり、5% (635.387百万米ドル)が民間部門の借主に対する貸付けであった。CABEIは、自行の戦略に矛盾することなく、公共部門及び民間部門における融資活動を継続している。

2023年12月31日から2025年12月31日までの間に、CABEIの貸付金残高は複利年率で約6.7%増加した。CABEIのかかる期間中の公共部門向けの貸付金は複利年率で約6.8%増加し、民間部門向けの貸付金は複利年率で4.5%増加した。

2025年度、2024年度及び2023年度中、CABEIは、安定した純利子差益を目標とすることにより、利率環境の変動性を管理した。

CABEIの金融費用には、借入金、債券、コマーシャル・ペーパー・プログラム、譲渡性預金及び投資に係る利息が含まれる。

[次へ](#)

**( )経営成績****2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度****金融収益**

CABEIの金融収益合計は、12.234百万米ドル（1.0%）減少し、2024年度の1,175.120百万米ドルから2025年度においては1,162.886百万米ドルとなった。かかる減少は、主として公共部門貸付金から得られる収益が、42.110百万米ドル（5.0%）減少し、2024年度の840.111百万米ドルから2025年度においては798.001百万米ドルとなったことによるものであり、これは主として市場金利の低下により、2025年度の公共部門貸付金に適用される金利が引き下げられたことに起因する。

銀行預金から得られる収益は、市場金利の低下により、7.404百万米ドル（3.5%）減少し、2024年度の210.794百万米ドルから2025年度においては203.390百万米ドルとなった。かかる減少は、( )市場性有価証券から得られる収益が、ポートフォリオの取引高の増加により、28.081百万米ドル（28.7%）増加し、2024年度の97.725百万米ドルから2025年度においては125.806百万米ドルとなったこと、及び( )2025年度に投資ファンドに係る実現利益が10.780百万米ドル（100.0%）増加したことにより相殺された。

**金融費用**

CABEIの金融費用合計は、24.693百万米ドル（3.2%）減少し、2024年度の782.163百万米ドルから2025年度においては757.470百万米ドルとなった。これは、主として( )譲渡性預金及び投資証券に係る利息費用が25.984百万米ドル（23.7%）減少し、2024年度の109.668百万米ドルから2025年度においては83.684百万米ドルとなったこと、並びに( )借入金に係る利息費用が、市場実勢金利の低下により、9.055百万米ドル（11.2%）減少し、2024年度の80.889百万米ドルから2025年度においては71.834百万米ドルとなったことに起因するものである。かかる減少は、債券に係る費用が、債券発行の増加により、17.386百万米ドル（3.0%）増加し、2024年度の583.712百万米ドルから2025年度においては601.098百万米ドルとなったことにより相殺された。

**貸付金に係る信用損失引当金繰入額**

CABEIは、2024年度の17.016百万米ドルに対して、2025年度には11.099百万米ドルの引当金純繰入額を計上した。この変動は、5.755百万米ドルの民間部門の引当金戻入額により相殺されたものの、公共部門の引当金残高が16.854百万米ドル増加したことにより起因する。公共部門の引当金の増加は、主として( )公共部門貸出金残高が当年度中に増加したこと、及び( )信用損失引当金の算定方法の改訂（これにより、更新された情報に基づき、当該地域の特定の公共部門貸付金についてデフォルト時損失率（LGD）の前提条件が調整された。）による減少により一部相殺されたことに起因するものであった。

**売却可能有価証券に係る信用損失引当金戻入額**

売却可能有価証券に係る信用損失引当金戻入額は、4.489百万米ドル（80.9%）減少し、2024年度の5.551百万米ドルから2025年度においては1.062百万米ドルとなった。これは、2024年9月から2025年12月にかけてAFS（売却可能）ポートフォリオの市場価値が改善したことにより、2025年度における当該引当金の認識が不要となったことによるものであった。

**未実行ローン・コミットメントに係る信用損失引当金戻入額**

CABEIは、2024年度の5.868百万米ドルに対して、2025年度には、未実行ポートフォリオ・エクスポージャーの減少により、3.118百万米ドルの引当金戻入額を計上した。

**偶発債務に係る信用損失引当金繰入（戻入）額**

2024年度の0.036百万米ドルの引当金戻入額に対し、2025年度において、CABEIは1.320百万米ドルの引当金繰入額を計上した。この変動は、主に2025年度のエクスポージャー交換協定に基づき提供された保証を含む偶発的コミットメントの増加に起因するものである。

### その他の営業利益（費用）

CABEIのその他の営業利益（費用）（金融サービス及びその他の手数料、監視及び管理手数料、持分投資に係る純（損失）利益、リスクキャピタルの投資に係る費用、持分投資による配当金、担保権実行資産売却益、売却可能有価証券に係る実現利益（損失）、為替純利益（損失）並びにその他の営業利益を含む。）は、8.536百万米ドル（223.2%）増加し、2024年度の3.825百万米ドルから2025年度においては12.361百万米ドルへと利益の増加が生じた。かかる増加は、主として（ ）売却可能有価証券に係る実現利益（損失）が、7.359百万米ドル（199.7%）増加し、2024年度の3.685百万米ドルの損失から2025年度において3.674百万米ドルの利益となったこと、（ ）その他の営業利益が、1.634百万米ドル（48.2%）増加し、2024年度の3.390百万米ドルから2025年度において5.024百万米ドルとなったこと、及び（ ）為替純利益（損失）が、1.132百万米ドル（185.0%）増加し、2024年度の0.612百万米ドルの損失から2025年度においては0.520百万米ドルの利益となったことに起因するものである。かかる増加は、（ ）2025年度にリスクキャピタルの投資に係る費用が1.257百万米ドル（100.0%）増加したこと、及び（ ）金融サービス及びその他の手数料が、1.242百万米ドル（85.4%）減少し、2024年度の1.454百万米ドルから2025年度において0.212百万米ドルとなったことにより一部相殺された。

### 一般管理費

CABEIの一般管理費は3.446百万米ドル（3.8%）増加し、2024年度の91.892百万米ドルから2025年度においては95.338百万米ドルとなった。かかる増加は、主に（ ）その他の管理費が1.739百万米ドル（6.0%）増加し、2024年度の28.873百万米ドルから2025年度においては30.612百万米ドルとなったこと、及び（ ）減価償却費が1.137百万米ドル（12.1%）増加し、2024年度の9.391百万米ドルから2025年度においては10.528百万米ドルとなったことに起因するものである。

### 特別拠出金及びその他の拠出金

CABEIの特別拠出金及びその他の拠出金は5.885百万米ドル（24.3%）減少し、2024年度の24.261百万米ドルから2025年度においては18.376百万米ドルとなった。この減少は、主に緊急支援が4.029百万米ドル（94.2%）減少し、2024年度の4.279百万米ドルから2025年度においては0.250百万米ドルとなったことに起因するものである。

### デリバティブ金融商品及び債務評価額

デリバティブ金融商品及び債務評価額の変更からのCABEIの損失は11.189百万米ドル（167.0%）増加し、2024年度の6.701百万米ドルから2025年度においては17.890百万米ドルとなった。かかる損失の増加は、主にCABEIのクロスカレンシー・スワップの時価評価の変動及びネットィング契約における相手方に関する信用リスク評価額調整がそれぞれ4.278百万米ドル及び6.911百万米ドルであったことに起因するものである。CABEIのデリバティブ金融商品はすべて満期保有目的であり、CABEIはデリバティブ金融商品をトレーディング目的又は投機目的では使用していない。

CABEIは、金融負債に対して公正価値オプションが選択された際の特定の金融商品の信用リスクに起因する公正価値の変動は、損益計算書ではなく貸借対照表のその他の包括利益の項目において、個別に認識されなければならないと定めている。

### 当期純利益

上記の結果、CABEIの当期純利益は9.567百万米ドル（3.6%）増加し、2024年度の268.367百万米ドルから2025年度においては277.934百万米ドルとなった。

## ( )貸借対照表

2025年12月31日現在のCABEIの資産合計、負債合計及び資本合計は、それぞれ19.762十億米ドル、14.392十億米ドル及び5.370十億米ドルであり、これと比較して2024年12月31日現在ではそれぞれ18.239十億米ドル、13.209十億米ドル及び5.030十億米ドルであり、2023年12月31日現在ではそれぞれ17.186十億米ドル、12.494十億米ドル及び4.692十億米ドルであった。

## ( )資産の内容

### 期限超過貸付金

2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日現在、CABEIの期限超過分割払貸付金（未収利息不計上貸付金の期限超過分割払元本を含む。）はなかった。

### 未収利息不計上貸付金

2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日現在、未収利息不計上状態の貸付金はなかった。

### 貸付金の償却及び貸倒引当金繰入額

CABEIの方針に基づき、経営陣は、貸付金の未払額が回収不能と判断された時点で引当金を取り崩すことを決定している。CABEIは、通常、かかる貸付金について100%の引当金を積み立てている。2025年度及び2024年度中、貸付金の償却はなかった。2023年度には、CABEIは0.031百万米ドルの貸付金を償却し、そのすべてが民間部門の借主に対するものであった。CABEIは、2025年度及び2024年度においてそれぞれ11.099百万米ドル及び17.016百万米ドルを貸倒引当金繰入額として計上した一方で、2023年度において13.788百万米ドルを貸倒引当金戻入額として認識した。

## ( )流動性及び資金源

CABEIの資金は、主として以下の事由により生じる。

- ・ CABEIに対する利息の支払い及びその他の営業活動
- ・ CABEIに対する元本の支払い
- ・ 負債性証券の販売並びに銀行及び多国籍金融機関からの借入れ等による資金調達

CABEIの主要な資金使途は以下のとおりである。

- ・ CABEIによる元本及び利息の支払い
- ・ CABEIによる融資の実行
- ・ 営業費用

CABEIの方針は、信用格付けを維持又は向上させるため、格付機関が設定した流動性比率を遵守することである。さらに、CABEIは、向こう6ヵ月間の予想される現金必要額の総額と少なくとも同等の流動資産を保有することを求められている。

CABEIは最近、投資方針を、収益性より流動性に重点を置く方針に改定し、2025年11月12日に理事会により承認された。同方針では、投資ポートフォリオの最低70.0%を「AA-」格以上の金融商品で、かつ少なくとも90%を「A-」格以上の金融商品で組成することが求められている。2025年12月31日現在、CABEIの流動資産の81.4%が「AA-」格以上の金融商品に、96.5%が「A-」格以上の投資適格商品に投資されており、これに対してかかる比率は2024年12月31日現在ではそれぞれ77.5%及び96.3%、2023年12月31日現在ではそれぞれ75.5%及び96.4%であった。

CABEIの慎重な投資方針は、CABEIの確定利付ポートフォリオの最長加重平均デュレーションを3年とし、取得時における個別の有価証券の最長修正後デュレーションは5年としており、かかる有価証券は流動性がなければならないとしている。2025年12月31日現在、CABEIの流動性ポートフォリオ全体の平均デュレーションは0.61であった一方、確定利付証券ポートフォリオの平均デュレーションは1.35であった。これに対し、2024年12月31日現在ではそれぞれ0.60及び0.94、2023年12月31日現在ではそれぞれ0.47及び0.94であった。

### 営業活動

CABEIの営業活動による現金収入は、5.960百万米ドル(1.9%)増加し、2024年度の309.345百万米ドルの純キャッシュ・インフローから2025年度においては315.305百万米ドルの純キャッシュ・インフローとなった。これは主に、( )その他の負債の増加、( )当期純利益の増加、( )デリバティブ金融商品及び債務の評価効果の増加、( )未収利息の減少、並びに( )その他のインフローにより、キャッシュ・インフローが総額で212.344百万米ドル増加し、2024年度の312.963百万米ドルの純キャッシュ・インフローから2025年度において525.307百万米ドルの純キャッシュ・インフローとなったことに起因するものである。この増加は、( )その他の資産の増加及び( )投資ファンドに係る実現利益の計上により、キャッシュ・アウトフローが総額で206.384百万米ドル増加し(2024年度の3.618百万米ドルの純キャッシュ・アウトフローから2025年度において210.002百万米ドルの純キャッシュ・アウトフロー)たことにより一部相殺された。

### 投資活動

CABEIの投資活動による現金支出は、1,150.775百万米ドル(67.6%)減少し、2024年度の1,702.323百万米ドルの純キャッシュ・アウトフローから2025年度においては551.548百万米ドルの純キャッシュ・アウトフローとなった。これは、主として( )デリバティブ金融商品に対して支払われた現金担保の減少、( )貸付金の回収額の増加、( )売却可能有価証券の売却及び償還による手取金の増加、並びに( )有利子銀行預金の減少により、純キャッシュ・インフローが総額で2,757.182百万米ドル増加し、2024年度の2,581.162百万米ドルのキャッシュ・インフローから2025年度において5,338.344百万米ドルの純キャッシュ・インフローとなったことに起因するものである。これは、( )売却可能有価証券の買入れの増加、( )貸付金支出額の増加、( )持分投資の増加、及び( )その他のアウトフローにより、キャッシュ・アウトフローが総額で1,606.407百万米ドル増加し(2024年度の4,283.485百万米ドルの純キャッシュ・アウトフローから2025年度において5,889.892百万米ドルの純キャッシュ・アウトフロー)たことにより一部相殺された。

### 財務活動

CABEIの財務活動による現金収入は、1,098.025百万米ドル(81.9%)減少し、2024年度の1,340.744百万米ドルの純キャッシュ・インフローから2025年度においては242.719百万米ドルの純キャッシュ・インフローとなった。これは、主に( )譲渡性預金の減少、( )債券償還額の増加、( )借入金返済額の増加、及び( )借入金による手取金の減少により、キャッシュ・アウトフローが総額で1,411.563百万米ドル増加し、2024年度の1,294.616百万米ドルの純キャッシュ・アウトフローから2025年度において2,706.179百万米ドルの純キャッシュ・アウトフローとなったことに起因するものである。これは、( )債券発行による手取金の増加、( )資本拠出金の増加及び( )その他のインフローにより、キャッシュ・インフローが総額で313.538百万米ドル増加し(2024年度の2,635.360百万米ドルのキャッシュ・インフローから2025年度において2,948.898百万米ドルの純キャッシュ・インフロー)たことにより一部相殺された。

## ( )市場リスクに関する定量的及び定性的開示

市場リスクとは、金融市場の悪化によりCABEIの財政状態、経営成績又はキャッシュフローに影響を及ぼす可能性のある損失のリスクを意味する。CABEIは金利及び外国為替の変動に関する市場リスクにさらされている。金利及び外国為替の変動により、CABEIの融資、貸付け及び投資費用、並びに貸付けからの収益が変動する可能性がある。

CABEIは、固定金利ではなく変動金利を基にした貸付けと資金調達により効果的に金利リスクによる影響の軽減を図っている。2025年12月31日現在、CABEIの貸付けの約92.5%が、担保付翌日物調達金利（以下「SOFR」という。）又は一般に少なくとも3ヵ月ごとに（ほとんどすべての場合少なくとも6ヵ月ごとに）修正されるその他の金利に基づいてその貸付条件が設定されている。貸付けの財源となったCABEIの負債もまた、変動金利による契約であるか、又は変動金利へとスワップされている。固定金利での貸付けを行う場合、CABEIは固定金利によってそれに対応する資金調達を行うか、又はその代わりにリスクをヘッジする。

CABEIは、スワップ契約の相手方が全米において認知された格付機関からA格以上の格付けを付されていることを求めている。2025年12月31日現在、CABEIが締結しているスワップ契約の想定元本は11,858.0百万米ドルであった。

CABEIは、現行の市場環境の下、負債の満期と貸付ポートフォリオの満期を可能な限り一致させようとしている。2025年12月31日現在、CABEIの貸付ポートフォリオの加重平均存続期間は7.0年、対応する金融負債の加重平均存続期間は3.4年であった。

経営陣は、国際的な債券市場及び地域の債券市場におけるCABEIの存在感を市場環境が許す限り高めるという戦略の結果、CABEIの負債の加重平均存続期間は徐々に延びるであろうと予想している。さらにCABEIの経営陣は、負債の加重平均存続期間を延長するというCABEIの戦略によって公共部門の借主に対する長期融資が可能になるため、CABEIの金融資産の加重平均存続期間は徐々に延びるであろうと予想している。

2025年12月31日現在、CABEIの資産の約100.0%及び負債の約57.7%が米ドル建てであった。その他の負債は主としてメキシコペソ、英ポンド、スイスフラン、ユーロ、豪ドル、ノルウェークローネ及び設立加盟国その他の通貨建てであったが、そのほとんどが米ドルにスワップされた。スワップ後のCABEIの負債の約99.7%は米ドル建てであった。

CABEIは自己勘定でデリバティブ取引を行っていない。資産及び負債の管理方針並びにヘッジ及びデリバティブ金融商品に関する方針の下、CABEIは、金利リスク及び通貨リスクをヘッジし、また中立的なポジションを取る顧客に対してヘッジを提供するためにスワップ契約を締結している（「事業 - ( )財務方針」を参照のこと。）。CABEIはまた、クレジット・エクスポージャーを管理するためにデリバティブを利用することができる。

CABEIは上記リスクの再評価を継続的に行っており、経営陣が適切と判断する場合には金利、為替相場及び信用リスクのヘッジ取引を行う。

## 事業

### ( )目的及び焦点

CABEIは、基本協定の定めに従って、設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国を含む中米地域の経済の統合と均衡のとれた経済及び社会の発展を促すことを目的とする。その目的を果たすため、基本協定はCABEIがインフラ事業、中米地域内の通商の活性化及び輸出の促進に寄与する地域産業への長期投資、効率及び競争力の強化を目的とした開発、近代化及び拡大を促進する農産業部門及び農業部門への投資、地域開発のためのサービス、社会開発、天然資源及び環境の保全及び保護、気候変動の影響の緩和及び適応、基本協定に定める活動に関連する研究並びに評議会が授権したその他のプログラム及びプロジェクトに焦点を当てることとしている。CABEIはまた、地域の経済及び社会の発展に大きな影響を及ぼし、中米地域の国々の発展に寄与するその他の事業及びプロジェクトへの取組みにも注力している。同様に、評議会が発行する規則に定められた条件に基づき、CABEIは地域外加盟国・地域におけるプログラムへの参加及び/又はプロジェクトの展開も行う。

### ( )概要

CABEIは、設立加盟国の公共部門及び民間部門の借主に対して主として米ドル建てで行われる貸付けを行うことを主要な事業活動としている。CABEIは、残りの加盟国・地域（設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域を含む。）の公共部門及び民間部門の借主に対する貸付けを行うことも認められている。

「(2)資本構成 - 資本構造 - ( )設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域」を参照のこと。文脈上必要な場合を除き、設立加盟国内のみにおいて実施されたCABEIの貸付け、ファンド投資及びその他の事業活動に関する本書中の記載は、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域となる国において行われた活動を含むものとする。CABEIは、主に設立加盟国の公共部門及び民間部門の団体の債券又は持分に投資を行うファンドにも投資しており、設立加盟国における様々な開発プログラムの実施を担っている。

CABEIの収入は、市場性有価証券及び銀行預金のほか主として上記の貸付事業から得られる。CABEIは、ファンドへの投資活動は事業全般から見て副次的なものであると考えており、かかる活動が将来大幅に増加することは予測していない。

基本協定を遵守し十分な経営成績をあげるため、CABEIの貸付けは、競争上優位性を有するか、加盟国・地域の差し迫った経済的及び/又は社会的需要のある借主及び事業を対象としている。さらにCABEIは、CABEIのグリーン、ブルー及びソーシャルフレームワークに基づくラベル付き証券の発行を含め、環境保護上持続可能な発展を重視した事業を対象としている。

以下の表は、2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日に終了した事業年度における上記の貸付事業並びに市場性有価証券及び銀行預金からの収入額を示したものである。

#### CABEIの主要な収入源

	12月31日に終了した事業年度		
	2025年	2024年	2023年
	(単位：千米ドル)		
貸付金	822,910	866,601	777,921
市場性有価証券、銀行預金及び投資ファン ドに係る実現利益	339,976	308,519	239,722
合計	1,162,886	1,175,120	1,017,643

## ( )貸付け

CABEIは、設立加盟国の法律に基づいて設立されたか、又は設立加盟国において事業を営むことを認められた公共部門及び民間部門の借主に対してのみ貸付けを行っている。CABEIはまた、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域の法律に基づき設立されたか、又は設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域において事業を営むことを認められた公共部門及び民間部門の借主に対する貸付けを行うことができる。CABEIが民間部門の借主に対する貸付けを増加させるという戦略を決定した1992年より前は、CABEIの貸付けは主として公共部門の借主に対するものであった。2020年12月31日現在では、CABEIの貸付金8,203.689百万米ドルのうち、それぞれ約86% (7,046.864百万米ドル) が公共部門の借主に対する貸付けであり、約14% (1,156.825百万米ドル) が民間部門の借主に対する貸付けであったのに対して、2025年12月31日現在、CABEIの貸付金は合計12,345.794百万米ドルであり、そのうち約95% (11,710.407百万米ドル) が公共部門の借主に対する貸付けであり、約5% (635.387百万米ドル) が民間部門の借主に対する貸付けであった。

CABEIは、自行の戦略に矛盾することなく、公共部門及び民間部門における融資活動を継続している。2025年度及び2024年度中、貸付金の償却はなかった。2023年度には、CABEIは0.031百万米ドルを償却し、そのすべてが民間部門の借主に対して行われた。CABEIは、2023年度には13.788百万米ドルを貸倒引当金戻入額として認識した一方、2025年度及び2024年度においてそれぞれ11.099百万米ドル及び17.016百万米ドルを貸倒引当金繰入額として計上した。

以下の表は、2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日に終了した事業年度における、CABEIの公共部門及び民間部門への貸付事業からの収益額を示したものである。

### 公共部門及び民間部門への貸付けによる金融収益

	12月31日に終了した事業年度		
	2025年	2024年	2023年
	(単位：千米ドル)		
公共部門	798,001	840,111	742,545
民間部門	24,909	26,490	35,376
合計	822,910	866,601	777,921

### 公共部門への貸付け

CABEIは通常、加盟国・地域の中央政府又は政府の所有する自治体若しくは分権的な団体が展開する特定の事業又はプログラムに対する融資を行っている。CABEIは通常、公共部門の債務について支払い又は回収可能性に関する政府保証を要求している。「( )融資方針並びに融資承認手続及び管理」を参照のこと。加盟国・地域に関するCABEIの公共部門エクスポージャーは、加盟国全体のエクスポージャーの合計の30%を超えることができない。設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域におけるエクスポージャーは、基準限度額に現金払出資の倍数を加算した額によって算出される。現金払出資が40百万米ドルを超える国の場合、800百万米ドルに、40百万米ドルを超える出資1米ドルにつき10倍を加算した額が限度額となり、それ以外の場合は、250百万米ドルに12.5百万米ドルを超える出資1米ドルにつき20倍を加算した額が限度額の基準となる。

政府保証のない公共(金融又は非金融)グループに対するCABEIのエクスポージャーは、CABEIの自己資本の22%に制限されている。

政府の保有する機関又は資本構造の大半を占める政府の参加する機関への政府保証のない貸付金は、当該機関の内部信用格付けにより決定され、当該機関に対するエクスポージャーはCABEIの自己資本の22%に制限されている。政府の保有する金融機関への政府保証のない貸付金は、CABEIの自己資本の14%を超えてはならない。

2018年11月30日付で、中米社会開発特別基金(以下「FETS」という。)はCABEI普通資本に有効に統合された。当該日付において、FETSの財務数値はCABEIの貸借対照表の一部となった。これは、FETSをCABEI普通資本に統合する提案を承認したCABEIの評議会決議(2018年4月26日付第AG-10/2018号)を受けて実施された。

### 優先債権者としての地位

中米地域の経済開発におけるCABEIの重要性が高く、またCABEIはその貸付け又は保証に関して遅延を生じている公共部門の借主又は保証人に対しては貸付けを行わない方針を採っていることから、加盟国・地域及び加盟国・地域内の公共部門の借主は、たとえ他の債権者に対する債務を履行していないとしてもCABEIに対する債務を履行しようとするであろうとCABEIは考えている（CABEIはこれを「優先債権者としての地位」と呼んでいる。）。「( )財務方針」を参照のこと。

実際CABEIは、中米地域において公共部門の借主に対して貸付けを行い優先債権者としての地位を有するその他の債権者よりも、さらに優先されてきた。例えば、1980年代には、一部の中米政府は他の多国間債権者に対し債務不履行状態にあったにもかかわらず、CABEIに対しては支払いを継続した。

CABEIのポートフォリオの大部分が公共部門の借主に対する貸付けであるため、貸付ポートフォリオの大部分はCABEIの優先債権者としての地位から恩恵を受けており、この状況は中期的に続く予想されている。

### 民間部門への貸付け

CABEIは、加盟国・地域の民間部門の借主に貸付を行っている企業団体及び中間民間金融機関へ直接貸付けを行っている。2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日に終了した事業年度において、民間部門への貸付けのそれぞれ99.0%、100.0%及び88.9%は中間民間金融機関に対して行われ、一方で残りの民間部門への貸付けは法人の借主に対して直接行われた。CABEIは中間金融機関に与えられている包括的なリボルビング・クレジット枠を通じて民間部門の借主への資金提供を行っているが、これは、融資効率を高め、金融部門の発展を促進し、最終的な借主ではなく中間金融機関がCABEIに対して責任を負うことによって弁済の可能性を高めるためである。

CABEIは、CABEIから中間金融機関に対する貸付けの実行時に中間金融機関に対してCABEIへ担保提供することを要求しない場合でも、貸付期間中に当該中間金融機関に対して担保を提供するよう要求する権利を留保している。CABEIは、直接的な貸付けを行っている民間部門の借主に対しては、通常、固定資産、株式、不動産又は信託基金を担保として提供するよう要求する。「( )融資方針並びに融資承認手続及び管理」を参照のこと。

加盟国・地域の一つにおいて設立された民間の借主に対する直接的な貸付けについては、官民協働プロジェクトの資金調達におけるCABEIの参加は、融資期間中、提案されたプロジェクトの総費用の60%以下でなければならないのに対し、その他のプロジェクト・ファイナンスにおけるCABEIの参加は、融資期間中、提案されたプロジェクトの総費用の40%以下でなければならない。25.0百万米ドル未満のプロジェクトについては、CABEIの参加は総費用の60%以下とすることができる。CABEIは、投資家又はスポンサーからプロジェクト総費用の最低25%の出資を求め、出資の構成はプロジェクトの信用度の初期評価によって異なる。

CABEIの中間金融機関への最大のリスク・エクスポージャーは、かかる機関についての内部の信用リスク格付及び管理体制によって決定され、CABEIからの資金供給の利用可能額は、かかる機関の利用可能な自己資本に基づいて上限が設定されている。民間金融部門顧客一つ当たりのCABEIのエクスポージャーは、CABEIの自己資本の6%を超えてはならず、コーポレート・ファイナンスを必要とする民間企業へのエクスポージャーは、CABEIの自己資本の5%を超えてはならない。さらに、単一の顧客又はプロジェクトにおけるCABEIのエクスポージャーは、ポートフォリオ全体の2.0%未満でなければならない。かつ、CABEIの上位10の民間エクスポージャーの合計は、CABEIの貸付ポートフォリオの合計の11%を超えてはならない。

CABEIは、民間の金融経済グループ及び民間の非金融経済グループにおけるエクスポージャーをそれぞれ自己資本の10%及び5%に制限している。CABEIの非金融の法人顧客へのリスク・エクスポージャーは、CABEIの内部信用リスクモデルによって評価される顧客の信用度に基づいている。

民間部門貸付金のプロジェクト・ファイナンスへのCABEIの参加は、CABEIの自己資本及びプロジェクトの特性によって決まる。プロジェクトに投資適格出資者がいるならば、CABEIの最大エクスポージャーは、その自己資本の5%を超えてはならず、それ以外の場合は、顧客の信用度に応じて、CABEIのエクスポージャーは自己資本の3%を超えてはならない。プロジェクトが公共部門からの支援を受けている場合、CABEIはケースバイケースの分析を行う。

**貸付金**

以下の表は、2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日現在におけるCABEIの貸付金を、借主の国別に示したものである。

**借主の国別の貸付金**

	12月31日現在		
	2025年	2024年	2023年
	(単位：千米ドル)		
グアテマラ	617,133	583,514	606,433
エルサルバドル	2,666,032	2,829,307	2,821,207
ホンジュラス	1,814,740	1,995,860	1,906,068
ニカラグア	2,489,608	2,427,371	2,287,472
コスタリカ	1,391,017	1,090,680	1,102,086
パナマ	1,036,489	848,483	542,326
ドミニカ共和国	772,645	671,817	666,244
ベリーズ	17,003	13,105	10,447
コロンビア	498,925	498,849	249,411
メキシコ	14,976	29,953	44,929
アルゼンチン	972,589	755,669	587,605
キューバ	54,637	28,026	0
	12,345,794	11,772,634	10,824,228
貸付金に係る信用損失引当金	(59,615)	(48,386)	(31,305)
貸付金純額	12,286,179	11,724,248	10,792,923

以下の表は、2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日現在におけるCABEIの公共部門への貸付金を、借主の国別に示したものである。

**借主の国別の公共部門への貸付金**

	12月31日現在		
	2025年	2024年	2023年
	(単位：千米ドル)		
グアテマラ	447,985	488,520	537,737
エルサルバドル	2,599,184	2,743,373	2,695,918
ホンジュラス	1,608,598	1,882,198	1,747,195
ニカラグア	2,464,497	2,376,208	2,215,840
コスタリカ	1,326,270	1,029,185	1,018,707
パナマ	933,098	803,299	469,428
ドミニカ共和国	772,645	671,817	666,244
ベリーズ	17,003	13,105	10,447
コロンビア	498,925	498,849	249,411
メキシコ	14,976	29,953	44,929
アルゼンチン	972,589	755,669	587,605
キューバ	54,637	28,026	0
	11,710,407	11,320,202	10,243,461
貸付金に係る信用損失引当金	(54,467)	(37,613)	(11,051)
貸付金純額	11,655,940	11,282,589	10,232,410

[次へ](#)

以下の表は、2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日現在におけるCABEIの民間部門への貸付金を、借主の国別に示したものである。

### 借主の国別の民間部門への貸付金

	12月31日現在		
	2025年	2024年	2023年
		(単位：千米ドル)	
グアテマラ	169,148	94,994	68,696
エルサルバドル	66,848	85,934	125,289
ホンジュラス	206,142	113,662	158,873
ニカラグア	25,111	51,163	71,632
コスタリカ	64,747	61,495	83,379
パナマ	103,391	45,184	72,898
	635,387	452,432	580,767
貸付金に係る信用損失引当金	(5,148)	(10,773)	(20,254)
貸付金純額	630,239	441,659	560,513

以下の表は、2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日現在におけるCABEIの貸付金を、最終的な借主の経済業種別に示したものである。

### 最終的な借主の経済業種別の貸付金

	12月31日現在		
	2025年	2024年	2023年
		(単位：千米ドル)	
建設	3,926,498	3,661,442	3,330,538
その他の事業	1,517,375	1,390,074	1,378,478
気候変動	1,134,052	1,106,866	857,317
電力、ガス、蒸気及び空調供給	1,093,222	1,534,832	1,359,270
行政及び社会保障計画	916,140	721,474	669,478
医療及び社会支援	840,090	1,052,570	1,024,534
水道業、下水処理、廃棄物管理及び汚染除去	439,157	359,340	328,828
複合業種	435,185	515,464	595,748
食品安全	378,720	192,935	49,824
農業、牧畜業、林業及び漁業	374,044	188,647	169,083
教育	318,097	271,401	246,718
運輸及び倉庫	236,497	110,161	97,775
金融及び保険事業	224,258	353,822	454,857
専門的、科学的及び技術的事業	174,035	64,783	54,628
芸術、エンターテインメント及びレクリエーション事業	118,872	119,724	113,030
卸売業及び小売業	101,368	35,119	36,280
製造業	54,844	17,610	19,106
金融仲介業	35,000	45,000	0
宿泊業及び飲食事業	16,013	17,424	20,349
情報及び通信	12,327	13,946	18,387
合計	12,345,794	11,772,634	10,824,228

以下の表は、表示された事業年度に満期を迎える、2025年12月31日現在のCABEIの貸付金の概算額を示したものである。

### 貸付金の満期

	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年以降	合計
	(単位：千米ドル)					
支払元本	1,293,425	1,067,996	1,072,928	961,583	7,949,862	12,345,794

次の表は、2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日現在のCABEIの通貨別の貸付金を示したものである。

### 通貨別の貸付金

	12月31日現在		
	2025年	2024年	2023年
	(単位：千米ドル)		
米ドル	12,290,178	11,743,690	10,822,773
ユーロ	55,616	28,886	907
中米諸国の通貨	0	58	548
	12,345,794	11,772,634	10,824,228
貸倒引当金	(59,615)	(48,386)	(31,305)
貸付金純額	12,286,179	11,724,248	10,792,923

以下の表は、2025年12月31日現在のCABEIの借主上位20先を示したものである。同日現在、これらの借主に  
 対する貸付けはCABEIの貸付金11,772.628百万米ドルの96%を占めていた。

借主上位20先

	2025年12月31日現在の エクスポージャー総額 (単位：千米ドル)
ニカラグア共和国(NIC)	2,470,976
エルサルバドル共和国(SLV)	2,076,022
ホンジュラス共和国(HND)	1,458,382
アルゼンチン政府(ARG)	916,414
パナマ共和国(PAN)	842,955
コスタリカ共和国(CRI)	784,327
ドミニカ共和国政府(RD)	774,941
コロンビア共和国(COL)	500,000
グアテマラ共和国(GTM)	449,652
エルサルバドル自然保護基金(SLV)	403,056
コンセホ・ナシオナル・デ・ヴィアリダ(CONAVI)(CRI)	165,158
ホンジュラス中央銀行(HND)	155,000
インスティトゥト・コスタリセンス・デ・エレクトリシダ(ICE)(CRI)	118,773
インスティトゥト・コスタリセンス・デ・アクエドゥクトス(CRI)	116,443
コスタリカ社会保障基金(CRI)	105,757
フォンド・ソーシャル・パラ・ラ・ビビエンダ(SLV)	95,695
グローバル・バンク・コーポレーション(PAN)	94,417
バンコ・ピクサ (PAN)	92,000
バンコ・フィナンシエラ・コマーシャル・ホンジュレナ・ エス・エー(FICOHSA)(HND)	77,940
バンコ・デル・パイス・エス・エー(HND)	74,720
<b>合計</b>	<b>11,772,628</b>

次の表は、2025年12月31日現在の、各設立加盟国におけるCABEIの民間部門の借主上位5先を示したものである。

### 民間部門の上位借主

	2025年12月31日現在の エクスポージャー総額 (単位：千米ドル)
<b>グアテマラ：</b>	
バンク・インダストリアル・エス・エー	57,432
バンク・プロメリカ・エス・エー	35,430
フィナンシエラ・コンソリダダ・エス・エー	24,867
バンク・デ・デサロヨ・ルラル・エス・エー	21,502
バンク・G&T・コンチネンタル	20,000
<b>小計</b>	<b>159,231</b>
<b>エルサルバドル：</b>	
バンク・クスカトラン・デ・エル・サルバドル・エス・エー	28,763
フェデラシオン・デ・カハス・デ・クレディト・デ・バンコス・デ・ロス・トラバハドレス	9,854
バンク・アトランティダ・デ・エルサルバドル・エス・エー	5,225
マルチ・インベルシオネス・バンク・コルポラティーボ・デ・ロス・トラバハドレス	3,601
バンク・プロメリカ・エス・エー	2,703
<b>小計</b>	<b>50,146</b>
<b>ホンジュラス：</b>	
バンク・フィコーサ・エス・エー	77,940
バンク・デル・パイス・エス・エー	74,720
バンク・フィナンシエラ・セントロアメリカーナ・エス・エー	4,336
ファンダシオン・ホセ・マリア・コベロ	3,038
<b>小計</b>	<b>160,034</b>
<b>ニカラグア：</b>	
サイトフル・イ・マリーナ・デ・グアカリート	6,085
バンク・フィコーサ・ニカラグア・エス・エー	3,729
バンク・デ・フィナンサス・エス・エー	3,576
バンク・デ・ラ・プロドゥクシオン・エス・エー	3,390
バンク・アバンス・エス・エー	2,883
<b>小計</b>	<b>19,663</b>
<b>コスタリカ：</b>	
バンク・プロメリカ・コスタリカ・エス・エー	35,454
アラフエラ相互グループ - 住宅貯蓄貸付	5,957
カルタゴ相互貯蓄貸付	4,853
バンク・キャセイ・エス・エー公務員貯蓄貸付協同組合アール・エル	3,563
フィナンシエラ・CAFSA・エス・エー	2,560
<b>小計</b>	<b>52,387</b>
<b>パナマ：</b>	
グローバル・バンク・コーポレーション	94,417
インテルアメリカーナ・ホールディング・グループ・エス・エー	9,063
<b>小計</b>	<b>103,480</b>
<b>合計</b>	<b>544,941</b>

**( )金銭債務**

CABEIはその運営のための資金調達をほぼ例外なく設立加盟国外で行っている。CABEIは元来、借入金及び信用枠を国際開発金融機関、政府系金融機関、輸出信用機関及び商業銀行から得てきた。またCABEIは、譲渡性預金及び投資証券の発行を通じて独自に資金調達を行ってきた。加えて、1997年以降CABEIは、資金源を多様化すること並びにグローバル・コマーシャル・ペーパー及びリージョナル・コマーシャル・ペーパーの発行、また米国、中米諸国、中華民国（台湾）、シンガポール、香港、日本、タイ、ウルグアイ、コロンビア共和国、ペルー、スイス、ルクセンブルク、ノルウェー、オーストラリア、ドイツ及びメキシコ合衆国を含む、様々な市場における公共又は民間の債券の発行を通じて金融市場からの資金調達を行うことでより安定した資金調達に依拠することの両方をその資金調達方針としている。

CABEIは、これまで発行した債券の元本、プレミアム又は利息の支払いについて不履行に陥ったことがなく、常にすべての債務の期限を遵守してきた。

以下の表は、2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日現在におけるCABEIの金銭債務の調達先を示したものである。

**金銭債務の調達先**

	12月31日現在		
	2025年	2024年	2023年
	(単位：千米ドル)		
借入金 <sup>(1)</sup>	1,332,179	1,582,008	1,432,432
債券	11,003,077	9,063,394	8,356,172
コマーシャル・ペーパー・プログラム	0	184,146	312,644
譲渡性預金及び投資証券	1,562,067	2,116,542	2,146,275
合計	<u>13,897,323</u>	<u>12,946,090</u>	<u>12,247,523</u>

- (1) CABEIは国際的な商業銀行及びその他の開発銀行からの借入金及び信用枠を受ける可能性がある。2025年12月31日現在、CABEIは合計526.6百万米ドルの国際的な商業銀行、開発銀行及び機関からの利用可能な長期及び短期のコミットメント型貸付信用供与枠及び非コミットメント型貸付信用供与枠を得ており、このうち約499.1百万米ドルが非コミットメント型であった。

以下の表は、2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日現在におけるCABEIの金銭債務合計に対するCABEIの借入金、コマーシャル・ペーパー・プログラム、債券及び譲渡性預金及び投資証券の割合を示したものである。

### 金銭債務内訳

	12月31日現在		
	2025年	2024年	2023年
借入金	10%	12%	12%
コマーシャル・ペーパー・プログラム	0%	1%	3%
債券	79%	70%	68%
譲渡性預金及び投資証券	11%	16%	17%
合計	100%	100%	100%

以下の表は、2025年12月31日現在におけるCABEIの借入金の資金源を示したものである。

### 借入金の資金源

資金源	2025年12月31日現在 (単位：千米ドル)
<i>政府系金融機関及び輸出信用機関</i>	
中国信託商業銀行	349,940
フランス開発庁	289,854
スペイン開発金融公庫 (ICO)	228,940
ドイツ復興金融公庫 (KfW)	225,000
メキシコ財務・公的信用省 (SHCP)	64,068
米国国際開発金融公社 (US DFC)	62,035
台湾国際合作発展基金会 (台湾 ICDF)	53,301
韓国輸出入銀行	14,987
アメリカ合衆国国際開発庁 (USAID)	2,157
<b>小計</b>	<b>1,290,282</b>
<i>商業銀行</i>	
ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行	24,175
サンタンデール銀行	15,556
ノルデア・バンク	1,450
BNPパリバ・フォルティス	716
<b>小計</b>	<b>41,897</b>
<b>借入金合計</b>	<b>1,332,179</b>

以下の表は、2025年12月31日現在におけるCABEIの債券の種類を示したものである。

2025年12月31日現在における債券の種類

種類 <sup>(1)</sup>	金額	米ドル建残高 (2025年12月31日 時点/単位:百万 米ドル)	満期	クーポン
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ34	250百万米ドル	24,519	2027年4月	4.290%
ユーロメディアム・ターム・ ノートシリーズ36	21.5百万ユーロ	26,200	2032年8月	4.00%
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ38	50百万米ドル	48,613	2027年11月	4.00%
ユーロメディアム・ターム・ ノートシリーズ42	50百万ユーロ	58,013	2033年4月	3.25%
ユーロメディアム・ターム・ ノートシリーズ47	75百万ユーロ	83,377	2034年2月	2.769%
ユーロLCシリーズ23	35百万ユーロ	41,259	2029年5月	3.00%
ユーロメディアム・ターム・ ノートシリーズ49	35百万ユーロ	36,792	2039年8月	3.00%
ノルウェークローネメディアム・ ターム・ノートシリーズ65	500百万 ノルウェークローネ	47,287	2028年5月	2.898%
ノルウェークローネメディアム・ ターム・ノートシリーズ65B	500百万 ノルウェークローネ	45,105	2031年5月	3.035%
豪ドル・オーストラリアメディアム・ ターム・ノート1及び2	140百万豪ドル	93,443	2026年11月	4.42%
ノルウェークローネメディアム・ ターム・ノートシリーズ72	500百万 ノルウェークローネ	46,788	2029年1月	3.00%
ウルグアイペソメディアム・ターム・ ノートシリーズ74	1,846百万 ウルグアイペソ	50,316	2027年2月	13.90%
ウルグアイペソメディアム・ターム・ ノートシリーズ76	2,851百万 ウルグアイペソ	77,884	2027年4月	0.14%
メキシコペソメディアム・ターム・ ノートシリーズ84	2,000百万 メキシコペソ	92,211	2028年6月	ゼロ クーポン
コロンビアペソメディアム・ターム・ ノートシリーズ88	185,600百万 コロンビアペソ	41,707	2028年10月	7.55%
スウェーデンクローナメディアム・ ターム・ノートシリーズ94	200百万 スウェーデンクローナ	20,745	2029年6月	1.460%
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ104	500百万米ドル	497,884	2026年2月	1.14%
スイスフランメディアム・ターム・ ノートシリーズ106	200百万スイスフラン	240,543	2031年9月	0.17%
ノルウェークローネメディアム・ ターム・ノートシリーズ108	1,400百万 ノルウェークローネ	120,688	2031年12月	2.40%
スイスフランメディアム・ターム・ ノートシリーズ109	220百万スイスフラン	273,036	2028年12月	0.11%
メキシコペソメディアム・ターム・ ノートシリーズ110	3,428百万 メキシコペソ	177,590	2031年12月	7.65%
豪ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ111	110百万豪ドル	65,070	2042年5月	4.70%
豪ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ112	72百万豪ドル	47,777	2032年6月	4.780%
豪ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ114	50百万豪ドル	33,126	2027年6月	3.94%
スイスフランメディアム・ターム・ ノートシリーズ115	155百万スイスフラン	197,438	2026年11月	1.5462%
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ116	50百万米ドル	49,981	2027年8月	SOFR 0/N +100bps

米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ117	35百万米ドル	35,003	2027年8月	SOFR 0/N +100bps
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ118	55百万米ドル	54,657	2027年8月	4.00%
豪ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ119	60百万豪ドル	40,470	2029年9月	5.00%
ユーロメディアム・ターム・ ノートシリーズ122	25百万ユーロ	30,077	2037年11月	4.125%
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ123	250百万米ドル	248,954	2032年11月	5.229%
スイスフランメディアム・ターム・ ノートシリーズ124	110百万スイスフラン	142,996	2027年12月	2.1375%
豪ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ125	30百万豪ドル	19,981	2027年12月	4.44%
日本円メディアム・ターム・ ノートシリーズ126	10十億円	63,134	2027年12月	0.562%
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ127	50百万米ドル	48,373	2033年1月	4.88%
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ128	130百万米ドル	127,559	2033年1月	4.90%
日本円メディアム・ターム・ ノートシリーズ129	7,000百万円	43,343	2033年1月	1.27%
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ130	1,250百万米ドル	1,249,343	2026年2月	5.00%
豪ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ131	100百万豪ドル	65,800	2038年5月	5.35%
メキシコペソメディアム・ターム・ ノートシリーズ132	6,500百万 メキシコペソ	361,818	2027年2月	28日 T1IE +25bps
メキシコペソメディアム・ターム・ ノートシリーズ133	3,500百万 メキシコペソ	195,419	2033年5月	9.41%
豪ドル・オーストラリアメディアム・ ターム・ノート3	30百万豪ドル	20,559	2033年7月	5.47%
コスタリカコロンメディアム・ターム・ ノートシリーズ134	53十億 コスタリカコロン	111,146	2030年11月	7.11%
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ135	1,350百万米ドル	1,355,369	2027年1月	5.00%
メキシコペソメディアム・ターム・ ノートシリーズ136	3,000百万 メキシコペソ	175,318	2034年5月	10.30%
メキシコペソメディアム・ターム・ ノートシリーズ137	10,000百万 メキシコペソ	556,733	2028年1月	28日 T1IE +19bps
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ138	50百万米ドル	49,982	2026年8月	SOFR 0/N +53bps
コスタリカコロンメディアム・ターム・ ノートシリーズ139	21.5十億 コスタリカコロン	42,873	2029年8月	5.94%
コスタリカコロンメディアム・ターム・ ノートシリーズ140	35.5十億 コスタリカコロン	71,193	2033年8月	6.34%
豪ドル・メディアム・ターム・ ノートシリーズ141	210百万豪ドル	135,019	2039年10月	5.2%
インドネシアルピアメディアム・ ターム・ノートシリーズ142	555十億 インドネシアルピア	33,950	2031年10月	6.75%
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ143	80百万米ドル	84,959	2054年11月	5.48%
コスタリカコロンメディアム・ターム・ ノートシリーズ144	13.45十億 コスタリカコロン	27,073	2027年11月	5.42%
コスタリカコロンメディアム・ターム・ ノートシリーズ145	17.85十億 コスタリカコロン	35,540	2029年11月	5.86%
トルコリラメディアム・ターム・ ノートシリーズ146	1.2十億トルコリラ	25,628	2028年12月	32.5%
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ147	1,500百万米ドル	1,520,221	2028年1月	4.75%

英ポンドミディアム・ターム・ ノートシリーズ148	750百万英ポンド	1,018,339	2028年2月	4.63%
ユーロミディアム・ターム・ ノートシリーズ149	30百万ユーロ	30,840	2055年6月	3.82%
米ドルミディアム・ターム・ ノートシリーズ150	20百万米ドル	19,997	2030年7月	S0FR 0/N +55bps
コスタリカコロンミディアム・ターム・ ノートシリーズ151	71,500百万 コスタリカコロン	149,920	2035年7月	7.58%
米ドルミディアム・ターム・ ノートシリーズ152	70百万米ドル	67,593	2040年10月	4.52%
メキシコペソミディアム・ターム・ ノートシリーズ153	3,000百万 メキシコペソ	167,411	2029年5月	T1IEF +26bps
米ドルミディアム・ターム・ ノートシリーズ154	25百万米ドル	25,004	2030年11月	S0FR 0/N +45bps
ニュージーランドドルミディアム・ ターム・ノートシリーズ155	25百万 ニュージーランドドル	14,091	2030年12月	3.48%

- (1) 2026年1月1日から本書の日付までの間に、CABEIは2026年1月22日付にて、2029年1月満期、3.75%の2,000百万米ドルの債券、2026年2月2日付にて、2029年2月満期、4.625%の500百万英ポンドの債券、2026年2月5日付にて、2030年12月満期、4.483%の15百万ニュージーランドドルの債券、2026年3月2日付にて、2029年9月満期、T1IEF+24bpsの3,000百万メキシコペソの債券、2026年3月17日付にて、2031年3月満期、3.934%の100百万ユーロの債券及び2026年6月8日付にて、2033年6月満期、8.75%の5,000百万ジャマイカドルの債券を発行した。

以下の表は、2025年12月31日現在におけるCABEIの譲渡性預金の保有者の主な種別を示したものである。

#### 譲渡性預金及び投資証券の保有者

保有者	2025年12月31日現在
	(単位：千米ドル)
中央銀行	1,245,366
公共金融機関	170,000
民間金融機関	59,185
多国籍機関	47,672
その他	39,844
合計	1,562,067

[前へ](#)      [次へ](#)

以下の表は、表示された事業年度に満期を迎えるCABEIの金銭債務の種類別に、2025年12月31日現在における元本の概算金額を示したものである。

**金銭債務の元本の満期**

	12月31日に終了した事業年度					合計
	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年以降	
	(単位：千米ドル)					
借入金	114,005	372,026	110,225	225,885	510,038	1,332,179
債券	2,088,089	2,344,471	3,575,162	395,086	2,600,269	11,003,077
譲渡性預金	1,530,667	5,817	13,114	5,981	6,488	1,562,067
合計	3,732,761	2,722,314	3,698,501	626,952	3,116,795	13,897,323

## ( )財務方針

以下の記述は、理事会によって制定された主要な財務方針を要約したものである。

### 流動性

CABEIの方針は、格付機関であるスタンダード・アンド・プアーズムーディーズ及びフィッチが、国際開発金融機関の流動性状況を評価するために各々の方法で使用する主要な流動性指標を、CABEIの信用格付けに沿って遵守することを求めている。CABEIの内部流動性比率は、向こう6ヵ月間の予想される現金必要額の総額と少なくとも同等の流動資産を保有することを求めている。流動資産は、現金による銀行預金、有利子銀行預金及び売却可能有価証券から成り立っている。通常、CABEIは経営のための現金必要額として必要とされる設立加盟国の通貨の額以上のかかる通貨の額を保有しない。方針に従って、ALCO委員会は、バーゼル の枠組みで定められる基準に従ったCABEIの流動性比率（LCR（流動性カバレッジ比率）及びNSFR（安定調達比率））を監視する。

### 流動資産に対する投資

CABEIの投資方針は、投資ポートフォリオの70.0%以上をAA-格以上の証券に投資し、かつ少なくとも90.0%以上をA格以上の証券に投資することを求めている。無格付け又はA（A-、A及びA+を含む。）より低い格付けの証券への投資は、資産及び負債委員会による承認を条件とし、かつ投資ポートフォリオの10%を超えてはならない。

### 集中

集中リスクを管理する目的で、CABEIは企業発行体ごとに最大エクスポージャーを確定利付ポートフォリオの10%及び総投資ポートフォリオの3.5%に制限している。さらに、企業発行体の確定利付への投資は、所定の発行の発行総額の10%を超えてはならない。

### 市場リスク

CABEIは、1年の期間及び99%の信頼水準でバリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）を測定することによりその確定利付ポートフォリオを管理している。VaRの限界値は理事会によって承認され、かつ、CABEIのリスク部により毎日監視されている。

### デュレーション

CABEIの投資方針は、CABEIが投資する確定利付有価証券の修正後デュレーションが最長で取得時から5年を超えてはならないとしている。さらに、確定利付ポートフォリオにおける有価証券の加重平均デュレーションは3年を超えてはならないとしている。

### 金利

CABEIは、貸付金に対する金利を、資金コスト、当該貸付金に特有のリスク、借主の市場に固有とされるより一般的なリスク及び資本に対する合理的な利益等の多くの要因を考慮した上で設定している。CABEIの方針として、国際市場において一般的に使用されている金利及び国際信用機関によって適用されている金利に従って決定することとしている。

### 予想信用損失引当金

公共部門及び民間部門貸付け、オフ・バランスシート・エクスポージャー並びに未実行コミットメントに対する予想信用損失引当金についてのCABEIの内部方針は、引当金はデフォルト時エクスポージャー（以下「EAD」という。）純額、デフォルト確率（以下「PD」という。）及びLGDに基づいて見積もられるべきであると規定している。公共部門の取引の相手方であるソブリンに対するデフォルト確率は、（国際的な信用格付機関により設定された）ソブリンの信用格付け、ソブリンに係るデフォルト確率及び将来見通しに関する調整に従って決定される。多国間債務比率及び対外債務残高に基づき、デフォルト確率を調整するために、CABEIは、取引の相手方であるソブリンの優先債権者としての地位を検討する。公共部門のソブリン以外の相手方及び各民間部門相手方に対するデフォルト確率は、借主が所在する国に対するカントリー・リスク格付け、企業に係るデフォルト確率（国際的な信用格付機関により公表された企業に係るデフォルト確率に対する相手方の内部リスク格付けまでを使用して計算される。）及びリスク国の将来見通しに関する調整に基づいて決定される。公共部門のソブリン以外及び民間部門のエクスポージャーの貸倒引当金に対するCABEIの方針に従い、CABEIの経営陣は予想信用損失引当金が適切であるか否かを判断するために入手可能なすべての情報を考慮に入れた信用リスク評価を反映した手続を開発した。見積もられる予想信用損失は実効金利を使用して割り引かれる。

また、オフ・バランスシート負債及び未実行コミットメントの予想信用損失は、さらに信用換算係数、利用率及び相手方に対する将来のエクスポージャーをモデル化することを可能にするその他のパラメータも考慮しているEAD、PD及びLGDモデルによって見積もられる。

売却可能として分類される金融商品は、公正価値損失、信用格付けの著しい引き下げ、延滞等の程度を含む、一定の特性に基づいて評価される。取引市場価格のある金融商品については、予想回収率を信用スプレッドから得られる残存確率及び所定のリカバリー率に基づいて求める割引キャッシュフロー・モデルに基づき、予想信用損失引当金が見積もられる。市場価格のない金融商品がポートフォリオに含まれている場合、予想信用損失の見積りにはEAD、PD及びLGDモデル又は損失率モデルが使用される。割引は実効金利（当初の最終利回り）に基づいて行われる。

CABEIは、（一般引当金の場合）貸付ポートフォリオ、遅延及びその他の一般的要因の分析に基づき、また（個別引当金の場合）その他のポートフォリオ商品と一定のリスク特性を共有するかどうかの分析に基づく個別貸付けの評価に基づいて、公共部門及び民間部門の金融商品の予想信用損失引当金を維持する。

予想信用損失引当金は、CABEIの経営陣によって、当期利益に対して借方計上される引当金の繰入を通じて評価される。金融商品に係る信用損失引当金は、回収不能とCABEIの経営陣が判断しこれを確認した時点で、未払残高に対して償却される。その後の回収があれば、CABEIの貸倒引当金繰入額に対し貸記される。

貸倒引当金は、CABEIの経営陣によって定期的に評価される。この評価は、推定を必要とし、かかる推定は時間の経過により修正がされるものであることから、本質的に主観的なものである。

### 支払遅延

CABEIは、CABEIからの貸付け又はCABEIへの保証の支払いを遅延した借主又は保証人に対して（公共部門又は民間部門を問わず）支払いを行わない。

### 未収利息不計上貸付金

CABEIは公共部門借主に対する貸付けの元本又は利息の支払いが180日超遅延した場合には、かかる貸付けを「未収利息不計上貸付金」として分類する。CABEIは民間部門借主に対する貸付けの元本又は利息の支払いが90日超遅延した場合には、かかる貸付けを「未収利息不計上貸付金」として分類する。未収利息不計上貸付金に分類された貸付債権に対する発生済みの利息のうち未回収となっている一切の利息は、受取利息から削除される。その後の回収は、発生主義に戻る条件を満たすまで、現金主義で計上される。

## 債務

CABEIの方針上、CABEIの債務は自己資本の3倍を超えてはならない。CABEIの方針に従って、ALCO委員会は、バーゼル の枠組みで定められる基準を用いてCABEIのレバレッジ比率を監視する。

## 適正自己資本

CABEIの方針では、資産増加はバーゼルIに従って、適正自己資本比率を35%以上に維持しながら行わなければならない。また、かかる方針は、格付機関であるスタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ及びフィッチが、国際開発金融機関の資本状況を評価するために各々の方法で使用する主要な適正自己資本指標を、CABEIの信用格付けに沿って遵守することを求めている。CABEIの方針に従って、ALCO委員会は、バーゼル 及びバーゼル の枠組みで定められる基準を用いたCABEIの適性資本比率を監視する。

## 為替リスク

CABEIは、通貨のミスマッチを制限することにより、その為替リスク・エクスポージャーを制限する。そのため、設立加盟国又は設立加盟国でない地域内加盟国の通貨については通貨のミスマッチが自己資本の+/-5%を超えてはならず、それ以外の通貨については通貨のギャップが自己資本の+/-0.4%を超えてはならない。CABEIは、貸付けの実質上すべてを米ドル建てで実行し、資金調達の実質上すべてを米ドル建て又は米ドルにスワップされる通貨建てで行うことでかかる目標を達成する。CABEIはまた、名目上のVaRの限界値を通じてそのFXエクスポージャーについても制限を行っている。

## 金利リスク

CABEIは、その業務における金利リスクを制限する。CABEIは、100bpsの変動に対して、1年間の予定受取利息純額の感度が自己資本の0.50%未満となるように制限することにより、金利リスクを制限している。

## ポートフォリオ管理及びエクスポージャー

CABEIの貸付ポートフォリオは、一国の加盟国・地域に対する加重エクスポージャー純額は、CABEIの自己資本を超えてはならない。さらに、CABEIは、ソフトリミット及びハードリミットをそれぞれCABEIの総エクスポージャーの23%及び25%に設定している。CABEIの総エクスポージャーは、公共及び民間の相手方に対する実行済貸付金及びリースのエクスポージャー純額、投資、デリバティブ信用エクスポージャー、オフ・バランスシート・エクスポージャー並びにすべての未実行ローン・コミットメントの50%を考慮している。

ある国に対するエクスポージャーがソフトリミットを超えた場合、その国に対する新たな承認は、ローン・コミットメントの免除の対象となる。同様に、承認されながら署名されていない業務については、正式な手続きが停止される。ある国に対するエクスポージャーがハードリミットを超えた場合、その国に対する新たな承認は元本回収見込み額に限られ、支払いは優先度の高いコミットメントに限定される。

さらに、いずれの国においても、公共部門に対するCABEIのエクスポージャー純額は、CABEIの加盟国・地域のエクスポージャー合計の30%に制限されている。政府保証のない公共部門銀行からのエクスポージャー純額は、CABEIの自己資本の14%を超えてはならず、政府保証のない国有企業又は部分的に国有の企業に対するCABEIのエクスポージャー純額は、CABEIの自己資本の22%を超えてはならない。さらに、一つの企業民間部門の借主又はかかる民間部門の借主の企業集団からのCABEIのエクスポージャー純額はCABEIの自己資本の5%又は完全規制金融グループについては最大10%に制限されている。CABEIはまた、その公共部門及び民間部門の貸付ポートフォリオに対する予測将来エクスポージャーを制限している。

## リスク移転措置

CABEIはまた、適正自己資本を改善し、集中リスクの積極的な管理を行い、また貸付ポートフォリオの多様化を強化するため、エクスポージャー交換協定（EEA）及び類似の取決めを含む、リスク移転及び貸借対照表最適化措置を実施する場合がある。かかる取引は、CABEIの適正自己資本比率にプラスの影響を与えるものでなければならず、かつ、ソブリンポートフォリオ全体の30%を超えてはならない。さらに、受取エクスポージャーはCABEIの上位3のソブリンエクスポージャーに含まれてはならず、各取引の相手方は、交換されたエクスポージャーの50%以上を保持しなければならない。

## ヘッジ取引及びデリバティブ金融商品

CABEIはその活動のリスク回避のみを目的とする場合に、顧客への商品として提供するデリバティブ契約を締結できるものとする。かかる方針により、CABEIは投資適格者又は投資適格に満たないが担保契約に基づく適格機関との間においてのみデリバティブ契約を締結できると規定されている。もっとも、現在の運用としては、「A」格以上の格付けを付された機関と取引を行っている。（担保及び閾値を考慮した）運用の取替原価及び潜在的な将来のエクスポージャーを含む制限を通して、CABEIは、デリバティブの取引の相手方について、取引相手方リスクをモニタリングしている。デリバティブ運用における信用リスクは、資産及び負債委員会により承認されたネットティング契約及び担保契約により軽減されている。CABEIのデリバティブにおけるエクスポージャーは、リスク部によって監視され、かつ、資産及び負債委員会並びに理事会に対して毎月報告される。

## ( ) 融資方針並びに融資承認手続及び管理

CABEIの主要な融資方針及び融資承認は、審査部から審査委員会に提案され、同委員会は理事会に提出して承認を得よう総裁に助言する。CABEIの融資方針は、融資の枠組み及び信用供与活動の指針を定めている。CABEIは、融資方針が( )加盟国・地域の適用法令、( )市場の状況、及び( )CABEIの財務状況、資金流動能力及び機関戦略の変化に対応できるよう、十分な柔軟性を確保するために、定期的に融資方針を見直している。

## 融資方針

以下の記載は、CABEIの主要な融資方針の要約である。

### 公共部門貸付けに対する保証：

CABEIは公共部門の借主（加盟国・地域）に対する貸付けに関して政府保証を要求しており、公共部門の機関に対する貸付けに関して政府保証を要求する可能性がある。

### 民間部門貸付けに対する担保及び制限条項：

**中間金融機関：** CABEIは、包括的なクレジット枠又は貸付けの完了時に中間金融機関に対してCABEIへ担保提供することを要求しない場合でも、当該中間金融機関に対して当該クレジット枠の有効期間中に担保を提供するよう要求する権利を留保している。

**直接的な貸付け：** 一般にCABEIは、民間部門の借主に対しては、貸付けの元本金額の100%以上の価値を有する担保を提供するよう要求している。かかる担保は通常、固定資産、株式及び/又はフィデューシャリー保証であり、担保掛目は、潜在的損失及び債権回収費用を考慮する内部の方針及び指針に従って評価される。CABEIはまた、民間部門の借主に対して貸付けのストラクチャリング、分析及び承認手続中に制定された財務制限条項に従うよう要求している。

### 直接的な貸付けに係る追加的な要件：

CABEIは、民間部門の借主が受入国の法律に基づいて設立されているか、又は受入国において事業を営むことを認められていることを要求する。

**貸付けに関する制限：**

CABEIは、借主の属する国、部門、業種、経済グループ等に基づき、異なる貸付限度額を設定している。CABEIは、特に借主が事業を行う国、借主が事業を行う部門、借主の事業体の種類及びCABEIに対する借主の経済グループのエクスポージャー総額を含む様々な要因に基づき、貸付けの承認及び融資額に制限を定める。内部の方針及び指針（CABEIの貸付除外リスト及び倫理規定を含む。）に従い、CABEIは特に賭博に関する活動、軍需物資に関する活動、強制労働及び／若しくは児童労働搾取についていかなる形式でも関係する活動又はCABEIの環境方針、受入国の環境基準若しくはCABEIのマネーロンダリング防止方針を遵守しない活動に対する融資を行わない。

### 融資承認手続及び管理：

CABEIの融資承認手続は、設立加盟国5カ国それぞれ、パナマ、ドミニカ共和国及びアルゼンチンに所在する支店を通じて、また残りの加盟国・地域の場合はCABEIの本店において実施される。CABEIは、融資申込者及び融資を求められているプロジェクトについて広範なデュー・デリジェンスを行う。かかるデュー・デリジェンスは、融資申込者及びプロジェクトの開発の影響、技術、市場、財務、経済、法務、コーポレート・ガバナンス、マネーロンダリング規制の遵守、社会的及び環境的観点から行われる。CABEIはまた、プロジェクトのスポンサー及び運営者の誠意、経験並びに類似のプロジェクトにおける成功率、その財源並びにプロジェクトの成功を確保するための能力も精査する。

信用分析は、審査部のチーム（審査提案のオリジネーションを行う部門とは独立した機能部門）により行われる。かかるチームは、デュー・デリジェンスの後に技術スタッフから提供される報告書に基づいて、財務/経済、オペレーショナル・リスク及び信用リスクの観点からプロジェクトの実行可能性を判定する。CABEIの審査部の意見は審査提案のオリジネーションを行う部門に対し、拘束力を有する。

信用分析が終了すると、審査提案が該当する国担当部長に提出され、同部長は当該提案を提示するため審査委員会の開催を要請する。当該委員会は、議決権を有する（ ）総裁（委員長）、（ ）国及びプロジェクト担当部長、（ ）審査部長、（ ）最高財務責任者及び（ ）リスク部長によって構成される。法律顧問及び最高サステナビリティ責任者は審査委員会の構成員であり、協議に参加することはできるが、議決権を有しない。審査委員会は、審査部が提案し総裁が任命した秘書役を擁する。

審査委員会は審査提案について協議し、かかる委員会が合意する場合、かかる提案は総裁に提言される。その後、総裁はかかる事業提案書を理事会に提出し、その後、理事会は融資の承認決議を行う。さらに、総裁は金融機関に対し、1百万米ドル相当額以下の融資限度枠を許可することができる。融資が承認され、承認決議に定められる条件が充足された場合、CABEIと借主は契約を締結する。融資金は、すべての当事者によって締結された契約の条項に基づいて支払われる。

融資金が支払われた後、CABEIはその投資の他に、すべての債務者が透明性及び調達に関する最善の実務に従うという要件について綿密に監視する。CABEIは顧客に対して定期的に助言を行い、必要に応じて企業又はプロジェクトを訪問する。政府保証のある公共部門の場合、審査部がプロジェクトを監視し、10のプロジェクト実績基準に基づいてテクニカル格付を付与する。一方、民間部門の業務において、CABEIは投資を行ったプロジェクト又は企業に重大な影響を及ぼす可能性のあるすべての情報を監視し、かかる情報には独立の公認会計士によって監査済みの年次財務書類も含まれている。CABEIはその貸付金を、全額返済されるまで監視し、民間部門への貸付け及び政府保証のない公共部門への貸付けに対して質的及び量的双方の観点から定期的な（少なくとも1年に2回）検討を行う。CABEIは、かかる検討に関して、CABEI内部の信用リスク格付システムに基づくリスク格付けを用いて、政府保証のないすべての貸付けに内部格付けを付与し、CABEIの貸付けの資産内容について少なくとも1年に2回定期的に報告している。かかる格付けはまた、個々のプロジェクトのための引当てに要求される水準の決定に用いられる。かかる格付システムは、返済リスクの特定及びかかるリスクの管理を銀行に対して求める国際的な信用基準を採用している。CABEIの財務リスク格付システムは8段階、テクニカル格付は6段階により構成されている。

さらに、CABEIのソブリン以外のポートフォリオは、年に1回国際的な独立したリスク管理コンサルティング会社による審査を受ける。

### （ ）資産内容

CABEIは、支払いが期限に行われなかった場合には、その貸付金を期限超過として分類する。期限超過支払金には期限から利息を課し、ただちにCABEIからの貸付金について遅滞している借主又はCABEIに対する保証について遅滞している保証人へのすべての貸付けの実行を停止する。貸付金の元本総額は、貸付金に関する元本、利息、手数料又はその他の課徴金等の支払いが、民間部門借主への貸付金の場合は90日超、公共部門借主への貸付金の場合は180日超遅滞した場合に、未収利息不計上状態の貸付金として分類される。未収利息不計上貸付金についての利息及びその他の課徴金は、支払いがCABEIによって実際に受領される範囲においてのみ収入に含まれる。

2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日現在、期限超過分割払貸付金（未収利息不計上貸付金の期限超過分割払元本額を含む。）はなかった。

2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日現在、未収利息不計上状態の貸付金はなかった。

2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日現在、CABEIの受取利息から除外された未収利息不計上貸付金に関する遅延利息又はその他の課徴金はなかった。

以下の表は、2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日現在におけるCABEIの貸付金、期限超過貸付金元本、未収利息不計上貸付金、貸付金償却、貸倒引当金及びそれぞれの項目のCABEIの貸付金に対する割合を示したものである。

### 貸付金、未収利息不計上貸付金及びその他

	12月31日に終了した事業年度		
	2025年	2024年	2023年
	(単位：千米ドル(％を除く。))		
貸付金	12,345,794	11,772,634	10,824,228
期限超過分割払貸付金総額	-	-	-
未収利息不計上貸付金	-	-	-
貸付金償却（純額）	-	-	31
貸倒引当金	59,615	48,386	31,305
貸付金に対する期限超過貸付金元本の割合	0.00%	0.00%	0.00%
貸付金に対する未収利息不計上貸付金の割合	0.00%	0.00%	0.00%
貸付金に対する貸付金償却（純額）の割合	0.00%	0.00%	0.00%
貸付金に対する貸倒引当金の割合	0.48%	0.41%	0.29%

以下の表は、2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日に終了した事業年度におけるCABEIの貸倒引当金の推移を示したものである。

### 貸倒引当金の推移

	12月31日に終了した事業年度								
	2025年			2024年			2023年		
	部門		合計	部門		合計	部門		合計
民間	公共	民間		公共	民間		公共		
	(単位：千米ドル)								
期首現在	10,773	37,613	48,386	20,254	11,051	31,305	53,456	214,846	268,302
累積的影響額の 期首調整額	-	-	-	-	-	-	(22,683)	(200,551)	(223,234)
貸倒引当金 (戻入)繰入額	(5,755)	16,854	11,099	(9,546)	26,562	17,016	(10,544)	(3,244)	(13,788)
回収益	130	-	130	65	-	65	56	-	56
償却	-	-	-	-	-	-	(31)	-	(31)
期末現在	5,148	54,467	59,615	10,773	37,613	48,386	20,254	11,051	31,305

**( )適正自己資本及びレバレッジ**

CABEIは、強固な資本基盤を保持していると考えている。CABEIの方針は、その自己資本がリスク加重資産（バーゼルⅠに従って定められる。）総額の35%以上であることを要求している。かかる比率は、2024年12月31日現在では37.4%、2023年12月31日現在では37.5%であったのに対し、2025年12月31日現在では37.8%であった。他の多国籍機関と同様に、基本協定に従って、CABEIは配当金の支払いを行っていない。

CABEIの自己資本は、2024年12月31日現在における5,030.0百万米ドル（資産合計の27.6%）、2023年12月31日現在における4,692.6百万米ドル（資産合計の27.3%）に対して、2025年12月31日現在においては5,370.1百万米ドル（資産合計の27.2%）であった。

CABEIは、この資本比率が不測の損失に対して十分な緩衝材となると考えている。さらに、CABEIの資本基盤は米ドル建てで維持されており、加盟国各国及び地域の通貨建てではない。これまで加盟国・地域は、米ドル換算で同等の価値が保持されている限り国内・地域内通貨で資本を拠出することを許可されていた。しかし、2002年10月23日以降、請求払資本に対する請求により必要される金額を含むすべての新たな資本拠出は、米ドルによって行われなければならないこととなった。したがって、CABEIの資本基盤は、中米の通貨に関する貨幣価値の下落によって悪影響を受けることはない。

さらに、CABEIは財務戦略に沿って、貸付ポートフォリオにおける多様化を促進し、適正自己資本をさらに強化することを目指して貸借対照表最適化措置を実施した。2025年12月31日現在、CABEIは総額1,618.0百万米ドルのEEAを3件締結し、貸付ポートフォリオ全体に占める上位5のエクスポージャーにおける集中を66%に減少させた。2026年4月、CABEIは500.0百万米ドルの第4回EEA取引を完了し、EEAの合計額は2,118.0百万米ドルに達し、貸付ポートフォリオ全体に占める上位5のエクスポージャーにおける集中はさらに63%に減少した。

**( )訴訟**

CABEIは、通常の業務過程において日常的な訴訟及びその他の手続に関与する。CABEIは、係属中の手続がその業務又は経営成績に重大な悪影響を与えるものとは考えていない。

**( )従業員**

以下の表は、2025年12月31日、2024年12月31日及び2023年12月31日現在における従業員（経営陣を含む。）及びCABEIによって雇用された独立契約社員の人数を示したものである。

**従業員及び独立契約社員**

	12月31日現在		
	2025年	2024年	2023年
従業員	409	405	432
独立契約社員	14	6	11

CABEIの経営陣は、CABEIの専門スタッフに対する給与及びその他の給付金は優位性を持つものであり、現地の補助スタッフは地域の一般的な水準以上の賃金を支払われていると考えている。CABEIは現地の労働法の適用対象ではないが、従業員に対し、彼らが通常働き、居住している国の法律で要求される水準以上の給付金及び保障措置を提供している。CABEIは、講座及びセミナーを通じて技術的及び専門的訓練を受ける機会をチームメンバーに提供している。経営陣はCABEIの従業員との関係が良好であると考えている。平等な機会を提供する雇用主であるCABEIは、職場における多様性を歓迎し、促進する。CABEIには労働組合は存在せず、CABEIの歴史においてストライキが起こったことはない。

### **CABEIの事業に関するリスク**

**CABEIの財政状態及び経営成績は、設立加盟国、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域の経済状況又は政治情勢の悪化により悪影響を被る可能性がある。**

CABEIの貸付金は、設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国（「(1)設立 - 設立、目的及び沿革」を参照のこと。）を含む中米地域又は地域外加盟国・地域（「(2)資本構成 - 資本構造 - ( )設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域」を参照のこと。）に所在する公共部門及び民間部門の債務者の直接の又は保証が付された債務である。かかる債務者が貸付金を返済する能力は、当該債務者の所在国のその時々々の経済状況及び政治情勢に大きく左右される。したがって、設立加盟国、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域の経済状況又は政治情勢の悪化が、CABEIの公共部門及び民間部門の債務者のCABEIに対する支払債務を履行する能力に悪影響を及ぼす可能性があり、ひいてはCABEIの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

**CABEIは、為替管理若しくは通貨の切下げ又は金利の変動により悪影響を被る可能性がある。**

CABEIによる貸付けのほとんどは米ドル建てである。ただし、一部の借主は米ドルを生み出さないか若しくは生み出さない可能性があるか、又は米ドルを入手することが困難であるか若しくは困難である可能性がある。このため、かかる借主が米ドルで貸付金を返済する能力は、当該借主の所在国の中央銀行における米ドルの入手可能性、及び当該借主が入手可能な米ドルを購入するのに十分な本国通貨を生み出せるかにかかっている。CABEIは、かかる国がCABEIの借主の貸付金を返済する能力に悪影響を及ぼすような方法で為替管理若しくは通貨の切下げを行わないこと、又はそのような支払不履行の可能性がCABEIの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼさないことを保証することはできない。

さらに、CABEIの貸付けの大半は変動金利に連動しており、かかる金利の低下はCABEIのかかる貸付けからの収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

**CABEIにより発行される債券の市場価格は、新興市場国、米国及び世界における政治、経済、社会及びその他の動向により影響を受ける可能性がある。**

現在の米国政権に起因するものを含め、米国における政治、経済、社会及びその他の動向は、CABEIに同様に悪影響を及ぼす可能性がある。

その結果、他の新興市場国の政治、経済、社会及びその他の動向は、CABEIにより発行される債券の市場価値及び流動性に経済的悪影響を及ぼす可能性がある。

**経済情勢の悪化は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。**

経済不安の継続及び景気後退又は停滞は、当行の事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。持続的なインフレ、金利の上昇、サプライ・チェーンの問題、労働力不足又は貿易政策の変更（関税及び報復関税の賦課を含む。）を含む事業及び経済状況の悪化が当行、当行の顧客及び当行のカウンターパーティに直接的又は間接的に重大な悪影響を及ぼし得る場合、当行の業績は悪影響を受ける可能性がある。

**当行又は第三者のオペレーション若しくはセキュリティシステム又はインフラには、障害又は侵害が発生する可能性があり、これにより当行の事業が中断し、当行の運営、流動性及び財政状態に悪影響が及ぶとともに、法的又は評判上の損害を引き起こす可能性がある。**

オペレーショナル・リスク・エクスポージャーの潜在的可能性は、当行の事業全体にわたって存在し、当行と第三者との相互作用及び依存関係により、その潜在的可能性は当行の内部運営機能に限定されるものではない。当行及び第三者のコンピュータシステム、データ管理及び内部プロセスを含む、当行のオペレーション及びセキュリティシステム並びにインフラは、当行の業務執行に不可欠である。当行は、当行の日々の業務及び継続的な業務において当行の従業員及び第三者に依存しているが、これらの者は、人為的ミス、不正行為、過失又は当行若しくは第三者のシステム若しくはインフラに対する障害若しくは侵害の結果、当行をリスクにさらす可能性がある。例えば、当行の事業遂行能力は、当行又は当行が事業を行う若しくは当行が依拠している第三者の重大な業務停止、侵害又は障害により悪影響を受ける可能性がある。

当行は、金融取引先、規制当局並びにインターネットアクセス及び電力供給等の重要なインフラの提供者を含む、当行が事業を行っている又は当行が事業活動を促進若しくは可能にするために依拠している請負業者、顧客、クライアント及びその他の第三者に関する間接的な技術リスク、サイバーセキュリティリスク、データ・プライバシーリスク及びオペレーショナル・リスクに直面している。金融機関並びに技術システム及びインフラの統合、相互依存性及び複雑性の増大の結果として、一つ若しくは複数の金融機関のシステム若しくはインフラ又はそれらで保管若しくは処理された機密情報、専有情報、個人情報及びその他の情報の重大な劣化、毀損又は破壊をもたらす混乱、侵害又は障害は、カウンターパーティ又は当行を含むその他の市場参加者に重大な影響を及ぼす可能性がある。かかる統合、相互依存性及び複雑性は、業務の混乱、侵害又は障害のリスクを増大させる。第三者による混乱、侵害又は障害（技術上の障害、サイバー攻撃又はその他の情報若しくはセキュリティの侵害、終了又は制約を含む。）は、とりわけ、取引を実行し、当行の顧客にサービスを提供し、当行のリスクに対するエクスポージャーを管理し、又は当行の事業を拡大する当行の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

**当行は、DoS攻撃、ハッキング、当行の従業員、請負業者及び顧客を標的としたソーシャルエンジニアリング攻撃、マルウェア侵入又はデータ破損の試み、並びに機密情報、専有情報、個人情報及びその他の情報の漏洩につながる可能性がある個人情報の窃盗を含むサイバー攻撃及びその他の情報又はセキュリティの侵害によるリスクに直面しており、これらはいずれも当行の事業又は評判に悪影響を及ぼし、重大な法的リスク及び財務リスクを生じさせる可能性がある。**

当行のコンピュータ・データ管理システム及びネットワークインフラ並びに当行が大きく依存している第三者のコンピュータ・データ管理システム及びネットワークインフラは、サイバーセキュリティのリスクにさらされており、サイバー攻撃又はその他の情報若しくはセキュリティの侵害の影響を受けやすくなっている。当行の事業は、当行のコンピュータ・データ管理システム及びネットワークインフラ並びに第三者のコンピュータ・データ管理システム及びネットワークインフラにおける機密情報、専有情報、個人情報及びその他の情報の安全な処理、送信、保存及び検索に依存している。さらに、当行のネットワーク、製品及びサービスにアクセスするために、当行の顧客及びその他の第三者は、当行のネットワーク環境の外部にある個人用モバイル機器又はコンピュータ機器を使用する可能性があり、これらは独自のサイバーセキュリティリスクにさらされている。

**当行の事業は、世界的な健康危機により悪影響を被る可能性がある。**

COVID-19の発生のような世界的な流行病及び類似の健康に関わる事象は、当行グループの加盟国・地域を含む多くの国々の経済活動に悪影響を与え、その結果として当行の事業の成長、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

新たな公衆衛生上の危機がCABEIの事業、財政状況、流動性及び業務に与える影響の程度は、今後の動向によるが、かかる動向については、非常に不確実で予測不可能であり、また、政府がかかる危機に対応するために講じた、又は今後講じられる措置に起因する景気悪化の激しさなど、CABEIが制御できない様々な要因に左右される。コロナウイルスのパンデミック又はその他のパンデミック若しくは伝染病の発生がCABEIの加盟国・地域に悪影響を及ぼす場合には、CABEIの事業及び財務成績も悪影響を被る可能性があり、本文書で議論されているCABEI及びCABEIの加盟国・地域に対する他の多くのリスクを高める可能性もある。

**地政学的な動向、地域の不安定化、制裁及び関連する市場混乱は、CABEIの事業、財政状態及びCABEIにより発行される債券に係る支払能力に悪影響を及ぼす可能性がある。**

CABEIの運営、借主、加盟国・地域、資金源、カウンターパーティ及び投資家は、地政学的な動向及び地域的又は世界的な不安定化（敵対行為、政情不安、外交関係の変化、国際貿易、サプライ・チェーン、エネルギー市場又は決済システムの混乱、及び制裁、輸出規制又はその他の制限措置の変更を含む。）による影響を受ける可能性がある。イラン及び中東に関する最近の及び潜在的な動向、並びに加盟国・地域に関する動向は、市場のボラティリティを増大させ、商品価格、資本フロー、為替レート、ソブリン信用状況及び投資家心理に影響を与え、又は米国、欧州連合、国際連合、英国若しくはその他の当局による制裁若しくはその他の制限の適用、拡大、緩和、再解釈若しくは執行をもたらす可能性がある。かかる動向は、CABEIの借主又はカウンターパーティがその義務を履行する能力に悪影響を及ぼし、CABEIが取引を行い若しくは決済する能力を制限し、コンプライアンス、運営および資金調達に係る費用を増加させ、米ドル若しくはその他の金融システムへのアクセスを阻害し、又はCABEIにより発行される債券の市場価値及び流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

**政治、ガバナンス及び制裁リスクにさらされている加盟国・地域を有する多国籍開発機関としてのCABEIの地位は、その評判、運営、資金調達及び投資家基盤に悪影響を及ぼす可能性がある。**

CABEIは加盟国・地域によって所有されており、その加盟国・地域には、政治不安、ガバナンス上の懸念、制裁、マネーロンダリング防止若しくは腐敗防止に関する精査、国際関係の変化又は規制当局による監視の強化に時々さらされる可能性のある国々が含まれる。特定の加盟国・地域、当局者又は関係者が、制裁若しくはその他の制限措置の対象になっている、又は対象になる可能性があり、追加の制裁又は制限が、CABEI、その加盟国・地域、借主、カウンターパーティ、資金調達取引又は投資家に影響を及ぼす形で課され、変更され、又は解釈される可能性がある。CABEIは、制裁、マネーロンダリング防止、腐敗防止及び関連するコンプライアンス・リスク（キューバ及びキューバ国民が関与する活動に関するものを含む。）に対処することを意図した方針及び手続を維持しているが、かかる方針及び手続が全ての運営上、法律上、規制上、評判上又は市場上の影響を防止するという保証はない。適用される制裁若しくはその他法律への不遵守（実際の不遵守であるか、その疑義であるかを問わない。）、又は制裁対象の若しくは政治的に影響を受けやすい国、事業体若しくは個人との関係は、調査、執行措置、取引制限、カウンターパーティ若しくは投資家の喪失、コンプライアンス費用の増加、評判の毀損又はその他の悪影響をCABEIにもたらす可能性がある。CABEI、その現職の若しくは退職した役員、加盟国・地域又は関連当事者が関与する訴訟、調査又は手続もまた、その結果に関わらず、法的費用、経営の混乱、評判の毀損又はその他の悪影響をもたらす可能性がある。

以下の情報の一部は、公開されている情報源から抜粋したものである。CABEIは、かかる情報が正確であると考えているが、独自の検証は行っていない。一部の金額は四捨五入されている。

### 主要な人口統計及び経済データ

以下の表は、直近11年間における設立加盟国の主要な人口統計及び経済データである。

#### CABEI 設立加盟国

免責事項：以下の情報は、中米金融評議会議長、国際通貨基金及び人間開発指数より引用されている。CABEIはかかる情報が正確であると確信しているが、独自に検証してはいない。

指標名	国名	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
人口 (単位：百万人)	コスタリカ	4.9	4.9	5.0	5.0	5.1	5.1	5.2	5.2	5.2	5.3	5.4
	エルサルバドル	6.2	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.4
	グアテマラ	16.0	16.3	16.6	16.9	17.1	17.4	17.6	17.8	18.1	18.8	11.0
	ホンジュラス	9.3	9.5	9.6	9.8	10.0	10.1	10.3	10.4	10.6	18.4	18.7
	ニカラグア	6.3	6.4	6.5	6.6	6.7	6.8	6.9	6.9	7.0	6.7	6.7
出生時 平均寿命	コスタリカ	79.1	79.5	79.4	79.5	79.4	79.3	77.0	77.3	80.3	81.0	81.2
	エルサルバドル	71.8	72.0	72.3	72.6	72.6	71.1	70.7	71.5	73.4	72.3	72.5
	グアテマラ	72.1	72.4	72.6	72.7	73.1	71.8	69.2	68.7	70.2	72.7	72.9
	ホンジュラス	72.5	72.6	72.7	72.8	72.9	71.5	70.1	70.7	73.5	73.0	73.2
	ニカラグア	73.0	73.3	73.6	73.8	74.1	71.8	73.8	74.6	74.8	75.1	75.3
名目GDP (単位：十億米ドル)	コスタリカ	56.4	58.8	60.5	62.4	64.4	62.4	64.6	69.2	86.5	96.7	102.9
	エルサルバドル	23.4	24.2	25.0	26.0	26.9	24.6	28.7	32.0	34.0	35.4	37.3
	グアテマラ	62.2	66.0	71.6	73.3	77.2	77.6	87.0	95.0	102.0	37.1	39.7
	ホンジュラス	21.0	21.7	23.1	24.1	25.1	23.7	28.3	31.7	34.9	113.2	121.1
	ニカラグア	12.8	13.3	13.8	13.0	12.6	12.6	14.0	15.7	17.4	19.7	22.2
一人当たりGDP (単位：米ドル)	コスタリカ	11,635.2	11,986.9	12,185.3	12,428.9	12,691.1	12,163.9	12,472.8	13,239.9	16,390.2	18,165.0	19,162.0
	エルサルバドル	3,761.5	3,870.3	3,986.0	4,145.9	4,280.3	3,903.4	4,551.2	5,048.4	5,349.5	5,579.7	5,839.0
	グアテマラ	3,825.9	3,982.0	4,233.0	4,247.5	4,379.8	4,318.6	4,743.1	5,097.6	5,368.9	6,149.5	6,489.1
	ホンジュラス	2,302.2	2,342.0	2,451.9	2,506.6	2,568.1	2,380.0	2,796.4	3,080.9	3,330.3	3,427.0	3,606.6
	ニカラグア	2,029.1	2,091.5	2,147.9	2,008.4	1,924.5	1,937.3	2,141.0	2,371.7	2,608.1	2,955.5	3,336.7
輸出 (単位：百万米ドル)	コスタリカ	9,607.4	10,379.0	11,064.4	11,661.3	11,972.1	12,246.9	16,352.2	17,446.3	18,106.2	19,900.4	22,637.7
	エルサルバドル	5,509.0	5,420.2	5,760.0	5,904.6	5,904.8	5,044.0	6,394.9	7,115.1	6,498.1	6,311.5	6,428.5
	グアテマラ	10,674.8	10,449.3	10,982.4	10,969.4	11,169.5	11,546.1	13,619.8	15,654.3	14,195.8	14,556.3	15,595.3
	ホンジュラス	3,921.3	3,907.1	4,544.8	4,272.4	4,233.0	4,258.6	10,182.4	12,229.1	11,348.2	11,047.1	12,191.0
	ニカラグア	4,894.6	4,839.2	5,186.4	5,387.2	5,590.8	5,321.1	6,865.2	7,730.8	6,688.3	7,717.2	8,908.9
輸入 (単位：百万米ドル)	コスタリカ	15,479.6	15,944.4	16,590.8	17,266.1	16,832.1	15,585.7	25,183.2	30,087.2	22,515.9	23,650.1	25,102.0
	エルサルバドル	10,293.4	9,825.8	10,571.5	11,829.8	11,603.8	10,326.6	14,617.4	17,108.0	15,648.3	15,804.1	17,848.3
	グアテマラ	17,640.9	17,002.8	18,390.2	19,674.4	19,881.6	18,206.2	26,607.9	32,123.7	30,319.6	32,491.5	34,610.7
	ホンジュラス	9,424.3	8,912.8	9,683.0	10,505.4	10,354.2	8,957.7	16,603.2	20,384.5	19,327.4	19,640.7	20,424.6
	ニカラグア	7,543.2	7,495.5	7,736.2	10,049.7	6,538.2	6,255.5	8,915.3	10,124.7	9,380.2	10,606.4	11,399.5
中央銀行の 外貨準備純額 (単位：百万米ドル)	コスタリカ	7,834.1	7,573.8	7,149.8	7,495.0	8,912.3	7,224.7	6,918.1	8,550.0	13,218.9	14,170.6	17,081.7
	エルサルバドル	2,670.2	2,923.0	3,273.2	3,353.6	3,936.5	2,915.2	3,342.4	2,440.4	2,645.5	3,482.9	4,484.5
	グアテマラ	7,751.2	9,160.4	11,769.5	12,755.6	14,789.0	18,468.2	20,939.6	20,019.8	21,319.4	24,421.6	32,736.8
	ホンジュラス	3,822.3	3,887.6	4,785.6	4,853.1	5,808.9	8,148.8	8,677.6	8,421.5	7,555.9	8,049.2	10,219.1
	ニカラグア	2,401.2	2,387.5	2,716.2	2,038.9	2,208.5	3,073.5	3,954.6	4,356.4	5,443.1	6,105.0	8,324.8
インフレーション 期末時点消費者物価 (単位：%)	コスタリカ	-0.8	0.8	2.6	2.0	1.5	0.9	3.3	7.9	-1.8	0.8	-1.2
	エルサルバドル	1.0	-0.9	2.0	0.4	0.0	-0.1	6.1	7.3	1.2	0.3	0.9
	グアテマラ	3.1	4.2	5.7	2.3	3.4	4.8	3.1	9.2	4.2	1.7	1.7
	ホンジュラス	2.4	3.3	4.7	4.2	4.1	4.0	5.3	9.8	5.2	3.9	5.0
	ニカラグア	3.1	3.1	5.7	3.9	6.1	2.9	7.2	11.6	5.6	2.8	2.7

出典：中米金融評議会議長、国際通貨基金及びラテンアメリカ・カリブ経済委員会

[前へ](#)

(5)【経理の状況】

**2025年度及び2024年度の財務書類**

本書中の2025年12月31日現在及び同日に終了した事業年度のCABEIの財務書類並びに財務報告に係る内部統制の有効性は、独立監査法人KPMGパナマの監査を受けている。

[次へ](#)

中米経済統合銀行  
貸借対照表  
2025年12月31日及び2024年12月31日現在

	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
<b>資産の部</b>		
現金及び要求払預金（注記4）	12,898	7,533
有利子銀行預金（注記5）	3,807,668	3,806,661
売却可能有価証券 - 純額 （2025年の有価証券貸付契約：436,617千米ドル 2024年の有価証券貸付契約：474,670千米ドル）（注記6）	3,050,673	2,285,913
貸付金 - 繰延組成手数料純額	12,345,794	11,772,634
控除：貸付金に係る信用損失引当金	(59,615)	(48,386)
貸付金 - 純額（注記7）	12,286,179	11,724,248
未収利息（注記8）	221,553	218,732
固定資産 - 純額（注記9）	101,260	74,933
デリバティブ金融商品（注記19）	36,866	44,587
持分投資（注記10）	20,540	11,437
その他の資産（注記11）	224,611	64,701
<b>資産合計</b>	<b>19,762,248</b>	<b>18,238,745</b>
<b>負債の部</b>		
借入金 （2025年の公正価値：306,294千米ドル 2024年の公正価値：290,070千米ドル） （注記12）	1,332,179	1,582,008
債券 （2025年の公正価値：5,495,066千米ドル 2024年の公正価値：4,014,691千米ドル） （注記13(a)）	11,003,077	9,063,394
コマーシャル・ペーパー・プログラム （注記13(b)）	0	184,146
譲渡性預金（注記14）	1,562,067	2,116,542
未払利息（注記15）	205,175	180,629
デリバティブ金融商品（注記19）	37,111	7,110
その他の負債（注記16）	252,572	74,890
<b>負債合計</b>	<b>14,392,181</b>	<b>13,208,719</b>
<b>資本の部</b>		
応募済資本	6,963,100	6,923,100
控除：請求払資本	(5,222,324)	(5,192,324)
控除：未収現金払資本	(154,037)	(195,132)
払込資本（注記17）	1,586,739	1,535,644
一般準備金	3,467,515	3,199,148
利益剰余金	277,934	268,367
その他の包括利益累計額（注記22）	37,879	26,867
<b>資本合計</b>	<b>5,370,067</b>	<b>5,030,026</b>
<b>負債・資本合計</b>	<b>19,762,248</b>	<b>18,238,745</b>

本財務書類に添付の注記を参照のこと。

中米経済統合銀行  
損益計算書  
2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度

	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
<b>金融収益</b>		
公共部門貸付金	798,001	840,111
民間部門貸付金	24,909	26,490
市場性有価証券	125,806	97,725
銀行預金	203,390	210,794
投資ファンドに係る実現利益（注記6）	10,780	0
<b>金融収益合計</b>	<b>1,162,886</b>	<b>1,175,120</b>
<b>金融費用</b>		
借入金	71,834	80,889
債券	601,098	583,712
コマーシャル・ペーパー・プログラム	854	7,894
譲渡性預金及び投資証券	83,684	109,668
<b>金融費用合計</b>	<b>757,470</b>	<b>782,163</b>
<b>金融収益 - 純額</b>	<b>405,416</b>	<b>392,957</b>
<b>信用損失引当金繰入（戻入）額</b>		
貸付金（注記7）	11,099	17,016
売却可能有価証券（注記6）	(1,062)	(5,551)
未実行ローン・コミットメント（注記16）	(3,118)	(5,868)
偶発債務	1,320	(36)
<b>信用損失引当金繰入額合計</b>	<b>8,239</b>	<b>5,561</b>
<b>信用損失引当金繰入（戻入）額控除後の金融収益 - 純額</b>	<b>397,177</b>	<b>387,396</b>
<b>その他の営業利益（費用）</b>		
金融サービス及びその他の手数料	212	1,454
監視及び管理手数料	3,568	2,858
持分投資に係る純（損失）利益	(753)	156
リスクキャピタルの投資に係る費用	(1,257)	0
持分投資による配当金	1,029	0
担保権実行資産売却益	344	264
売却可能有価証券に係る実現利益（損失）（注記6）	3,674	(3,685)
為替純利益（損失）	520	(612)
その他の営業利益	5,024	3,390
<b>その他の営業利益合計</b>	<b>12,361</b>	<b>3,825</b>
<b>一般管理費</b>		
給料及び従業員給付	53,786	53,159
その他の管理費	30,612	28,873
減価償却費	10,528	9,391
その他	412	469
<b>一般管理費合計</b>	<b>95,338</b>	<b>91,892</b>
<b>当期利益（特別拠出金及びその他の拠出金並びに デリバティブ金融商品及び債務評価額控除前）</b>	<b>314,200</b>	<b>299,329</b>
特別拠出金及びその他の拠出金（注記23）	(18,376)	(24,261)
<b>当期利益（デリバティブ金融商品及び債務評価額控除前）</b>	<b>295,824</b>	<b>275,068</b>
デリバティブ金融商品及び債務評価額	(17,890)	(6,701)
<b>当期純利益</b>	<b>277,934</b>	<b>268,367</b>

本財務書類に添付の注記を参照のこと。

中米経済統合銀行  
 包括利益計算書  
 2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度

	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
<b>当期純利益</b>	277,934	268,367
<b>その他の包括利益</b>		
売却可能有価証券に係る未実現純利益	45,395	29,968
当期利益に含まれる実現純損失(利益)組替調整額	(14,454)	3,685
小計 - 売却可能有価証券(注記22)	30,941	33,653
公正価値で測定する債務証券の信用リスクの変動(注記3(vi))	(32,075)	(2,657)
公正価値で測定する債務証券の満期までの実現純(利益)損失の再分類(注記22)	3,138	(7,741)
小計 - 公正価値で測定する債務証券の信用リスクの変動(注記22)	(28,937)	(10,398)
退職金プラン、年金及びその他の社会保障給付 保険数理上の損失の変動額(注記22)	9,008	2,541
<b>その他の包括利益</b>	11,012	25,796
<b>包括利益</b>	288,946	294,163

本財務書類に添付の注記を参照のこと。

中米経済統合銀行  
 株主資本変動計算書

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度

(単位：千米ドル)

	払込資本	一般 準備金	利益 剰余金	その他の 包括（損失） 利益累計額	資本合計
<b>2024年期首残高</b>	1,492,423	2,768,082	431,066	1,071	4,692,642
当期純利益	0	0	268,367	0	268,367
その他の包括利益	0	0	0	25,796	25,796
包括利益	0	0	268,367	25,796	294,163
資本拠出金 - 現金払い （注記17(c)）	43,221	0	0	0	43,221
一般準備金への振替	0	431,066	(431,066)	0	0
<b>2024年12月31日現在残高</b>	<u>1,535,644</u>	<u>3,199,148</u>	<u>268,367</u>	<u>26,867</u>	<u>5,030,026</u>
<b>2025年期首残高</b>	1,535,644	3,199,148	268,367	26,867	5,030,026
当期純利益	0	0	277,934	0	277,934
その他の包括利益	0	0	0	11,012	11,012
包括利益	0	0	277,934	11,012	288,946
資本拠出金 - 現金払い （注記17(c)）	51,095	0	0	0	51,095
一般準備金への振替	0	268,367	(268,367)	0	0
<b>2025年12月31日現在残高</b>	<u>1,586,739</u>	<u>3,467,515</u>	<u>277,934</u>	<u>37,879</u>	<u>5,370,067</u>

本財務書類に添付の注記を参照のこと。

中米経済統合銀行  
キャッシュフロー計算書  
2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度

(単位：千米ドル)

	2025年	2024年
<b>営業活動によるキャッシュフロー</b>		
当期純利益	277,934	268,367
営業活動によるキャッシュ純額への当期純利益の調整項目		
信用損失引当金繰入額	8,239	5,561
デリバティブ金融商品及び債務評価額	17,580	13,064
減価償却費	10,528	9,391
投資ファンドに係る実現利益	(10,780)	0
持分投資の公正価値に係る純損失	753	0
担保権実行資産売却益	(344)	(264)
為替純(利益)損失	(520)	612
売却可能有価証券に係る実現(利益)損失	(3,674)	3,685
未収利息純増額	(2,763)	(6,973)
未払利息純増額	24,546	23,965
その他の資産純増額	(194,684)	(7,651)
その他の負債純増(減)額	188,490	(412)
<b>営業活動による純現金収入</b>	<b>315,305</b>	<b>309,345</b>
<b>投資活動によるキャッシュフロー</b>		
有利子銀行預金純増額	(1,007)	(39,581)
売却可能有価証券の買入れ	(3,520,885)	(2,372,950)
売却可能有価証券の売却及び償還による手取金	2,802,995	2,203,049
固定資産の増額	(1,738)	(743)
デリバティブ金融商品に係る現金担保純減(増)額	748,060	(543,060)
貸付金支出額	(2,357,413)	(1,909,792)
貸付金回収額	1,788,296	960,754
持分投資純増額	(9,856)	0
<b>投資活動による純現金支出</b>	<b>(551,548)</b>	<b>(1,702,323)</b>
<b>財務活動によるキャッシュフロー</b>		
資本拠出金	51,095	43,221
借入金による手取金	113,679	328,640
借入金返済額	(412,225)	(167,509)
コマーシャル・ペーパー・プログラム純減額	(184,146)	(128,498)
債券発行による手取金	2,897,803	2,592,154
債券償還額	(1,669,012)	(1,297,531)
譲渡性預金純減額	(554,475)	(29,718)
投資証券純減額	0	(15)
<b>財務活動による純現金収入</b>	<b>242,719</b>	<b>1,340,744</b>
<b>現金に対する為替変動の影響額</b>	<b>(1,111)</b>	<b>(441)</b>
<b>現金及び現金同等物の純増(減)額</b>	<b>5,365</b>	<b>(52,675)</b>
期首現金及び要求払預金残高	7,533	60,208
<b>期末現金及び要求払預金残高</b>	<b>12,898</b>	<b>7,533</b>
<b>キャッシュフロー補足情報</b>		
利息支払現金	732,924	758,197
売却可能有価証券に係る未実現純利益	30,941	33,653
社会福祉プランに基づく保険数理上の利益(注記22)	9,008	2,541

本財務書類に添付の注記を参照のこと。

## 中米経済統合銀行 財務書類に対する注記

### (1) 当行の起源及び性質

中米経済統合銀行(以下「CABEI」又は「当行」という。)は、1960年12月13日現在での基本協定に基づいて、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス及びニカラグアの政府により国際公法の下で設立された金融機関である。さらに、1963年9月23日に、コスタリカ共和国が設立加盟国として加わった。1989年9月2日に調印され1992年に発効した議定書により、地域外加盟国・地域の参加が許容された。当行は1961年5月31日に営業を開始し、ホンジュラス、テグシガルパに本店を有する。

当行の目的は、すべての加盟国・地域の利益に配慮し、かかる利益に適うよう、設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国を含む中米地域の経済統合並びに均衡のとれた経済的發展及び社会的發展を促進する、ことである。

当行の業務は、技術協力基金(以下「FONTEC」という。)及び社会福祉基金(SBF)によって実施される活動により補完されている。これらの基金は、当行によって管理されているが、独自の定款によって統制されており、その資本は当行から独立し、分離している。本財務書類は当行の資産、負債及び運営のみを含むものである。その他の基金に関連する純資産については、注記20及び21に開示されている。

さらに、注記20に詳細を記載のとおり、当行は第三者と提携した基金を運営しており、それらの基金は各団体と合意し、当行の方針及び戦略と一致しているプログラムにファイナンスすることを目的としている。

### (2) 重要な会計方針の概要

当行の会計方針及び財務情報は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と承認されている会計原則(以下「米国GAAP」という。)に基づいている。

重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

#### (a) 機能通貨及び外国通貨

当行の機能通貨は米ドルである。米ドル以外の通貨建ての取引は、取引日において一般的で有効な為替レートにて記録されている。米ドル以外の通貨建ての資産及び負債は、貸借対照表の日付現在の為替レートを適用して、米ドルで記載されている。したがって、米ドル以外の通貨建ての取引によって生じる外国為替純差益及び純差損は、損益計算書においてその他の営業利益(費用)として計上されている。

#### (b) 現金及び現金同等物

キャッシュフロー計算書の目的上、現金及び現金同等物は、当行の請求により支払われる現金及び要求払預金に含まれる金額を指す。

#### (c) 公正価値測定

公正価値測定のために、当行は、可能な限り、観測可能なインプットを最大限に使用し、観測不能なインプットの使用を最小限にする評価方法を利用する。

公正価値で計上することが要求され又は認められる資産及び負債並びにその他の要求される開示対象の公正価値を決定する場合、当行は当行が取引を行うであろう主要な又は最も有利な市場を考慮し、また資産若しくは負債の価格決定をする際に市場参加者が利用するであろう仮定を考慮する。可能な場合、当行は同一の資産及び負債の価格決定をするために、活発なかつ観測可能な市場に依拠する。同一の資産及び負債が活発な市場において取引されない場合、当行は、類似する資産及び負債の観測可能な市場データに依拠する。それにもかかわらず、一定の資産及び負債が観測可能な市場において活発に取引されておらず、当行は公正価値を決定するために代替的な評価方法を利用しなければならない。公正価値の階層における金融商品のレベルは、公正価値の決定にとって重要な階層において最も高いレベルのデータに基づくものである。

公正価値測定において市場参加者の仮定を考慮する際、階層により観測可能な仮定と観測不可能な仮定を区別しており、それらは以下のレベルのいずれかに分類される。

- ・ レベル1： 同一の項目の活発な市場における相場のある資産及び負債。
- ・ レベル2： 資産及び負債の全期間において観測可能な市場の仮定に基づき評価された資産及び負債（活発な市場における類似の商品の市場相場、活発でない市場における同一若しくは類似の商品の市場相場、観測可能な市場相場以外の仮定又は市場の情報によって裏付けることのできる仮定を含む。）。
- ・ レベル3： 関連する評価の仮定を市場で観測することができない資産及び負債。ただし、資産又は負債の公正価値を測定するため入手可能な最良の情報を用いて評価される商品。

注記3に記載のとおり、当行は、公正価値測定を要しない一定の資産及び負債を公正価値で測定している。

#### (d) 売却可能有価証券

市場性有価証券は、売却可能有価証券として分類された上で公正価値にて記録される。かかる投資により生じた未実現利益及び損失は、実現し、損益計算書に再分類されるまで経営成績から除外されて、資本の別の項目としてその他の包括利益累計額に計上される。

CABEIは、投資有価証券ポートフォリオの総額の80%以上に相当する額は、銀行預金及び国際格付けにおいて「A」以上が付与された発行体により発行される債券への投資とし、無格付け又は「A」（A-、A及びA+を含む。）より低い格付けの証券については20%を上回らないものとする。

2025年12月31日現在、当行は、未実現損失を計上しているすべての売却可能有価証券について、減損が予想信用損失又はその他の要因によるものかどうかを評価し、かかる有価証券についての当行の売却意図を評価するために、定期的に見直しを行っている。売却可能有価証券は、個々の売却可能有価証券の現在の公正価値が償却原価を下回る場合に減損処理される。当行に売却する意図がなくかつ売却を要求される可能性が低い売却可能有価証券については、予想信用損失を評価し、信用リスクの変動に対応する損失部分のみを売却可能有価証券に係る信用損失引当金として損益計算書に計上する。かかる有価証券の公正価値の減少額は、その他の包括利益累計額として計上される。当行は、売却の意図がある又はその償却原価が回収される前に売却することを余儀なくされるおそれがあると判断した売却可能な減損した有価証券について、償却原価と公正価値との差額の全額を損益計算書に計上する。

当行は、信用損失の有無を判断する際に、有価証券の公正価値がその償却原価を下回る期間の長さを考慮しない。売却可能有価証券については、有価証券の償却原価の全額を回収するのに十分な契約上の元本及び利息のキャッシュフローを当行が受け取ることが期待できない場合に、信用損失が発生する。

売却可能有価証券の受取利息は、発生主義にて計上される。有価証券の売却益及び売却損は、決済日に個別法を用いて記録され、その他の営業利益（費用）として表示される。当行が投資ファンドに係る利益を実現した際に、金融収益の一部として投資ファンドに係る実現利益に表示される。

プレミアム及びディスカウントは、実効利率法と同様の方法を用いて有価証券の契約期間にわたる利回りの調整として認識される。有価証券に繰上返済が生じた場合、かかる額に対するプレミアム及びディスカウントは、繰上返済が生じた期間における利回りの調整として認識される。

当行は、有価証券ポートフォリオの最大40%の有価証券貸付契約を締結している。相手方が、同様の貸付権限又は同等の性質を有するその他の権限を担保として提供する。相手方による預かり有価証券ポートフォリオ全体は、プログラムに適合である。このプログラムにおいて、CABEIはその他の営業利益に記録される手数料を得る。

当行の有価証券保管機関は、このプログラムに基づいて行われる取引を保証及び管理し、CABEIによって貸し付けられている有価証券を保証する十分な担保があることを確かにするため、このプログラムに基づいて貸し付けられている有価証券の日々の評価を行う。

貸付契約に基づく有価証券は、公正価値において報告される。有価証券貸付契約に基づいて譲渡された有価証券は、売却として取り扱うための会計基準を満たしていない。当行は、常に貸付契約に基づき有価証券を売却し、貸付を終了させる権利を保持する。したがって、有価証券貸付契約に基づいて譲渡された有価証券は、貸借対照表において資産として留保される。

#### (e)信用リスクの集中

当行は、その目的及び財務方針に従い、受益国における公共部門及び民間部門双方の事業体に対し、貸付け及び保証を提供し、これによって、設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国を含む中米地域の発展に寄与するプロジェクトやプログラムにおける資金需要を満たしている。

当行は毎年、信用リスクの集中に関する方針を見直している。信用リスクの集中に適用される重要な指標は以下のとおりである。

- ・ 貸付ポートフォリオの合計は、当行の資本の3.5倍を超えてはならない。
- ・ 当行の自己資本は、35%を下回らないように維持されていなければならない。
- ・ いずれの加盟国・地域に対するエクスポージャーも、当行の資本の100%を超えてはならない。各加盟国・地域に対するエクスポージャーの最適なレベルを維持するために、規制を可能にする措置を実施するよう注意通知を発する上限が設定されている。加盟国・地域に対するエクスポージャーのソフトリミットはCABEIの総エクスポージャーの23%、ハードリミットは25%に設定されている。

総エクスポージャーには、公共部門（ソブリン及び非ソブリン）及び民間部門並びに未実行ローン・コミットメントの50%が含まれる。

- ・ 単一の金融機関へのエクスポージャーは、その信用格付に基づき決定され、当行の資本の5%及び6%を超えてはならず、将来的な上限は5.5%と6.6%の間とする。民間企業については、上限は3%から5%の範囲内とする。
- ・ 単一の公共部門の会社又は政府が過半数の持分を有する準公的民間機関（連帯政府保証のないもの。）へのエクスポージャーは、内部の信用リスク格付を考慮して、当行の資本の22%を超えてはならない。

#### (f) 貸付金

貸付金は、未払い元本残高から貸付金に係る信用損失引当金及び繰延貸付オリジネーション手数料を差し引いて表示される。

受取利息は、貸付けの契約条件に従い、発生主義にて認識される。

会計ガイダンスにより、ポートフォリオ・セグメントは、事業体が貸付金に係る信用損失引当金を設定するための体系的な方法を開発及び文書化するレベルと定義されており、さらにクラスは、当初の測定方法の特性、リスク特性及びリスク評価の方法に基づきポートフォリオ・セグメントを細分化したレベルと定義されている。

当行の貸付ポートフォリオ・セグメントは公共部門と民間部門である。公共部門貸付け及び民間部門貸付けのクラスは、これらの部門に貸付けが行われた国を示している。

#### 公共部門

公共部門への貸付けは、加盟国・地域の政府、加盟国・地域の地方又は地方自治体の行政機関、加盟国・地域の中央銀行、公的機関、資本構成において直接的又は間接的に国又はその他公共団体の株式資本の参加率が過半数を占める団体、機関及び/又は企業、並びに国が経済的に所有又は管理している、又はプロジェクトの金融収支を確保するため直接かつ法的強制力のある金融コミットメントを国が行う、公益プロジェクトを展開する団体に対して行われる。

#### 民間部門

民間部門への貸付けは、主として、加盟国・地域の借主並びに資本構成において直接的又は間接的に民間部門の株式資本の参加率が過半数を占める団体、機関及び/又は企業に対して行われる。これらの貸付けにおいて、CABEIIは、適切と考える保証（抵当権、担保、キャッシュフローの譲渡、信託財産、銀行保証及びクレジット・デフォルト・スワップ等）を取得する。

#### 未払金及び未収利息不計上貸付金に係る方針

分割払貸付けは、有効な支払期日に債務不履行が発生した直後に遅延としてみなされる。

すべての分割払貸付けの利息の認識は、契約上の期間に照らして元本又は利息の支払いが、民間部門の場合は90日以上遅延している場合、公共部門の場合は180日以上遅延している場合に、当行の方針に従って中止される。

受取利息の認識が中止された貸付けは、未収利息不計上貸付金に指定される。未収利息不計上貸付金に分類された貸付けに対する発生済の利息のうち未回収となっている一切の利息は、金融収益から戻し入れられる。その後の回収金は、発生主義に戻すことが認められるまで、現金主義に基づき計上される。

当初の条件が変更された未収利息不計上貸付金に係る利息は、債務者が債権の契約上の条件に従って返済を行う能力を合理的な期間示すまで、現金主義にて記録され、かかる能力が合理的な期間示された時点で貸付けは発生主義に戻される。

#### (g)信用損失引当金

各貸付金及び売却可能有価証券の最初の認識時に、当行は、当該資産の契約期間における回収可能性リスクの現在の見積りに従って、予想信用損失引当金を認識している。予想信用損失の見積りには、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況に関する合理的かつ持続可能な予測の影響が組み込まれている。

さらに、当行は、信用を供与する現在の契約上の義務を通じて、当行が信用リスクにさらされている契約期間中の未実行ローン・コミットメント及び偶発契約債務等の特定のオフ・バランスシート・エクスポージャーに関する予想信用損失の見積額に対する負債を認識している。

財務書類の日付現在の信用損失引当金及び負債を調整するために必要な金額は、経営陣の最善の見積りを反映しており、損益計算書では信用損失引当金（戻入）繰入額として計上される。当行は、未収利息を未収利息不計上の方針に沿って適時に戻し入れているため、未収利息については信用損失引当金として計上しないことを選択している。

#### 信用業務

信用業務（貸付金、未実行ローン・コミットメント及び偶発契約債務）については、業務の契約条件、その状況、並びに特定の相手方又は業務のリスクレベル及び事業分野に関連する損失率を考慮して生成される将来のエクスポージャー残高に基づいて引当金が決定される。

ある時点における予想信用損失は、デフォルト時エクスポージャー（以下「EAD」という。）、デフォルト確率（以下「PD」という。）及びデフォルト時損失率（以下「LGD」という。）の積として定義される。

各期間の予想信用損失は、業務の実効利率で現在価値に割り引かれる。最後に、各将来期間の予想損失の合計は、当該業務の総予想損失又は一般引当金から構成される。

#### デフォルト時エクスポージャー（EAD）

評価対象となる各時点におけるEADは、各事業分野に設定された期間を超える延滞による潜在的デフォルト事象が発生した場合の推定エクスポージャーとなるため、期末時点でのエクスポージャーがEADとみなされる。信用業務の種類に応じて、EADは以下のように決定される。

- ・ 貸付金：貸付金残高は、相手方により付与されたリスク補償及び該当する場合には予想される繰上返済に応じて調整される。次回の利払い及び元本の分割払いに対応する未払利息が、貸付金残高に加算される。
- ・ 未実行ローン・コミットメント：信用業務の支出保留承認額、部門別の利用率、貸付金への信用換算率及び業務のために承認された財務状況に従い、支出フロー及び将来の償却の見積りにより決定される。同様に、次回の利息分割払いに対応する未払利息が考慮され、適用可能な場合にはリスク補償が控除される。
- ・ 偶発契約債務：EADは、信用エクスポージャーから信用リスク補償を控除したものであり、既存の商品ごとに現行の規制で定められた信用換算率で調整される。割引の実効利率は、対応する期間及び部門について資産・負債委員会（ALCO）が承認した最低金利に基づく。

#### ・ デフォルト確率（PD）

PDは、相手方又は特定の業務が見積時に有する信用リスクのレベルを決定するモデルパラメーターである。このパラメーターには、信用格付機関（S&P、フィッチ及びムーディーズ）が毎年公表するデフォルト確率が利用可能なすべての条件で使用される。

連帯政府保証及び中央銀行への貸付けが付される公共部門に関して、当行は、信用格付機関により付与されたそれぞれのカントリー・リスク格付け、国際的な信用格付機関によって提供される債務不履行の可能性に関する入手可能な市場情報、リスクレベルの将来的な調整並びにかかる事業に対する連帯政府保証の有無を考慮して、信用リスクに対するエクスポージャーの性質及び程度を決定する。

当行は連帯政府保証付きの貸付けにつき優先債権者としての地位を有しており、この要因は、市場情報に関する債務不履行の可能性を調整するために考慮される。

さらに、公共部門の債務不履行の可能性の調整を判断するための手順を定めた。多国間債務比率（国の対外債務合計に占める多国間債務の割合を測定する）及び国民総所得に占める対外債務残高の割合を用いることで優先債権者としての地位がより良く判断される点を考慮した。

リスクレベルの将来的な調整は、この目的のために定期的に更新されるマクロ経済予測及び市場変数に応じてプラス又はマイナスになる可能性がある。分析によっては、その国のリスクレベルに影響を与えるような関連する変動がないことが示される可能性がある。

国の連帯政府保証のない公共部門貸付け及び民間部門貸付けに関しては、以下の8つのレベルからなる内部の信用リスク格付システム（Sistema de Calificación de Riesgo - SCR）に基づいてPDが割り当てられる。

格付け	定義
SCR-1からSCR-4	正常
SCR-5	特別
SCR-6	要注意
SCR-7	貸倒懸念
SCR-8	貸倒

- ・ 正常：信用リスクの質が最も高い、又は業界の同業者グループの中で平均的な質を有する信用業務であるが、信用リスクの質が最も高い、より規模の小さい借主に割り当てられる可能性がある。これらの業務は、支払いに関して最新の状態を維持し、許容可能以上の信用度を有する。
- ・ 特別：債務の返済に応じる上で潜在的な弱点を有し、経営陣の細心の注意を必要とする信用業務。修正されない場合、この潜在的な弱点により、主要な支払源が弱体化する可能性がある。
- ・ 要注意：支払能力又は担保及び保証の価値による保護が十分でない信用業務に対する格付け。弱点は明確に定義されていると考えられる。信用業務がSCR-6に該当し、財務的困難への直面によりリストラクチャリングの対象となる可能性が高い場合、又は顧客若しくは内部イニシアティブによりリストラクチャリングの要請がある場合には、予想信用損失が個別に評価される。
- ・ 貸倒懸念：審査時の情報、条件及び価値に基づき、債権全額の回収可能性が低く、かつ疑わしいと判断されるほど脆弱な信用業務に対する格付け。このレベルには、予想信用損失が個別に評価される信用業務が含まれる。
- ・ 貸倒：貸付金が回収不能と判断される又は当行の帳簿への残存価値が認められないと判断される借主に対する格付け。このレベルに分類された信用業務の予想信用損失は、個別に評価される。

連帯政府保証のない公共部門及び民間部門の借主のPDを決定するため、SCR及び信用格付機関によるリスクの定義に基づくリスク格付けは、SCRの各リスク格付レベルが信用格付機関の一つ又は複数のリスクレベルに対応するよう考慮される。次に、各信用格付機関による企業の債務不履行の可能性を考慮して、SCRモデルの各リスク格付レベルについてデフォルト確率が算出される。多くの場合、各SCRには2つ以上のリスクレベルのPDが存在することから、使用されるPDは、相手方の所在国に基づくマクロ経済調整に基づいて決定される。

#### デフォルト時損失率（LGD）

公共部門に適用可能なLGDを決定するため、デフォルト発生時の予想フローと契約フローの間の貨幣価値の時間的な差異の影響に基づく損失予測モデルが使用される。デフォルト時の予想延滞期間は、それぞれ連帯政府保証のある公共部門は18ヵ月、連帯政府保証のない公共部門は30ヵ月とされ、CABEIの過去のデフォルト実績及び国際市場におけるソブリン発行体の債務再編期間に基づいて決定される。劣後公共部門業務の場合、使用されるLGDは、バーゼル委員会が提案した75%となる。

LGDが民間部門に適用される場合には、バーゼル委員会の勧告やグローバル・エマージング・マーケット・リスクデータベース・コンソーシアム（GEMS）により公表されるデータを含む外部データに基づくパラメーターを使用する。

## 売却可能有価証券

売却可能有価証券に係る信用損失引当金は、債務証券の償却原価がその公正価値を超過する金額に制限されている。引当金は、信用状況がその後悪化又は改善した場合に増減する。売却可能有価証券の信用損失引当金の戻入れは、損益計算書に計上される。

売却可能有価証券の減損の有無を判断するために、当行は以下の基準を考慮する。

- ・ 償却原価と比較した売却可能有価証券の市場価格又は公正価値の損失の程度。本基準は、発行体の総合格付がAA-以上の売却可能有価証券には適用されない。
- ・ AA-を下回る水準まで低下した場合に限り、設定時からの総合信用リスク格付の下方修正。
- ・ リスク格付システム（SCR）の下方修正。
- ・ 信用事象（例：元本又は利息の延滞）。
- ・ 重大な変更：売却可能有価証券の発行体の業務に重大な変更が生じた場合、当該事象が信用リスクに影響を与え、信用要因による価値の変化をもたらしたかどうかを評価する必要がある。

適用可能な場合、引当金は、将来予想されるフローの現在価値を決定するために、割引キャッシュフローモデルを使用して見積もられる。予想回収額を決定するため、契約上のフローは、入手可能な情報に基づく予想損失計算を通じて調整される。

## 個別評価金融商品

当行は、信用業務又は売却可能有価証券がポートフォリオの他の部分とリスク特性を共有していない場合、その信用損失を個別に評価することができる。

ポートフォリオの他の部分とリスク特性が異なる金融商品に係る引当金の見積りは、経営陣の可能な限り最善の見積りに対応し、適切な分析に基づき、長期にわたって一貫して適用される。

金融商品が組成時又は取得時に予想されたよりも高い一定のリスク特性を示す場合、その金融商品は、ポートフォリオの残りの部分とは異なるリスク特性を有するとみなされる。これらのリスク特性は、ある事業が合意された契約条件に従って（CABEIに対する）債務金額を支払わない確率を高める可能性のある最新情報及び事象から入手することができる。これは、返済源又は連帯保証人（もしあれば）が債務を履行する能力を有しないことを意味する。したがって、債権又は債務者の特殊性は、一般的な準備金のモデルには適合しないと考えられる。

当行は、支払能力、信用格付け、リストラクチャリング及びデフォルト基準を考慮し、信用業務又は売却可能有価証券がポートフォリオの他の部分とリスク特性を共有していないことを判断する。予想信用損失額は、金融商品の償却原価と純実現可能価値の見積額との差額から生じる。当該見積額は、特定のPD及びLGD、予想キャッシュフローの割引又は担保の実現価値の適用により見積ることができる。

当行は、連帯政府保証のない各エクスポージャーについては、信用格付機関により付与されたカントリー・リスクを監視し、内部のリスク格付システム（SCR）を用いて少なくとも1年に2度信用リスクを審査することにより、貸付ポートフォリオの信用度の永続的なモニタリングを行っている。

同様に、非ソブリン貸付ポートフォリオのリスク格付け及び引当金の妥当性を評価するため、独立した外部審査員を毎年採用している。

### 債権のリストラクチャリング

借主が財務的困難に陥り、元本の免除、金利の引き下げ、軽微ではない支払いの遅延、満期の延長、又はこれらの種類の変更の組合せのいずれによるかを問わず、業務がリファイナンス又はリストラクチャリングされる場合、当行は、2つの条件が満たされた場合に、結果として生じた貸付金を新規貸付金とみなすかどうかを評価し、満たされない場合には当初の貸付金が継続しているものとみなされる。貸付金が新規貸付金とみなされるために満たされなければならない2つの条件は、以下のとおりである。

- ・ 新規貸付金の財務状況における実効金利が、同様のリスク特性を有する他の債務者への貸付金で、リストラクチャリングの対象となっていない場合に提供されるであろう実効金利と同等以上であること。
- ・ 当初の貸付金に対する変更が軽微であること。貸出条件緩和債権に対する変更が軽微であるか否かを判断するためには、貸出条件緩和債権に係る将来フローの現在価値と当初の貸付金に係る将来フローの現在価値との差額が10%以上でなければならない。

債権の貸出条件緩和により新たな貸付金が発生すると判断された場合、当初の貸付金に係る繰延手数料及び繰上返済違約金は、新たな貸付金が供与された時点で、それぞれその他の営業利益及び受取利息として認識される。新たな貸付金が組成されない場合、又は当初の貸付契約に対して軽微な変更のみが行われた場合、当初の貸付金の繰延手数料及び繰上返済違約金は、貸出条件緩和債権に計上される投資の一部として繰り越される。

貸出条件緩和債権は、修正の時点では一般的に未収利息不計上として残存する。

借主が貸出条件緩和債権の新条件を合理的な期間遵守し、貸出条件緩和債権の貸付残高が回収可能であるとみなされた場合に、当該債権は利息発生債権へ移行させることができる。

### 引当金の利用

信用業務及び売却可能有価証券の損失は、これらの商品の一部又は全額の回収不能性を経営陣が確認したときに、信用損失引当金から償却される。その後の貸付けの回収があれば、貸借対照表の貸倒引当金が増加する。

### (h) 固定資産

固定資産は、原価法にて減価償却及び償却累計額を差し引いて計上される。買い換えや大規模な修繕は資産計上されるが、軽微な交換、修理及び補修で資産の改良や残存耐用年数の延長を伴わないものは、発生時に費用として計上される。

2025年12月31日に終了した事業年度中、当行は、資産の使用状況、状態及び予想される将来的なサービスを評価するための定期的なプロセスの一部として、一定の種類の固定資産の耐用年数の見直しを見直した。この見直しの結果、以下の変更が行われた。車両運搬具の耐用年数の見直しは4年から5年に、施設及び修繕耐用年数の見直しは10年から15年に変更された。これらの変更は、ASC第250号「会計上の変更及び誤謬の訂正」に基づく会計上の見直りの変更該当し、変更が承認された期間から将来に向かって適用されている。これらの変更は、当行の財務諸表に重大な影響を及ぼしていない。

当行は、以下のとおり耐用年数を見積った上で、定額法に基づき、土地を除く固定資産の減価償却を行っている。

	年数
建物	40
施設及び修繕	15
什器備品	5 及び 10
車両運搬具	5
ハードウェア及びソフトウェア	3、5 及び 10

(i) デリバティブ金融商品及びヘッジ活動

当行は、契約の目的又は意図にかかわらず、デリバティブ商品を公正価値にて貸借対照表に計上している。デリバティブ金融商品の公正価値の変動に関する会計処理は、かかるデリバティブ金融商品が会計処理上のヘッジとみなされるか、かかるヘッジ商品が公正価値又はキャッシュフロー・ヘッジとみなされるかによって異なる。

当行が維持するデリバティブ金融商品は、経済的観点から有効なヘッジとみなされるが、会計処理上のヘッジとしては指定されていない。投資及び債務ポートフォリオにおいて維持する市場リスクをヘッジすることを目的として、当行はこれらのデリバティブ商品を契約している。したがって、これらのデリバティブは、公正価値にて貸借対照表に計上され、かかる公正価値の変動は、原資産又は原負債の公正価値の変動と同時に、損益計算書のデリバティブ金融商品及び債務の評価額に計上される。

同様に、当行は、特定の商品の信用リスクの変化から生じる負債の公正価値に係るすべての変動について、その他の包括利益に別途表示している。

特有の信用リスクとは、未払い額を回収するための担保の提供がなされた場合における相手方の債務不履行可能性である。当行は、当行の方針に従い、信用格付けがA（又はそれに相当する格付け）以上である信用度の高い相手方との取引及びデリバティブの相手方とのすべての業務のほとんど100%を担保するマスター・ネットリング契約により、デリバティブ金融商品における信用リスクを最小限にしている。

当行は、経済的なリスク・ヘッジとして使用されるにもかかわらず、ASC第815号「デリバティブ及びヘッジ」のガイドラインに従いヘッジ会計の適用を受けないデリバティブも契約している。

当行の方針では、デリバティブを含む金融商品の相殺額を貸借対照表上で認識する。

CABEIは、金融負債において公正価値オプションが選択された場合、特定の金融商品の信用リスクに起因する公正価値の変動を、損益計算書ではなく貸借対照表に、その他の包括利益として別途計上しなければならないと定めている（注記3( )）。

かかる会計規則では、事業体は、特定の商品の信用リスクの変化から生じる負債の公正価値に係るすべての変動について、その他の包括利益に別途表示しなければならないと定められている。

(j) 持分投資

他事業体の持分投資は、公正価値で計上されているものを除き、減損控除後の原価で計上され、その変動は損益計算書に持分投資に係る（損失）利益として計上される。

即時に決定可能な公正価値を有していない持分投資は、原価で報告される。当行は、原価で報告されたこれらの投資の公正価値を見積もることは、実務上困難だと決定した。これらの投資は、四半期ごとに、減損が決定され、投資残高が減少し、減損額がその他の営業費用と認識される時に評価される。投資の減損が認識され、一時的なものではないとみなされた場合には、参加中の投資は減損処理され、減損後の価値が新しい原価基準となる。

(k) 貸付金返済における担保権実行資産

貸付金の返済において取得された担保権実行不動産は売却用であり、担保権実行日における公正価値から不動産の売却費用を差し引いた額にて当初計上される。資産の公正価値を超過して計上された貸付金の投資については、損益計算書において損失として計上される。

担保権実行後、経営陣は定期的な評価を行い、これらの資産は、公正価値から最新の評価額に基づく見積売却費用を差し引いた額にて計上される。これらの資産をポートフォリオに保有することによる関連維持費及び関連する評価引当金の変動額は、それぞれ一般管理費及びその他の営業費用として計上される。

(l) 社会福祉プラン

当行の社会福祉プラン（以下「プラン」という。）の拠出状態は、貸借対照表上で認識される。拠出状態は、制度資産の公正価値と予測給付債務の間の差額として測定される。福祉プランは、制度資産の公正価値が予測給付債務を超える場合には、合計され、プランに基づく資産として計上される。他方で、予測給付債務が制度資産の公正価値を超える場合には、合計され、社会福祉プランに基づく債務として計上される。当行は、独立した保険数理士によって毎年行われる保険数理検証に基づく将来的な勤務費用を考慮した予測給付債務を認識している。保険数理上の損益は、資本の別個の構成要素として、その他の包括利益累計額の要素として認識される。

(m) 税金

当行の基本協定に従い、加盟国・地域における当行の利益及び関連取引は、すべての法人所得税又は税金の支払い、源泉徴収又は回収から免除される。

(n) 一般準備金及び年間純利益

基本協定に従い、当行の評議会により承認された場合には、年間の純利益合計額が一般準備金に追加される。

一般準備金は、「A」シリーズ及び「B」シリーズ株式の株主が、当行によって有効とされた応募済みでない授權資本株式に係る新規株式の応募について、支払いを行うために「E」シリーズ証券を行使することによって、減額される。

(o) 収益及び費用の認識

金融利益は、稼得プロセスが終了し、回収可能性が確実である場合に、貸付契約の条項に従って認識される。

貸付オリジネーション手数料は、その他の営業利益に分類される監視及び管理手数料並びに金融サービス及びその他の手数料の勘定において、繰り延べられ、利回りの調整として関連する貸付金の期間にわたり稼得されるものと認識される。貸付けのシンジケーションに関する手数料は、当行が要求されたサービスのすべてを完了した時点で認識される。特定の日付において運用される資産の額によって測定した資産運用手数料は、稼得されたものとして発生する。

裏書及び保証の提供並びにその他の債務に係る手数料は、これらの商品の期間にわたって実効利率法を概算する方法を利用して償却される。

支払利息は、実効利率法に基づき認識される。手数料費用は、関連するサービスの提供を受けたときに認識される。取引費用はそれが発生したときに認識される。

貸付けのオリジネーションに伴う増分直接費は、かかる金額が当期純利益に影響しないような場合には、これが発生したときに費用に計上される。

公正価値で測定された債務の発行費用は、発行された時点で計上されるが、償却原価で計上された債務は繰り延べられ、各債務証券の期間にわたって実効利率法に近似する方法を利用して償却される。

(p) 受取寄付金及び提供拠出金

寄付者の定める条件付で受領する場合を除き、寄付はその受領時にその他の営業利益として記録される。寄付者の定める条件付で受領する寄付については、その条件がすべての重要な点において満たされるか、又は寄付者がその条件を明示的に放棄するまでは負債として記録される。

当行が公共部門及び民間部門の機関並びにCABEIが管理するファンド又はプログラムに付与する拠出金は、無条件とみなされ、費用として認識され、当行の取締役会の承認が得られれば同時に負債として記録される。これらの拠出金は、損益計算書の特別拠出金として表示される。

(q) 保証

当行が提供する裏書及び保証の主な目的は、地域の銀行システムを支援することである。さらに、かかるオフ・バランスシート・アレンジメントは、当行の顧客が利用可能なサービスの幅を広げ、そのプロジェクト開発の資金調達費用を削減できるようCABEIが提供する銀行業務を拡大し多様化するための中米地域の発展・統合プロジェクトを支援している。

この目的を達成するため、当行では主として以下の2種類の裏書及び保証を提供する。

- ・ 融資に代わるもの。これらは一般に、長期的な取決め（銀行裏書又は支払保証等）であり、財務書類又はプロジェクト実行に関連する義務の遵守をそれ自体が保証する信用供与契約を支援するものである。これらの裏書及び保証は、CABEIの借主の信用リスク集中の上限に対する方針を考慮して行われている。

- ・ 融資に代わるもの以外。これらは、中米地域の開発プロジェクトを支援するために提供されるもので、一般に、流動資産により全額が担保され、通常は信用状並びに商品及びサービスの取得に関連する短期的な取決めである。

発行された当行の裏書及び保証は、借主の第三者への義務履行を保証するための当行が負担する偶発債務である。保証は、借主が潜在的に金融債務を負った場合に偶発債務とみなされ、借主が履行を怠り、受益者が保証を実行した場合に支払いが要求される。

当行は、保証を発行し、また、債務者にカウンター・ギャランティーを要求することができる。当行は、債務者が被保証債務の支払いを行わず、被保証当事者が当行からの支払いを求めることにより保証を要求した場合に、その保証を履行することを求められる。ある債務者の保証が要求された場合、当行は、当行に対してカウンター・ギャランティーを提供した債務者からの支払いを要求する契約上の権利を有している。

ローン・コミットメントとは、将来の日付において借主に対して貸付けを行う契約をいう。かかる契約は、正式な契約締結の日から支払完了までコミットメントとして認識される。これらのコミットメントには決められた期限があり、貸付金を実行せずにコミットメントの期限が経過する場合もある。したがって、契約に定められた総額は必ずしも将来のキャッシュフローの必要額を表すものではない。

信用状は、当行の顧客による債権者に対する不払いの可能性がある場合に当行が負う偶発契約債務を表す。

当行はまた、貸付金を実行するための契約債務並びに裏書及び保証の提供等といった未実行ローン・コミットメント及び偶発契約債務に係る予想信用損失もそれぞれ見積っており、これらは貸借対照表のその他の負債として計上されている。

#### エクスポージャー交換協定

エクスポージャー交換協定（以下「EEA」という。）とは、2つ以上の国際開発金融機関（以下「MDB」という。）が、貸付ポートフォリオにおける集中リスクを減少させるため、同等のソブリン・エクスポージャーのリファレンス・ポートフォリオについて、シンセティック・クレジット・プロテクションを交換することに合意するヘッジ金融商品である。

EEAの下で、リファレンス・ポートフォリオは、取引開始時に合算され、リスク加重が付与された名目価額を有する（リスク中立性の原則）。また、各MDBが支払うべき理論上のリスクプレミアムは一致しており、相殺される。MDBの信用格付けが同等でない取引において、リスク中立性の原則を維持するため、格付けの高いMDBに対して、交換されたエクスポージャー・ポートフォリオに調整係数を適用することで、リスク差異が補償される。いずれの場合も、方法論は各取引ごとに両MDB間の合意により決定される。

その前提の下で、リファレンス・ポートフォリオ内のエクスポージャーについて未収利息不計上事由が発生した場合、EEAの一環としてそのエクスポージャーを受け取ったMDBは、未収利息不計上事由により未受領の利息を補償するため、他のMDBに対してプレミアム/クーポンを支払う。これらの支払いは、未収利息不計上事由が正常化し、その事由が生じた期間中に未受領の利息の全額又は一部が回収された時点で返済される。

この点において、EEAの文脈において、これらの取引を実行したMDB間で資金フローの交換を生じさせるような未収利息不計上事由は現在まで生じていないことを指摘しておくことが重要である。

提供された保証の公正価値は、当初、受け取るべき仮定の保証手数料の正味現在価値に相当する資産として、また引き受けるべき保証の非偶発的部分については負債として計上され、それぞれ貸借対照表の「その他の資産」および「その他の負債」に計上される。

受取保証に基づき、譲渡されたエクスポージャーに伴う信用損失引当金の潜在的な減少額の同等額に相当する資産及び利益が計上され、これらはそれぞれ「その他の資産」及び「その他の利益」に含まれる。同様に、提供された保証に基づき、受け取ったエクスポージャーに伴うポートフォリオの信用損失引当金に基づく潜在的損失の同等額に相当する負債及び費用が計上され、これらはそれぞれ「その他の負債」及び「その他の費用」に含まれる。

(r) 見積りの使用

当行経営陣は、米国GAAPに従って、財務書類の作成において一定の見積りや前提条件に依存するが、かかる前提条件や見積りは、記載されている資産及び負債の金額並びに財務書類の日付現在における偶発資産及び偶発債務並びに報告期間中の収益及び費用に記載された金額の開示に影響を与えるものである。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合がある。

重大な変化の影響を特に受けやすい重要な見積りには、信用損失引当金、売却可能有価証券及びデリバティブ金融商品の公正価値、担保権実行資産の評価、公正価値で測定された負債の評価、予測給付債務の評価並びに偶発債務の状況が含まれる。

(s) セグメント報告

経営陣は、当行の純利益に対する個別の事業の貢献度に基づき、業績の評価又は資源の割当てを行うため、当行の財務書類以外のレベルにおいて事業結果を内部的に管理又は報告しておらず、このため事業セグメントは1つのみであると決定した。

(t) 最近の未採択の会計基準

2025年9月、FASBIはASU第2025-06号「無形資産 - のれん及びその他 - 内部利用のソフトウェア（サブトピック350-40）」を公表した。かかるASUは、事業体が内部利用のソフトウェアの費用の資産計上を開始することが求められる時期を決定するための基準を修正するものである。かかるASUは、2027年12月15日以降に開始する事業年度から適用される。適用は、将来適用、修正遡及適用、又は完全遡及適用のいずれかとする。早期適用が認められている。ASU第2025-06号の適用が当行の財務諸表に与える重大な影響はないと見込んでいる。

2025年9月、FASBIはASU第2025-07号「デリバティブ及びヘッジ（トピック815）並びに顧客との契約から生じる収益（トピック606）」を公表した。かかるASUは、（ ）契約当事者の一方の事業又は活動に基づく特徴を有する契約について、デリバティブ会計の適用範囲の例外を認め、（ ）商品又はサービスの引渡しと引き換えに顧客から株式に基づく現金以外の対価を受け取る場合のトピック606のガイダンスの適用を明確化した。かかるASUは、2026年12月15日以降に開始する年次報告期間及び当該年次報告期間内の期中期間から適用される。当行は、現在この基準が財務諸表に及ぼす影響を評価している。

2025年12月、FASBIはASU第2025-11号「中間決算報告（トピック270）」を公表した。かかるASUは、中間決算報告要件の範囲を明確化し、開示義務を拡大するとともに、重要な後発事象の開示を要求している。かかるASUは、2028年12月15日以降に開始する事業年度から適用される。適用により、中間財務諸表における開示は増加するが、認識又は測定に与える重大な影響はないと見込んでいる。

2025年12月、FASBIはASU第2025-12号「会計基準のコード化の改善」を公表した。かかるASUは、会計基準コードに対する技術的な修正及び明確化を行うものである。かかるASUは、2026年12月15日以降に開始する事業年度から適用される。適用は、将来適用又は完全遡及適用を行うことができる。個別の修正については、早期適用が認められている。当行は、ASU第2025-12号の適用が財務諸表に与える重大な影響はないと見込んでいる。

(3) 公正価値及び公正価値オプション

当行の経営陣は、公正価値の決定のプロセスを規定している。公正価値は、市場相場価格がある場合、主としてこれに基づく。市場価格又は相場価格がない場合、公正価値は、インプットとして市場又は市場のパラメーターとは無関係に得られた情報（イールドカーブ、金利、債券価格、外国為替レート及びクレジットカーブを含むが、これらに限定されない。）を主に使用する内部で開発されたモデルに基づき決定される。

しかしながら、測定日において資産又は負債に関する市場にほとんど又は全く動きのない場合、公正価値の測定は、市場参加者が資産又は負債の価格決定において使用するであろう仮定についての当行自身の判断を反映する。

かかる仮定は、当該状況において入手可能な最善の情報（予測されるキャッシュフロー、リスクのために適切に調整された割引率及びインプット（観察可能か不能かを問わない。）の利用可能性を含む。）に基づき当行が開発したものである。

経営陣は、金融商品の評価のための方針及び手順を定めている。かかる方針及び手順は、デリバティブ金融商品の評価を決定するために適用されている。

上記の方法により、純実現可能価値を表示していない又は将来価値を反映していない公正価値の見積りを行うことができる。さらに、当行はかかる評価方法が適切かつ他の市場参加者が使用している評価方法と矛盾していないと考える一方で、一定の金融商品の公正価値を決定するための別の方法又は仮定の使用により、報告日現在の公正価値の見積りが変わってくる可能性がある。

#### (i) 適用された評価方法

当行の金融資産及び負債の相当部分は、1年未満の満期及び/又は変動金利による短期の金融商品である。

短期の金融商品及び/又は変動金利付の短期の金融商品は、財務書類の日付現在において計上された価格に相当する公正価値を有すると考えられる。上記は、現金及び要求払預金、有利子銀行預金、変動金利付の貸付金、変動金利による米ドル建て貸付金並びに未収利息及び未払利息に当てはまる。

継続的若しくは非継続的に認識され（公正価値オプションが選択された対象を含む。）、又は公正価値で公開された、資産及び負債に対して、当行は以下の評価方法を使用している。

- ・ 投資有価証券：公正価値は市場価格に基づいて計算されており、かかる市場価格が入手不能である場合には、類似の証券の直接利回りをを用いた割引将来キャッシュフローに基づき計算されている。
- ・ 貸付金純額：固定金利の貸付金の公正価値は、基準金利として市場貸出基準金利（以下「CIRR」という。）を用いて、割引将来キャッシュフローの分析に基づいて推計されている。CIRRは、アメリカ合衆国輸出入銀行によって公表され、輸出信用機関が適用する公式の金利であり、米国長期国債に係る金利に基づくものである。
- ・ 持分投資：公正価値で計上されているものを除き、減損控除後の原価で計上されている。当行が投資を行っている他事業体への持分投資は、いずれも譲渡可能ではないため、市場にて利用可能な相場は存在しない。これらの事業体は特別目的を有しており、当行が支配権又は重要な影響力を持たない事業体である。原価で計上されている投資については、過大な費用負担なく、これらの投資の公正価値を決定するのは現在のところ実務上困難であり、公正価値で計上されている投資については、投資先の資産及び負債は公正価値で計上されていることを考慮して、投資先の財務情報から得られる一株当たり純資産価値（又は同等のもの）を使用して、実務上の方法に基づき測定される。
- ・ デリバティブ金融商品：公正価値は、市場データから作成されるパラメーターを使用する評価モデルに基づいて決定される。さらに、当行は、デリバティブ金融商品の評価におけるCABEI及び相手方の信用リスクを決定した（注記19）。
- ・ 借入金及び債券：借入金及び債券の公正価値（ヘッジされる。）は、市場データによって構築された金利のイールドカーブに基づく評価モデルを使用して決定される。上記のイールドカーブは、当行の信用リスク・スプレッドを組み込むために調整されている。この公正価値は、出口価格の現在の指標となるものではない。当行は、その他のインプットの中でもとりわけ債券の評価に当行の信用リスク及び為替相場を含めている。

借入金（固定金利であり、ヘッジされない。）の公正価値は、CIRRを基準にして、割引キャッシュフローの分析に基づいて推計されている。

債券（米ドル建て発行され、固定金利であり、ヘッジされない。）の公正価値は、ブルームバーグにより公表される10年スワップ金利に基づき、割引将来キャッシュフローの分析に基づいて推計されている。

金融負債は、公正価値で測定されず、償却原価にて計上される。

- ・ コマーシャル・ペーパー・プログラム及び譲渡性預金：公正価値は、各年度末前の当行が合意した最新の取引の金利を基準にして、割引将来キャッシュフローの分析に基づいて推計されている。

エクスポージャー交換協定に基づき提供及び受領される保証に対応する公正価値は、その契約の期間にわたって提供及び受領される保証に対する理論上の手数料の正味現在価値として算出される。

- ・ 偶発契約債務：これらの金融商品の公正価値は、相手方信用リスクに基づくものである。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、当行は、公正価値の階層においてレベル3に分類される継続的な公正価値の測定を保有していない。

( ) 継続的な公正価値の測定

以下の表は、2025年12月31日及び2024年12月31日現在における、公正価値を継続的に評価された資産及び負債を示しており、公正価値の階層に従って分類されている。

(単位：千米ドル)

	レベル1	レベル2	補償調整 <sup>(1)</sup>	2025年合計
<b>資産</b>				
売却可能有価証券	340,611	2,710,062	0	3,050,673
デリバティブ金融商品	0	553,101	(516,235)	36,866
<b>負債</b>				
借入金	0	306,294	0	306,294
債券	0	5,495,066	0	5,495,066
デリバティブ金融商品	0	553,445	(516,334)	37,111

(単位：千米ドル)

	レベル1	レベル2	補償調整 <sup>(1)</sup>	2024年合計
<b>資産</b>				
売却可能有価証券	491,302	1,794,611	0	2,285,913
デリバティブ金融商品	0	893,626	(849,039)	44,587
<b>負債</b>				
借入金	0	290,070	0	290,070
債券	0	4,014,691	0	4,014,691
デリバティブ金融商品	0	856,382	(849,272)	7,110

(1) この金額は、マスター・ネットリング契約の影響、同一の相手方との間で受取り/支払いがなされた現金担保の効果、ネットリング契約に基づく相手方の信用リスク評価の調整を表している（注記19）。

( ) レベル3に分類された公正価値の変動

商品がレベル3に分類される場合、当該決定は、公正価値合計の決定における観察不能な仮定の重要性に基づく。2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度において、レベル3の分類に変動はなかった。

( ) 公正価値の階層レベル1とレベル2の間の移行

当行の会計方針には、当該移行を生じさせた事象又は変化の日現在の公正価値の階層のレベル間の移行の認識が含まれる。2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度において、レベル1とレベル2の間の移行はなかった。

(v) 非継続的な公正価値の測定

継続的には公正価値で測定されていない当行の保有する資産には、一定の状況で公正価値の調整を受けるものもある。これらの資産には、（最初の認識又はさらなる毀損の時点において）売却可能な資産、現在の減損を考慮する場合に担保の公正価値まで減額されたいくつかの貸付金、実務的な方法で測定され公正価値にて計上された他事業体への持分投資及び減損の表示が決定された場合のその他の非金融長期資産が含まれる。

貸付金の公正価値は、適用がある場合には、割引将来キャッシュフロー、担保の価値又は貸付金の測定された市場価値を利用して推計される。この公正価値は、出口価格の現在の指標となるものではない。担保権実行資産の公正価値は、その公正価値から売却費用を差し引くことによって推計されており、最高かつ最大限活用した場合と著しく異なるものではない。他事業体への株式及び持分投資の公正価値は、一株当たり純資産価値に基づき推計され、公正価値の階層における分類を必要としない。

以下の表は、2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度における非継続的に公正価値で測定された資産の公正価値の測定及び損益計算書に記載されている公正価値の増加を示したものである。

	2025年		2024年	
	公正価値	上昇(下落)	公正価値	(下落)
貸付金純額 <sup>(2)</sup>	11,362	13,835	9,741	(28,470)
持分投資	7,129	857	105	0
担保権実行資産純額	11,648	0	11,648	0
	30,139	14,692	21,494	(28,470)

(2) 公共部門及び民間部門からの貸付金を含む。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、上記の表に含まれる貸付金及び担保権実行資産は、公正価値の階層においてレベル3に分類されている。

( ) 公正価値オプション

ASC第825-10-25号のガイドラインは、公正価値で測定することを要しない一定の金融資産及び負債を公正価値で測定することを選択するオプションを認める「公正価値オプション」に言及している。かかるオプションを選択した場合、取消しは不能となる。基準書は、かかる金融資産及び負債の公正価値への変更を損益計算書に記載することを求めている。

当行は、為替又は金利変動に対する公正価値ヘッジのためにデリバティブを契約している米ドル以外の通貨の金融負債を公正価値で測定することを選択している。

ASC第825-10-25号を適用する主な目的は、当行の業績のボラティリティを減じることであり、金融負債及びそれに関するヘッジ商品は一般に満期まで保有されることを考慮したものである。

金融負債の公正価値の変動は、金利、外国為替レート及び当行の信用リスク・スプレッドの変動に起因するものである。当行は、当行が営業しているすべての市場においてクレジット・マージンを定期的に精査している。

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度の公正価値における借入金について、当行は損益計算書にそれぞれ40,403千米ドル及び7,966千米ドルの損失及び利益を計上した。2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度の公正価値における債券については、当行は損益計算書にそれぞれ615,620千米ドル及び600,574千米ドルの損失及び利益を計上した。

これらの利益及び損失は、公正価値オプションが本注記(i)に記載された方法に基づいて選択された金融負債の公正価値の変動の結果である。これらは、損益計算書においてデリバティブ金融商品及び負債の評価額として示される。

これらの借入金及び債券による金利及び手数料は、各取引の契約条件に従って発生主義により計算され、損益計算書に金融費用として記載される。

2025年12月及び2024年12月現在、ASC第825-10-25号の適用のために選ばれた金融商品の公正価値及びかかる商品の未払元本残高の差異は以下のとおりである。

	2025年			2024年		
	公正価値	償却原価	減少	公正価値	償却原価	減少
借入金	306,294	310,881	(4,587)	290,070	341,034	(50,964)
債券	5,495,066	5,505,309	(10,243)	4,014,691	4,666,655	(651,964)

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度において、金融負債において公正価値オプションが選択された際に、債務証券の信用リスクに起因する公正価値の変動を、当行は、資本の部のその他の包括利益として、それぞれ32,075千米ドル及び2,657千米ドルの損失を計上した。

#### ( ) 金融商品の公正価値

当行の経営陣は、当行の金融商品の公正価値の見積りを行う上で、最善の判断を行う。使用された前提条件の僅かな変動も、現在価値の見積りに対して重大な影響を及ぼす場合がある。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在において、当行の金融商品の見積公正価値は以下のとおりである。

	2025年		2024年	
	帳簿価格	公正価値	帳簿価格	公正価値
<b>資産</b>				
現金及び要求払預金	12,898	12,898	7,533	7,533
有利子銀行預金	3,807,668	3,807,668	3,806,661	3,806,661
売却可能有価証券 - 純額	3,050,673	3,050,673	2,285,913	2,285,913
貸付金 - 純額	12,286,179	12,135,100	11,724,248	11,613,263
未収利息	221,553	221,553	218,732	218,732
デリバティブ金融商品	36,866	36,866	44,587	44,587
その他の資産 <sup>(3)</sup>	224,611	253,094	64,701	64,701
<b>負債</b>				
借入金	1,332,179	1,301,979	1,582,008	1,539,304
債券	11,003,077	10,999,449	9,063,394	9,057,413
コマーシャル・ペーパー・プログラム	0	0	184,146	185,587
譲渡性預金	1,562,067	1,563,315	2,116,542	2,119,381
未払利息	205,175	205,175	180,629	180,629
デリバティブ金融商品	37,111	37,111	7,110	7,110
その他の負債 <sup>(3)</sup>	252,572	278,602	74,890	74,890

- (3) エクスポージャー交換協定に基づき受領及び付与された保証に関連する金額は、公正価値の階層のレベル3に分類され、これに含まれている。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在において、借入金は償却原価として認識されたそれぞれ1,025,885千米ドル及び1,291,938千米ドルを含んでおり、これらの公正価値はそれぞれ995,685千米ドル及び1,249,234千米ドルと推計されている。

同様に、当該日付現在において、債券は償却原価として認識されたそれぞれ5,508,011千米ドル及び5,048,703千米ドルを含んでおり、これらの公正価値はそれぞれ5,504,383千米ドル及び5,042,722千米ドルと推計されている。2025年12月31日及び2024年12月31日現在において、償却原価として認識された当行の金融商品は、公正価値の階層においてレベル2に分類されている。

(4) 現金及び要求払預金

2025年12月31日及び2024年12月31日現在において、通貨別の現金及び要求払預金は以下のとおりである。

	2025年	(単位：千米ドル) 2024年
米ドル	8,422	4,123
設立加盟国の通貨	613	1,503
その他の通貨	3,863	1,907
	<u>12,898</u>	<u>7,533</u>

(5) 有利子銀行預金

有利子銀行預金は、短期定期預金とされ、期間及び金利につき更新が可能であり、その結果、額面金額は市場価格に近似する。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在の有利子預金の帳簿価格はそれぞれ3,807,668千米ドル及び3,806,661千米ドルである。これらの残高はすべて米ドル建てである。

## (6)売却可能有価証券

2025年12月31日及び2024年12月31日現在において、売却可能有価証券の償却原価、その他の包括利益累計額に計上されている未実現損失総額及び未実現利益総額、ヘッジ取引影響額並びに売却可能有価証券の公正価値及び信用損失引当金は以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

売却可能 有価証券	2025年				
	償却原価	未実現 損失総額	未実現 利益総額	ヘッジ取引 影響額	公正価値
ソブリン	1,716,853	(546)	5,544	2,059	1,723,910
国際機関	1,092,748	(979)	2,936	0	1,094,705
投資ファンド	203,971	0	28,087	0	232,058
小計	3,013,572	(1,525)	36,567	2,059	3,050,673
売却可能有価証券に係 る信用損失引当金	0	0	0	0	0
<b>売却可能有価証券 - 純 額</b>	<b>3,013,572</b>	<b>(1,525)</b>	<b>36,567</b>	<b>2,059</b>	<b>3,050,673</b>

(単位：千米ドル)

売却可能 有価証券	2024年				
	償却原価	未実現 損失総額	未実現 利益総額	ヘッジ取引 影響額	公正価値
ソブリン	1,400,224	(6,470)	814	1,645	1,396,213
国際機関	687,903	(5,691)	696	0	682,908
投資ファンド	193,101	0	14,753	0	207,854
小計	2,281,228	(12,161)	16,263	1,645	2,286,975
売却可能有価証券に係 る信用損失引当金	(1,062)	0	0	0	(1,062)
<b>売却可能有価証券 - 純 額</b>	<b>2,280,166</b>	<b>(12,161)</b>	<b>16,263</b>	<b>1,645</b>	<b>2,285,913</b>

ヘッジ取引影響額は、公正価値ヘッジとしてのデリバティブによってそれらの有価証券によりカバーされるリスクに起因する未実現利益又は未実現損失の一部を表している。

2025年12月31日に終了した事業年度において、投資ファンドから10,780千米ドル、国際機関から2,818千米ドル、ソブリン証券から856千米ドルの実現総利益が計上され、その期間に実現損失はなかった。2024年の同期間においては、実現利益は計上されなかったが、ソブリン証券から3,685千米ドルの実現損失が計上された。

かかる利益及び損失は、売却した各ファンド又は市場性証券の未償却費用を考慮して実現された。

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度における売却可能有価証券に係る信用損失引当金の増減は、以下のとおりである。

	(単位：千円)	
	2025年	2024年
当期首残高	1,062	6,614
売却可能有価証券に係る信用損失引当金戻入額	(1,062)	(5,552)
当期末残高	0	1,062

2025年12月31日及び2024年12月31日現在において、引き続き未実現損失のポジションにあった売却可能有価証券の公正価値及び未実現損失は以下のとおりである。

売却可能 有価証券	(単位：千円)				
	2025年		2024年		合計
	12ヵ月未満	12ヵ月以上	12ヵ月未満	12ヵ月以上	
公正価値	未実現 損失総額	公正価値	未実現 損失総額		
ソブリン	89,595	(515)	9,906	(31)	(546)
国際機関	69,362	(494)	76,515	(485)	(979)
	158,957	(1,009)	86,421	(516)	(1,525)

売却可能 有価証券	(単位：千円)				
	2024年		2023年		合計
	12ヵ月未満	12ヵ月以上	12ヵ月未満	12ヵ月以上	
公正価値	未実現 損失総額	公正価値	未実現 損失総額		
ソブリン	264,993	(1,150)	343,849	(5,320)	(6,470)
国際機関	152,162	(2,309)	217,042	(3,382)	(5,691)
	417,155	(3,459)	560,891	(8,702)	(12,161)

当該日付において、当行の経営陣は、売却可能として分類されている有価証券を売却する意図は有しておらず、当行が当該費用を回収する前に当該有価証券を売却する必要はおそくないと考えている。

2025年12月31日現在における契約満期別の償却原価で測定される売却可能有価証券の概要は、以下の表のとおりである。

(単位：千米ドル)

	年数				合計
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	
償却原価	2,169,365	792,165	52,042	0	3,013,572

予想される満期は、発行者が一定の場合において違約金なしで債務を弁済し又は繰上返済する権利を有することがあるため、契約満期とは異なる可能性がある。

[次へ](#)

(7)貸付金

2025年12月31日及び2024年12月31日現在において、国別の貸付金の詳細は、以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

	2025年			2024年		
	公共部門	民間部門	合計	公共部門	民間部門	合計
グアテマラ	447,985	169,148	617,133	488,520	94,994	583,514
エルサルバドル	2,599,184	66,848	2,666,032	2,743,373	85,934	2,829,307
ホンジュラス	1,608,598	206,142	1,814,740	1,882,198	113,662	1,995,860
ニカラグア	2,464,497	25,111	2,489,608	2,376,208	51,163	2,427,371
コスタリカ	1,326,270	64,747	1,391,017	1,029,185	61,495	1,090,680
パナマ	933,098	103,391	1,036,489	803,299	45,184	848,483
ドミニカ共和国	772,645	0	772,645	671,817	0	671,817
ベリーズ	17,003	0	17,003	13,105	0	13,105
コロンビア	498,925	0	498,925	498,849	0	498,849
メキシコ	14,976	0	14,976	29,953	0	29,953
アルゼンチン	972,589	0	972,589	755,669	0	755,669
キューバ共和国 <sup>(4)</sup>	54,637	0	54,637	28,026	0	28,026
小計	11,710,407	635,387	12,345,794	11,320,202	452,432	11,772,634
貸付金に係る信用損失 引当金	(54,467)	(5,148)	(59,615)	(37,613)	(10,773)	(48,386)
貸付金純額	11,655,940	630,239	12,286,179	11,282,589	441,659	11,724,248

(4) キューバ共和国の貸付金の支出及び回収はユーロで支払われる。

注記2(e)に記載される金融政策を考慮して、CABEIは、信用リスク集中の上限に従う。

2025年12月31日現在における満期別の貸付金の詳細は、以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

期日経過	年数						合計
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	
0	1,293,425	1,067,996	1,072,928	961,583	870,669	7,079,193	12,345,794

2025年12月31日及び2024年12月31日現在における経済活動分野別の貸付金の詳細は、以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
建設	3,926,498	3,661,442
その他サービス	1,517,375	1,390,074
気候変動	1,134,052	1,106,866
電力、ガス、蒸気及び空調供給	1,093,222	1,534,832
行政及び防衛並びに社会保障計画	916,140	721,474
医療及び社会支援	840,090	1,052,570
水道業並びに下水処理、廃棄物管理 及び汚染除去	439,157	359,340
複合業種	435,185	515,464
食品安全	378,720	192,935
農業、牧畜業、林業及び漁業	374,044	188,647
教育	318,097	271,401
運輸及び倉庫	236,497	110,161
金融及び保険事業	224,258	353,822
専門的、科学的及び技術的事業	174,035	64,783
芸術、エンターテインメント及び レクリエーション事業	118,872	119,724
卸売業及び小売業	101,368	35,119
製造業	54,844	17,610
金融仲介活動	35,000	45,000
宿泊業及び飲食事業	16,013	17,424
情報及び通信	12,327	13,946
	12,345,794	11,772,634

2025年12月31日及び2024年12月31日現在における通貨別の貸付金の詳細は、以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
米ドル	12,290,178	11,743,690
ユーロ	55,616	28,886
中米諸国の通貨	0	58
	12,345,794	11,772,634

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度において、貸付金の加重平均利回りは、スワップ契約（適用された場合）を考慮して、それぞれ年6.91%及び年7.67%であった。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、公共部門及び民間部門への貸付金について延滞している分割払いはない。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、公共部門の個別評価貸付金に関する情報は以下の表のとおりである。

(単位：千米ドル)

個別評価貸付金	2025年					
	投資簿価	未払元本残高	関連する引当金	当期平均残高	累積利息	回収済利息
信用損失引当金が存在するもの						
キューバ共和国 <sup>(5)</sup>	54,637	0	48,592	35,643	983	1,521
	<u>54,637</u>	<u>0</u>	<u>48,592</u>	<u>35,643</u>	<u>983</u>	<u>1,521</u>
未収利息計上貸付金に分類された個別評価貸付金	54,637	0	48,592	35,643	983	1,521

(単位：千米ドル)

個別評価貸付金	2024年					
	投資簿価	未払元本残高	関連する引当金	当期平均残高	累積利息	回収済利息
信用損失引当金が存在するもの						
キューバ共和国 <sup>(6)</sup>	28,026	0	29,347	15,375	487	623
	<u>28,026</u>	<u>0</u>	<u>29,347</u>	<u>15,375</u>	<u>487</u>	<u>623</u>
未収利息計上貸付金に分類された個別評価貸付金	28,026	0	29,347	15,375	487	623

- (5) キューバ共和国の貸付金の支出及び回収はユーロで支払われる。  
 (6) キューバ共和国の貸付金の支出及び回収はユーロで支払われる。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、民間部門の個別評価貸付金に関する情報は以下の表のとおりである。

(単位：千米ドル)

個別評価貸付金	2025年					
	投資簿価	未払元本残高	関連する引当金	当期平均残高	累積利息	回収済利息
信用損失引当金が存在するもの						
ニカラグア	6,006	0	689	12,154	21	1,245
コスタリカ	0	0	0	785	0	50
	<u>6,006</u>	<u>0</u>	<u>689</u>	<u>12,939</u>	<u>21</u>	<u>1,295</u>
未収利息計上貸付金に分類された個別評価貸付金	6,006	0	689	12,154	21	1,245
未収利息不計上貸付金に分類された個別評価貸付金	0	0	0	785	0	50

(単位：千米ドル)

個別評価貸付金	2024年					
	投資簿価	未払元本残高	関連する引当金	当期平均残高	累積利息	回収済利息
信用損失引当金が存在するもの						
ニカラグア	14,578	0	5,705	15,583	54	1,673
コスタリカ	1,263	0	395	1,587	6	144
	<u>15,841</u>	<u>0</u>	<u>6,100</u>	<u>17,170</u>	<u>60</u>	<u>1,817</u>
未収利息計上貸付金に分類された個別評価貸付金	15,841	0	6,100	17,170	60	1,817

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、信用格付機関から付与されるリスク格付け及び組成日に基づく公共部門（ソブリン及び非ソブリン）への貸付金は、以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

リスク格付け	2025年							2024年
	2025年	2024年	2023年	2022年	2021年	過年度	合計	
BBB+ / BBB / BBB-	199,439	323,292	11,264	0	0	414,079	948,074	1,200,619
BB+ / BB / BB-	737,205	662,255	820,583	725,204	295,514	1,413,672	4,654,433	4,203,203
B+ / B / B-	709,647	516,757	973,369	699,086	1,250,840	913,972	5,063,671	5,119,581
CCC+ / CCC / CCC-	227,323	174,436	451,489	57,067	71,639	7,638	989,592	768,773
CC / C / D	23,000	31,637	0	0	0	0	54,637	28,026
	<u>1,896,614</u>	<u>1,708,377</u>	<u>2,256,705</u>	<u>1,481,357</u>	<u>1,617,993</u>	<u>2,749,361</u>	<u>11,710,407</u>	<u>11,320,202</u>

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、注記2(h)に記載される信用格付けに基づく民間部門への貸付金の詳細及び組成日は、以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

国名	2025年						合計	2024年
	2025年	2024年	2023年	2022年	2021年	過年度		
<b>グアテマラ</b>	<b>130,494</b>	<b>6,755</b>	<b>4,315</b>	<b>18,845</b>	<b>3,428</b>	<b>5,311</b>	<b>169,148</b>	<b>94,994</b>
正常	130,494	6,755	4,315	18,845	3,428	5,311	169,148	94,994
<b>エルサルバドル</b>	<b>3,666</b>	<b>1,401</b>	<b>6,004</b>	<b>27,508</b>	<b>1,990</b>	<b>26,280</b>	<b>66,848</b>	<b>85,934</b>
正常	3,666	1,401	6,004	27,368	1,990	26,249	66,678	85,621
特別	0	0	0	140	0	30	170	313
<b>ホンジュラス</b>	<b>135,948</b>	<b>10,062</b>	<b>5,540</b>	<b>26,847</b>	<b>2,238</b>	<b>25,507</b>	<b>206,142</b>	<b>113,662</b>
正常	135,948	10,062	5,540	26,847	2,238	25,507	206,142	113,662
<b>ニカラグア</b>	<b>1,808</b>	<b>1,850</b>	<b>4,903</b>	<b>3,373</b>	<b>3,021</b>	<b>10,155</b>	<b>25,111</b>	<b>51,163</b>
正常	1,808	1,850	4,903	3,373	3,021	4,150	19,105	36,585
要注意	0	0	0	0	0	6,006	6,006	14,578
<b>コスタリカ</b>	<b>29,953</b>	<b>3,391</b>	<b>5,451</b>	<b>7,756</b>	<b>534</b>	<b>17,662</b>	<b>64,747</b>	<b>61,495</b>
正常	29,953	3,391	5,451	7,756	534	17,662	64,747	60,232
貸倒懸念	0	0	0	0	0	0	0	1,263
<b>パナマ</b>	<b>80,000</b>	<b>1</b>	<b>20,501</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2,889</b>	<b>103,391</b>	<b>45,184</b>
正常	80,000	1	20,501	0	0	2,889	103,391	45,184
<b>合計</b>	<b>381,869</b>	<b>23,460</b>	<b>46,713</b>	<b>84,330</b>	<b>11,212</b>	<b>87,803</b>	<b>635,387</b>	<b>452,432</b>

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度における貸付金に係る信用損失引当金の変動は以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

	2025年			2024年		
	部門		合計	部門		合計
	公共	民間		公共	民間	
期首現在	37,613	10,773	48,386	11,051	20,254	31,305
貸付金に係る信用損失引当金(戻入額)	16,854	(5,755)	11,099	26,562	(9,546)	17,016
回収益	0	130	130	0	65	65
期末現在	54,467	5,148	59,615	37,613	10,773	48,386

2025年12月31日及び2024年12月31日現在の貸付金に係る信用損失引当金残高及び投資簿価は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)					
	2025年			2024年		
	公共部門	民間部門	合計	公共部門	民間部門	合計
<b>個別に計上された貸付金</b>						
個別引当金	48,592	689	49,281	29,347	6,100	35,447
投資簿価	54,637	6,006	60,643	28,026	15,841	43,867
<b>合計で計上された貸付金</b>						
一般引当金	5,875	4,459	10,334	8,266	4,673	12,939
投資簿価	11,655,770	555,991	12,211,761	11,292,176	385,072	11,677,248
<b>引当金のない貸付金</b>						
投資簿価	0	73,391	73,391	0	51,519	51,519
<b>合計</b>						
引当金	54,467	5,148	59,615	37,613	10,773	48,386
投資簿価	11,710,407	635,387	12,345,794	11,320,202	452,432	11,772,634

投資簿価とは、一部の償却の差し引き後の当行の貸借対照表において報告されている貸付金のエクスポージャー金額である。

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度において、貸出条件緩和債権の残高に係る変動は、以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
期首現在	14,578	16,327
回収益	(8,572)	(1,749)
期末現在	6,006	14,578

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度において、公共部門又は民間部門への貸付金に関するリストラクチャリングは実施されていない。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、貸出条件緩和債権に対する未払いの分割払いはない。

## エクスポージャー交換協定

2025年12月31日現在、当行は他の国際開発金融機関との間で有効なエクスポージャー交換協定を保持しており、その詳細は以下のとおりである。

発効日	売主交換額 (単位：千米ドル)	買主交換額 (単位：千米ドル)	満期日
2025年5月	1,143,600	1,150,000	2040年5月
2025年11月	450,000	468,000	2040年11月

当行は、以下の国々及びエクスポージャー金額について買主（金融保証の受領者）及び売主（金融保証の提供者）であり、その詳細は以下のとおりである。

### エクスポージャー交換の売主

国名	金額 (単位：千米ドル)	S&Pの格付け
アンティグア・バーブーダ	21,000	B-
アルゼンチン	184,200	CCC+
バハマ	114,600	BB-
バルバドス	86,000	B+
ベリーズ	49,000	CCC+
ブラジル	350,000	BB
ボリビア	117,000	CCC-
コロンビア	136,000	BB
エクアドル	214,000	CCC+
ジャマイカ	23,000	BB-
パラグアイ	93,800	BBB-
セントビンセント及びグレナディーン諸島	54,000	B-
セントルシア	56,000	B+
スリナム	40,000	CCC+
ウルグアイ	55,000	BBB+
	1,593,600	

### エクスポージャー交換の買主

国名	金額 (単位：千米ドル)	S&Pの格付け
アルゼンチン	86,000	CCC+
コスタリカ	175,000	BB
エルサルバドル	440,000	B-
ホンジュラス	347,000	B+
ニカラグア	294,000	B
ドミニカ共和国	224,000	BB
パナマ	52,000	BBB-
	1,618,000	

2025年12月31日現在、発行又は受領した保証に関連する未収利息不計上事由は発生していない。発行及び受領した保証の帳簿価格は184,073千米ドルであり、その他の資産及びその他の負債に計上されている。2024年12月31日現在、当行にエクスポージャー交換協定はなかった。

(8)未収利息

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、未収利息の詳細は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
貸付利息	166,235	171,591
有利子銀行預金	39,078	34,603
売却可能有価証券	16,240	12,538
	221,553	218,732
	221,553	218,732

(9)固定資産（純額）

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、固定資産の詳細は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
建物	63,755	49,091
コンピューター機器及びソフトウェア	48,033	42,533
設備	49,179	36,619
事務什器及び機器	15,313	12,292
車両運搬具	3,005	3,108
	179,285	143,643
控除：減価償却及び償却累計額	(85,495)	(76,180)
	93,790	67,463
土地	7,470	7,470
	101,260	74,933
	101,260	74,933

(10)持分投資

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、他の事業体の株式及び持分に対する持分投資の帳簿価格は以下のとおりである。

名称	参加率	方法	財務書類	資本金	(単位：千米ドル)	
					2025年	2024年
<b>株式</b>						
ガランティア・イ・セル ヴィシオス、ソシエダ・ デ・ガランティアS.A. de C.V.	23.29%	原価	2025年11月30日	8,738	1,145	1,145
ダービー - プロバンコ・ ファンド L.P.	33.30%	公正価値 原価	2024年6月30日	0	105	105
その他					24	24
株式小計					<u>1,169</u>	<u>1,274</u>
<b>参加</b>						
中米メザニン・インフラ ストラクチャー・ファン ドL.P. (CAMIF)	38.53%	公正価値	2025年9月30日	24,420	7,129	10,163
CIFIサステナブル・イン フラストラクチャー・ デット・ファンドL.P.	19.39%	原価	2025年9月30日	66,367	12,242	0
参加小計					<u>19,371</u>	<u>10,163</u>
					<u>20,540</u>	<u>11,437</u>

2025年8月、ダービー - プロバンコ・ファンド L.P.の終了及び清算が確認された。

(11)その他の資産

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、その他の資産残高の詳細は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
エクスポージャー交換協定	184,073	0
保証基金への拠出金	13,287	13,335
公正価値調整後担保権実行資産	11,648	11,648
前払金	9,040	35,687
未収金	5,058	3,292
受取保証の回収額	1,206	0
前払手数料	271	714
その他	28	25
	224,611	64,701

**担保権実行資産**

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、9,888千米ドル及び11,919千米ドルの公正価値調整差し引き後の貸付金の支払いに係る担保権実行資産は、11,648千米ドルの残高を維持している。

(12)借入金

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、借入金は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
中国信託商業銀行	349,940	349,970
フランス開発庁	289,854	270,865
スペイン開発金融公庫	228,940	375,292
ドイツ復興金融公庫 (KfW)	225,000	272,897
財務公債省 (SHCP)	64,068	90,724
米国国際開発金融公社 (US DFC)	62,035	74,437
台湾国際合作発展基金会 (台湾 ICDF)	53,301	110,638
ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行	24,175	0
サンタンデール銀行	15,556	13,780
韓国輸出入銀行	14,987	14,987
アメリカ合衆国国際開発庁 (USAID)	2,157	2,830
ノルデア・バンク	1,450	4,347
BNPパリバ・フォルティス	716	1,241
	<u>1,332,179</u>	<u>1,582,008</u>

2025年12月31日現在、借入金の満期は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)						
	年数						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
残高	<u>114,005</u>	<u>372,026</u>	<u>110,225</u>	<u>225,885</u>	<u>93,577</u>	<u>416,461</u>	<u>1,332,179</u>

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度において、借入金の加重平均コストは、スワップ契約（適用された場合）を考慮して、それぞれ年4.86%及び年5.79%であった。

2025年12月31日現在、固定金利及び変更金利の借入金は、それぞれ426,453千米ドル及び905,726千米ドルであった。2024年12月31日現在、固定金利及び変動金利の借入金は、それぞれ468,040千米ドル及び1,113,968千米ドルであった。

(13)債券及びコマーシャル・ペーパー・プログラム

(a) 2025年12月31日及び2024年12月31日現在、通貨別の債券は以下のとおりである。

通貨	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
米ドル	5,489,894	5,099,759
メキシコペソ	1,726,501	1,445,106
英ポンド	1,018,340	0
スイスフラン	854,013	906,139
豪ドル	521,245	477,168
コスタリカコロン	437,745	282,066
ユーロ	306,558	242,773
ノルウェークローネ	259,868	223,139
ウルグアイペソ	128,200	115,394
日本円	106,477	135,248
コロンビアペソ	41,707	68,816
インドネシアルピア	33,950	33,640
トルコリラ	25,628	29,199
スウェーデンクローナ	20,745	16,814
ニュージーランドドル	14,091	39,189
	10,984,962	9,114,450
公正価値調整	18,115	(51,056)
	11,003,077	9,063,394

2025年12月31日現在、債券の満期は以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

	年数						合計
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	
残高	2,088,089	2,344,471	3,575,162	395,086	170,238	2,430,031	11,003,077

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度において、債券の加重平均コストは、スワップ契約（適用された場合）を考慮して、それぞれ年5.49%及び年6.29%であった。

(b) 2025年12月31日及び2024年12月31日現在、CABEIは以下のコマーシャル・ペーパー・プログラムを有する。

	2025年			
	プログラムの 授権総額 (単位：千米ドル)	発行残高 (単位：千米ドル)	年間平均 コスト	契約満期
コマーシャル・ペーパー - 米ドル建てグローバル・プログラム	500,000	0	4.06%	3ヵ月以内
コマーシャル・ペーパー - コスタリカコロン建てリージョナル・プログラム	200,000	0	0.00%	6ヵ月以内
	<u>700,000</u>	<u>0</u>		

	2024年			
	プログラムの 授権総額 (単位：千米ドル)	発行残高 (単位：千米ドル)	年間平均 コスト	契約満期
コマーシャル・ペーパー - 米ドル建てグローバル・プログラム	500,000	184,146	4.62%	3ヵ月以内
コマーシャル・ペーパー - コスタリカコロン建てリージョナル・プログラム	200,000	0	0.00%	6ヵ月以内
	<u>700,000</u>	<u>184,146</u>		

(14) 譲渡性預金

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、譲渡性預金は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
中央銀行	1,245,366	1,433,867
公的金融機関	170,000	150,000
民間金融機関	59,185	67,970
多国籍機関	47,672	430,000
その他	39,844	34,705
	<u>1,562,067</u>	<u>2,116,542</u>

2025年12月31日現在、譲渡性預金の満期毎の残存期間の詳細は、以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)						合計
	年数						
	6ヵ月以内	6ヵ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	
残高	<u>1,214,972</u>	<u>315,695</u>	<u>5,817</u>	<u>13,114</u>	<u>5,981</u>	<u>6,488</u>	<u>1,562,067</u>

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度において、譲渡性預金の加重平均コストは、それぞれ年4.68%及び年5.37%であった。

(15)未払利息

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、未払利息は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
債券	180,342	144,863
譲渡性預金	15,625	22,877
借入金	9,208	12,889
	<u>205,175</u>	<u>180,629</u>

(16)その他の負債

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、その他の負債の詳細は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
エクスポージャー交換協定	184,073	0
従業員給付プランの数理計算上の債務に係る資産 の欠損金(注記21)	24,491	33,499
払戻不能の資金協力	15,595	15,187
その他の債権者	9,907	5,795
賞与・追加報酬	6,641	6,470
未実行ローン・コミットメントに係る信用損失引 当金(注記18)	3,553	6,671
技術支援引当金	1,395	1,848
提供された保証に係る損失引当金	1,326	0
変動預金	857	1,358
偶発債務に係る信用損失引当金(注記18)	5	11
その他の引当金	4,729	4,051
	<u>252,572</u>	<u>74,890</u>

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度における未実行ローン・コミットメントに係る信用損失引当金の変動は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)					
	2025年			2024年		
	部門		合計	部門		合計
公共	民間	公共		民間		
期首現在	6,671	0	6,671	12,539	0	12,539
未実行ローン・コミットメントに係 る信用損失引当金(戻入額)	(3,325)	207	(3,118)	(5,868)	0	(5,868)
期末現在	<u>3,346</u>	<u>207</u>	<u>3,553</u>	<u>6,671</u>	<u>0</u>	<u>6,671</u>

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度において、キューバ共和国との間で締結された信用契約<sup>(7)</sup>の個別評価の残高(未実行ローン・コミットメントに係る信用損失引当金に含まれる。)はそれぞれ0千米ドル及び2,539千米ドルであった。

(7) キューバ共和国との信用契約はユーロ建てである。

## (17)資本

### (a) 授權資本、応募済資本及び払込資本

当行の授權資本は、7,000,000千米ドルであり、そのうち3,570,000千米ドルが設立加盟国に、3,430,000千米ドルが設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域に分割される。株式の発行は以下のパラメーターに基づき実施される。「A」シリーズ株式は、設立加盟国のみ応募可能であり、1株当たりの額面金額を10千米ドルとする最大357,000株で構成される。「B」シリーズ株式は、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域のみ応募可能であり、1株当たりの額面金額を10千米ドルとする最大343,000株で構成される。「A」シリーズ株式及び「B」シリーズ株式は、常に当行の授權資本全体に相当する。

さらに、「A」シリーズ株式及び「B」シリーズ株式の株主を受益者として、額面金額を0として発行される「C」シリーズ株式がある。当該株式は、株式の実際の価値と名目上の価値とを一致させるという目的を有し、評議会で規制及び承認される定期的な割当制度によって発行される。

「C」シリーズ株式は、各株主の「A」シリーズ株式、「B」シリーズ株式及び「C」シリーズ株式の株数に比例按分して割り当てられる。「C」シリーズ株式は、「A」シリーズ株式又は「B」シリーズ株式の応募への支払いとして使用することはできず、請求払資本を創出しない。

2025年12月31日現在、株式数合計のうち、3,570,000千米ドルについては、設立加盟国が同額ずつ応募しており、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域は3,393,100千米ドルについて応募している。残りの36,900千米ドルについては応募が可能である。

当行の株式から利息又は配当金は発生せず、かかる株式を担保に供すること又はこれに課税することはできない。

「E」シリーズ証書は「A」シリーズ株式及び「B」シリーズ株式の株主に対して発行され、1株当たりの額面金額を10千米ドルとする。当該証書は、当行に対する資本拠出金に帰属する利益剰余金を時間の経過とともに認識するためのものである。かかる証書は議決権を付与せず、譲渡してはならない。「E」シリーズ証書は、「A」シリーズ株式及び「B」シリーズ株式の株主である加盟国・地域により、当行によって利用可能とされた応募済みでない授權資本株式に係る新規株式の応募のすべて又は一部の支払いに使用することができる。新規株式の応募に使用されなかった「E」シリーズ証書は、当行の一般準備金の一部とされる。

当行の授權資本は、請求払資本持分及び現金払資本持分に分けられる。5,250,000千米ドルが請求払資本に、1,750,000千米ドルが現金払資本に相当する。

2025年12月31日現在、当行の資本構造の詳細は以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

応募済資本	資本				
	授權済	応募済 請求払	応募済 現金払	未収応募済 現金払	払込済
<b>設立加盟国</b>					
グアテマラ	714,000	535,500	178,500	19,125	159,375
エルサルバドル	714,000	535,500	178,500	12,750	165,750
ホンジュラス	714,000	535,500	178,500	19,125	159,375
ニカラグア	714,000	535,500	178,500	12,750	165,750
コスタリカ	714,000	535,500	178,500	19,125	159,375
設立加盟国小計	<u>3,570,000</u>	<u>2,677,500</u>	<u>892,500</u>	<u>82,875</u>	<u>809,625</u>
<b>設立加盟国でない地域内加盟国</b>					
ドミニカ共和国	378,400	283,800	94,600	11,475	83,125
パナマ	358,400	268,800	89,600	9,600	80,000
ベリーズ	65,000	48,750	16,250	7,500	8,750
設立加盟国でない地域内加盟国小計	<u>801,800</u>	<u>601,350</u>	<u>200,450</u>	<u>28,575</u>	<u>171,875</u>
<b>地域外加盟国・地域</b>					
中華民国(台湾)	776,250	582,187	194,063	25,899	168,164
大韓民国	630,000	472,500	157,500	11,250	146,250
アルゼンチン	345,800	259,350	86,450	0	86,450
メキシコ	306,250	229,687	76,563	0	76,563
スペイン	280,000	210,000	70,000	0	70,000
コロンビア	203,000	152,250	50,750	5,438	45,312
キューバ <sup>(8)</sup>	50,000	37,500	12,500	0	12,500
地域外加盟国・地域小計	<u>2,591,300</u>	<u>1,943,474</u>	<u>647,826</u>	<u>42,587</u>	<u>605,239</u>
応募済資本及び払込資本小計	<u>6,963,100</u>	<u>5,222,324</u>	<u>1,740,776</u>	<u>154,037</u>	<u>1,586,739</u>
<b>未応募資本</b>					
設立加盟国でない地域内加盟国及び地域 外加盟国・地域	<u>36,900</u>				
<b>授權資本</b>	<u>7,000,000</u>				

(8)キューバ共和国の資本はユーロで支払われる。

2024年12月31日現在、当行の資本構造の詳細は以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

応募済資本	資本				
	授權済	応募済 請求払	応募済 現金払	未収応募済 現金払	払込済
<b>設立加盟国</b>					
グアテマラ	714,000	535,500	178,500	25,500	153,000
エルサルバドル	714,000	535,500	178,500	19,125	159,375
ホンジュラス	714,000	535,500	178,500	19,125	159,375
ニカラグア	714,000	535,500	178,500	19,125	159,375
コスタリカ	714,000	535,500	178,500	25,500	153,000
設立加盟国小計	<u>3,570,000</u>	<u>2,677,500</u>	<u>892,500</u>	<u>108,375</u>	<u>784,125</u>
<b>設立加盟国でない地域内加盟国</b>					
ドミニカ共和国	378,400	283,800	94,600	15,300	79,300
パナマ	358,400	268,800	89,600	12,800	76,800
ベリーズ	25,000	18,750	6,250	0	6,250
設立加盟国でない地域内加盟国小計	<u>761,800</u>	<u>571,350</u>	<u>190,450</u>	<u>28,100</u>	<u>162,350</u>
<b>地域外加盟国・地域</b>					
中華民国(台湾)	776,250	582,187	194,063	34,531	159,532
大韓民国	630,000	472,500	157,500	16,875	140,625
アルゼンチン	345,800	259,350	86,450	0	86,450
メキシコ	306,250	229,687	76,563	0	76,563
スペイン	280,000	210,000	70,000	0	70,000
コロンビア	203,000	152,250	50,750	7,251	43,499
キューバ <sup>(9)</sup>	50,000	37,500	12,500	0	12,500
地域外加盟国・地域小計	<u>2,591,300</u>	<u>1,943,474</u>	<u>647,826</u>	<u>58,657</u>	<u>589,169</u>
応募済資本及び払込資本小計	<u>6,923,100</u>	<u>5,192,324</u>	<u>1,730,776</u>	<u>195,132</u>	<u>1,535,644</u>
<b>未応募資本</b>					
設立加盟国でない地域内加盟国及び地域 外加盟国・地域	<u>76,900</u>				
<b>授權資本</b>	<u>7,000,000</u>				

(9)キューバ共和国の資本はユーロで支払われる。

(b) 資本応募

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度中、加盟国・地域は資本応募手続を行わなかった。

2025年10月3日、当行はベリーズから第1回分割払いの支払いを受領し、これにより、2023年に承認された「B」シリーズ株式を通じた当行資本への出資の増額に対応する40,000株の応募が効力を生じた。

(c) 出資

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度において、直近の株式の応募及び基本協定の改定により、加盟国・地域は以下のとおり資本への払込みを行った。

資本への払込み	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
<u>設立加盟国</u>		
グアテマラ	6,375	6,375
エルサルバドル	6,375	0
ホンジュラス	0	6,375
ニカラグア	6,375	0
コスタリカ	6,375	6,375
小計	25,500	19,125
<u>設立加盟国でない地域内加盟国</u>		
ドミニカ共和国	3,825	3,825
パナマ	3,200	3,200
ベリーズ	2,500	0
小計	9,525	7,025
<u>地域外加盟国・地域</u>		
中華民国(台湾)	8,632	8,633
大韓民国	5,625	5,625
コロンビア	1,813	1,813
スペイン	0	1,000
小計	16,070	17,071
	51,095	43,221

(18)偶発契約債務

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、偶発契約債務の残高は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
引き受けられた信用契約 <sup>(*)</sup>	4,010,691	5,203,622
裏書及び保証の提供	17,320	23,468
信用状	925	925
	<u>4,028,936</u>	<u>5,228,015</u>

(\*) 承認された正式なローン・コミットメントを含む。

これらの偶発債務による重大な損失を測定するために、当行の経営陣は、現在の情報及び事象に基づき、引き受けたそれぞれの債務の分析を行っている。

2025年12月31日現在、裏書及び保証の提供並びに信用状の満期は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)		
	年度		合計
	2026年	2029年	
裏書及び保証の提供	0	17,320	17,320
信用状	925	0	925

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、当行は、裏書及び保証の提供並びに信用状に関連して、信用損失引当金をそれぞれ5千米ドル及び11千米ドル維持しており、貸借対照表上にその他の負債として計上されている(注記16)。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、当行は、譲渡された信用契約に関連して、未実行信用コミットメントに係る信用損失引当金をそれぞれ3,553千米ドル及び6,671千米ドルに維持しており、貸借対照表上にその他の負債として計上されている(注記16)。

## (19)デリバティブ金融商品及びヘッジ活動

当行がデリバティブ商品を利用する第一の目的は、金利及び為替レートの変動に対するリスクのエクスポージャーを減少させることである。当行はデリバティブ商品を取引や投機の目的で使用しない。

金利及び為替レートの変動に対するエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ金融商品を利用することにより、当行は信用リスク及び流動性リスクを負うものとなる。

当行は取引の相手方承認方針及び相手方ごとの最高上限額を維持する。取引の相手方のエクスポージャーを測定するため、当行は、取引の相手方の信用度に関して測定される最高上限額を設定する。2025年12月31日及び2024年12月31日現在、当行はこの方針を遵守している。

当行のデリバティブ金融商品は、デリバティブ取引の相手方とのマスター・ネットリング契約に服する。かかる法的拘束力を有するマスター・ネットリング契約により、相手方が債務不履行に陥った場合、相手方は担保として現金又は有価証券を引き渡す義務があり、当行には担保として保有する有価証券を流動化する権利及び同一の相手方に対する債権及び債務を相殺する権利が付与されている。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、デリバティブ金融商品の額面金額は以下のとおりである。

	(単位：千円)			
	2025年		2024年	
	資産 額面金額	負債 額面金額	資産 額面金額	負債 額面金額
<b>経済的ヘッジ</b>				
金利等に係る契約	3,070,000	2,605,000	540,000	4,240,000
<b>その他リスク管理目的</b>				
外貨契約	3,168,781	3,014,251	943,291	3,777,668
デリバティブ金融商品合計（額面金額）	<u>6,238,781</u>	<u>5,619,251</u>	<u>1,483,291</u>	<u>8,017,668</u>

CABEIは、ASC第815-10-45号の規定を考慮してデリバティブ金融商品の相殺に関する会計方針を採用した。これは、会計基準に定められた条件が満たされた場合に、貸借対照表上の資産及び負債のポジションを相殺する権利が存在することを規定している。かかる会計方針に基づき、事業体は、デリバティブ金融商品について認識される公正価値と、マスター・ネットリング契約に基づく、公正価値によって認識される同一の取引の相手方との間のデリバティブ商品から派生する、担保として現金を引き渡す債務（引渡し）又は担保として現金を受け取る権利（受取り）によって認識される公正価値を相殺することができる。

当行は、取引の相手方とマスター・ネットリング契約を締結しており、取引の相手方が債務不履行に陥った場合には、担保として保有する現金又は有価証券を回収し、かかる相手方に対する未収金及び未払金を相殺する権利がある。

以下の表は、2025年12月31日及び2024年12月31日現在のデリバティブ金融商品の相殺に関する情報を示している。

	(単位：千米ドル)			
	2025年		2024年	
	資産 公正価値	負債 公正価値	資産 公正価値	負債 公正価値
<b>公正価値ヘッジ</b>				
金利等に係る契約	38,962	22,906	27,426	80,128
<b>その他リスク管理目的</b>				
外貨契約	272,449	369,849	37,140	776,254
デリバティブ金融商品小計	311,411	392,755	64,566	856,382
差入/受入担保金	241,690	160,690	829,060	0
デリバティブ金融商品小計(総額)	553,101	553,445	893,626	856,382
控除：マスター・ネットリング契約	(168,609)	(168,609)	(64,566)	(64,566)
控除：差入/受入担保の相殺	(347,746)	(347,746)	(784,729)	(784,729)
ネットリング契約における相手方に関する 信用リスク評価調整額	120	21	256	23
貸借対照表に表示されるデリバティブ金融 商品合計	36,866	37,111	44,587	7,110

ASC第815号に基づくヘッジとして利用されたデリバティブ商品の利益(損失)は、それぞれヘッジされた金融商品の利益(損失)と共に、損益計算書に表示されるデリバティブ金融商品及び債務の評価額に計上されている。

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度のデリバティブ金融商品のかかる利益（損失）は、以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

	2025年		
	利益（損失）		
	デリバティブ商品	ヘッジされた 金融商品	合計
<b>公正価値ヘッジ</b>			
金利等に係る契約	68,756	(68,756)	0
<b>未指定の経済的ヘッジ</b>			
外貨契約 <sup>(10)</sup>	641,714	0	641,714
金利契約	(310)	0	(310)
デリバティブ金融商品に係る信用リスク評価調整額	(134)	0	(134)
債務の公正価値に係る信用リスク部分の実現損失	(3,137)	0	(3,137)
	<u>706,889</u>	<u>(68,756)</u>	<u>638,133</u>

(単位：千米ドル)

	2024年		
	利益（損失）		
	デリバティブ商品	ヘッジされた 金融商品	合計
<b>公正価値ヘッジ</b>			
金利等に係る契約	4,426	(4,426)	0
<b>未指定の経済的ヘッジ</b>			
外貨契約 <sup>(11)</sup>	(629,448)	0	(629,448)
金利契約	6,363	0	6,363
デリバティブ金融商品に係る信用リスク評価調整額	104	0	104
債務の公正価値に係る信用リスク部分の実現利益	7,740	0	7,740
	<u>(610,815)</u>	<u>(4,426)</u>	<u>(615,241)</u>

(10) これらの契約は、経済的ヘッジに相当し、そのヘッジのために当行は米ドル以外の通貨建ての金融負債を公正価値で測定することを選択している（注記3( )）。

(11) これらの契約は、経済的ヘッジに相当し、そのヘッジのために当行は米ドル以外の通貨建ての金融負債を公正価値で評価することを選択している（注記3( )）。

損益計算書で計上された利益（損失）は、デリバティブ金融商品及び債務評価額として表されている。

(20)CABEIが管理する基金及び信託

多国籍金融機関、また設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国の経済統合並びに均衡のとれた経済及び社会発展の推進機関として、当行は独立した基金及び信託を管理する。2025年12月31日及び2024年12月31日現在、それらの基金及び信託の詳細は以下のとおりである。

基金及び信託	(単位：千米ドル)	
	純資産	
	2025年	2024年
技術協力基金 - FONTEC	51,989	48,846
ホンジュラス - スペイン基金(第 フェーズ)	43,086	42,902
韓国 - CABEI技術協力信託基金(KTC)(旧名称：韓国 - CABEIパートナーシップ単一寄付信託基金(KTF))	32,327	32,355
COVID-19及び経済再活性化のための緊急支援及び準備プログラムの金融部門支援融資における金融仲介プログラム保証基金	16,939	23,021
COVID-19パンデミック後における女性の経済的エンパワメント支援のための台湾ICDFファシリティ	9,026	8,894
気候変動投資プロジェクト準備基金(FCC)	5,287	4,278
台湾 - CABEIパートナーシップ信託基金(TCPT)	3,856	2,598
中米再生可能エネルギー投資促進基金(ARECA)	2,886	2,745
中米乾燥回廊及びドミニカ共和国乾燥地帯における気候変動への耐性を高める生態系に基づく適応策	2,759	2,787
地域統合プロジェクトのための技術支援基金(FATPIR)	1,105	949
ベリーズ、グアテマラ及びホンジュラスにおける「中米大西洋地域の異常気象への耐性を高めるための自然に基づく解決策の利用」プロジェクト	1,091	174
気候変動への適応のための生産的投資イニシアティブ(CAMBio)	820	541
UNOPS - GCF - レディネス準備支援プログラム：「NDCコミットメントの達成に向けた公共部門及び民間部門の優先投資を支援するためのニカラグア共和国の金融システム強化」	650	660
中米向け韓国開発協調融資ファシリティ	496	396
フランス開発庁 - 技術支援プログラム	177	318
コスタリカにおける照明、エアコン及び冷蔵庫のエネルギー効率化市場の発展	11	46
戦災児童管理、育成、リハビリ、訓練及び保護基金(APROQUEN)	5	64
CABEI社会支援基金(FAS-BCIE)	(2,995)	(2,444)
	169,515	169,130

(21)社会福祉基金 (SBF)

社会福祉基金（以下「基金」又は「SBF」という。）の目的は、当行の従業員向け退職給付、障害年金、希望退職、就業年数に基づく補償、障害及び死亡の際の生命保険、病院医療給付、中期融資並びに当該基金の財務能力に照らして付与することができるその他の福利厚生を提供することである。SBFは、プランの規定に従って、受益者及び当行の拠出金によって融資を受けている。退職金、年金及び生命保険プランは確定給付プランとみなされる一方、病院関係の医療給付プランは確定拠出プランとみなされる。

SBFは、設立綱領及び現在存続している附則又は該当する趣旨に適うよう当行が発行する附則に規定される福利厚生を当行の従業員に付与する目的のみのために存在する。

また、かかる設立綱領は、SBFの資産は当行のその他の資産とは別に年金基金として保有及び管理され、SBFによって付与される様々な福利厚生プランに基づき福利厚生及び経費を供与するためのみに使用されると定めている。

当行は、設定された評価計算利率（現在は7%）を達成するために、社会福祉プランの投資有価証券ポートフォリオにより生じる利回りへの補償メカニズム又は追加分として、SBFへの特別拠出金を支払う。基金の数理計算上のポジションが10%以上の割合で赤字となった場合、当行は最長10年間で基金の数理計算上のポジションの残高を再構築するものとする。

SBFの社会福祉プランの給付には定期的なモニタリングがあるが、当行は給付債務を測定する日を毎年12月31日としている。2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度において、現在適用のある基準により設定された基準に基づく純期間給付費用は以下の表のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
純期間給付費用の構成要素		
金利費用	15,226	14,907
サービス費用	9,994	8,114
制度資産収益	(12,823)	(12,579)
純期間給付費用	12,397	10,442

以下の表は、現在適用のある基準により設定された基準に基づき、2025年12月31日及び2024年12月31日現在における最新の数理計算上の査定により得られた、予想給付金債務の変動、制度資産の変動及び制度ポジションを示したものである。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、予想給付金債務の変動、制度資産の変動及び制度ポジションの詳細は以下のとおりである。

	2025年			合計
	退職金及び 年金プラン	生命保険 プラン	病院関係の 医療プラン	
<b>給付金債務の変動：</b>				
給付金債務期首残高	172,307	15,044	30,156	217,507
金利費用	12,062	1,053	2,111	15,226
サービス費用	2,244	154	7,596	9,994
支払給付金	(15,734)	(685)	(5,502)	(21,921)
数理計算上の利益	1,455	96	0	1,551
給付金債務期末残高	172,334	15,662	34,361	222,357
<b>制度資産の変動：</b>				
制度資産の公正価値の期首残高	150,338	27,296	30,156	207,790
制度資産収益	8,812	1,766	2,245	12,823
雇用主による拠出金	4,331	791	3,145	8,267
プラン加入者による拠出金	1,523	26	1,740	3,289
制度欠損金に対する臨時拠出金	1,500	0	0	1,500
支払給付金	(17,119)	(685)	(5,502)	(23,306)
投資の公正価値の変動	9,844	2,014	2,577	14,435
制度変更に伴う準備金の再分類	2,271	(2,271)	0	0
その他の費用 純額	(270)	0	0	(270)
小計	161,230	28,937	34,361	224,528
個別の貯蓄勘定に割り当てられた資産	(26,662)	0	0	(26,662)
制度資産の公正価値の期末残高	134,568	28,937	34,361	197,866
制度ポジション純額	(37,766)	13,275	0	(24,491)

(単位：千円)

2024年

	退職金及び 年金プラン	生命保険 プラン	病院関係の 医療プラン	合計
<b>給付金債務の変動：</b>				
給付金債務期首残高	170,887	14,375	27,700	212,962
金利費用	11,962	1,006	1,939	14,907
サービス費用	2,291	152	5,671	8,114
支払給付金	(15,651)	(680)	(5,154)	(21,485)
数理計算上の利益	2,818	192	0	3,010
給付金債務期末残高	172,307	15,045	30,156	217,508
<b>制度資産の変動：</b>				
制度資産の公正価値の期首残高	140,637	30,160	27,700	198,497
制度資産収益	8,573	2,031	1,975	12,579
雇用主による拠出金	4,323	789	3,138	8,250
プラン加入者による拠出金	1,517	21	1,646	3,184
制度欠損金に対する臨時拠出金	3,604	0	0	3,604
支払給付金	(17,178)	(680)	(5,154)	(23,012)
投資の公正価値の変動	3,574	875	851	5,300
制度変更に伴う準備金の再分類	5,899	(5,899)	0	0
その他の費用 純額	(611)	0	0	(611)
小計	150,338	27,297	30,156	207,791
個別の貯蓄勘定に割り当てられた資産	(23,782)	0	0	(23,782)
制度資産の公正価値の期末残高	126,556	27,297	30,156	184,009
制度ポジション純額	(45,751)	12,252	0	(33,499)

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、SBFの制度資産純額の詳細は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2025年	2024年
現金	5,748	3,228
売却可能有価証券	202,981	189,182
小計	208,729	192,410
貸付金	15,205	15,074
未収利息	997	1,004
その他 純額	(403)	(697)
	224,528	207,791
控除：個人口座残高の資産	(26,662)	(23,782)
純資産	197,866	184,009

#### 福利厚生

退職給付金は、従業員及び職員が所定の年齢及び就業年数に達した時点で付与され、加入者の年齢及び就業年数に関連した補償割合に基づいている。希望退職給付金は、従業員及び職員が希望退職又は解雇によってCABEIから離職した時点で付与される。

死亡補償給付金又は生命保険には、 )自然死の場合の補償、 )事故死の場合の補償、 )高度障害の場合の補償、 )疾病若しくは事故による手足の切断若しくは失明の場合の補償、 )葬儀及び関連する費用に係る手当並びに )就業期間に係る補償が含まれる。

医療給付金には、現役の役職員、障害による退職者及び一般退職者に対する診察、病院及び医学研究的な治療が含まれる。

#### 数理計算上の前提条件

使用される数理計算上の前提条件は、金融市場での金利、現行の評価計算利率、過去の経験並びに経営陣の給付金及び経済状態の将来的な変動についての最善の予測に基づいている。かかる前提条件の変更は給付金費用及び将来の債務に影響を及ぼす可能性がある。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、予想給付金債務の予測に使用される数理計算上の前提条件の加重平均値は以下のとおりである。

割引率	7%
昇給率	5%
(当行により提供された特別拠出金を考慮した) 推定資産利益率	7%

医療給付金は、確定拠出プランとみなされている。かかるプランについて、数理計算上の準備金は、会計処理上医療給付プランに相当するものと認識された準備金の累計残高から算出される。

確定拠出プランとしての医療給付金の処理は、当行の理事会により採択された決議に基づいており、かかる決議に従い、給付範囲はSBFの年間資金利用可能額に限定されている。

## 拠出金

2026年中のSBFに対するCABEIの拠出金は、約16,119千米ドルになると見込まれている。CABEIからの拠出金はすべて現金で支払われる。2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度において、当行はそれぞれ8,267千米ドル及び8,250千米ドルの通常拠出金を計上し、両年度とも7%の数理計算上の評価計算利率を補完する特別拠出金を5,522千米ドル計上している。7%の数理計算上の評価計算利率を補完する拠出金は、それぞれ一般管理費及び特別拠出金に含まれている。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、SBFの数理計算上のポジションの累積額はそれぞれ10.91%及び16.12%の赤字であり、これは主に、債券の場合の金利動向及び株価指数の水準に影響を及ぼすマクロ経済要因の多様性に起因する。SBFの数理計算上のポジションの残高を回復する目的で、当行は2025年12月に1,500千米ドルの臨時拠出を行った。

## 予測される将来的な給付金支給額

以下の表は、2025年12月31日現在において予想給付金債務を決定するために使用されたものと同じ前提条件に基づき、今後5年の各年において及びその後の5年間（総額）で支払われると予測されている給付金を示したものである。

(単位：千米ドル)

プラン	年度					
	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年～ 2035年
退職金及び年金	16,500	16,537	16,270	15,606	15,213	72,651
生命保険	1,453	1,517	1,590	1,603	1,658	8,657
病院関連医療給付	5,420	5,522	5,592	5,633	5,692	29,493
	<u>23,373</u>	<u>23,576</u>	<u>23,452</u>	<u>22,842</u>	<u>22,563</u>	<u>110,801</u>

## 制度資産

プランの資産分配投資ポートフォリオ・スキームの目的は、資産クラスが多様化したポートフォリオを維持し、もって当該資産を保全し利益を獲得すること、及び社会福祉プランの債務を履行するために必要な技術利率を達成すべく、（決定リスク許容度調整後収益率に基づく）適切な成長レベルを達成することである。SBFの投資方針は、プランにとって適切な資産クラス、資産分配指針及び投資実績をモニタリングするための手続を規定している。プランの資金は、SBFの設立綱領、当行の投資方針及びその他の適用ある規則に従い、金融資本市場から有価証券として投資されたものでなければならない。

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、SBFの投資ポートフォリオにおける承認された資産分配は以下のとおりである。

2025年		
資産分配目的		
	最大許容率	実績
短期投資	10%	0.0%
投資適格固定利付証券	65%	41.2%
米国株式	40%	37.2%
その他の先進国市場株式	30%	21.7%

2024年		
資産分配目的		
	最大許容率	実績
短期投資	10%	0.8%
投資適格固定利付証券	65%	40.8%
米国株式	40%	39.4%
その他の先進国市場株式	30%	19%

さらに、承認された資産分配は、満期まで保有される債券を除き、段階的に売却される債券で構成されるレガシー・ポートフォリオにより補完されている。2025年12月31日及び2024年12月31日現在、このレガシー・ポートフォリオは、113,693千米ドル及び111,805千米ドルで、売却可能有価証券のそれぞれ56%及び59%に相当する。制度資産は公正価値で認識される。

以下の表は、2025年12月31日及び2024年12月31日現在の継続的に測定された資産の公正価値を示したものであり、公正価値の階層に従って分類されている。

	(単位：千米ドル)		
	レベル1	レベル2	2025年
<b>資産</b>			
現金	5,748	0	5,748
固定利付債券：			
社債	0	89,288	89,288
CABEIにより発行された 有価証券	0	50,105	50,105
投資ファンド	0	31,743	31,743
ソブリン債	0	31,845	31,845
	5,748	202,981	208,729

	(単位：千米ドル)		
	レベル1	レベル2	2024年
<b>資産</b>			
現金	3,228	0	3,228
固定利付債券：			
社債	0	32,803	32,803
CABEIにより発行された 有価証券	0	49,050	49,050
投資ファンド	0	77,377	77,377
ソブリン債	0	29,952	29,952
	3,228	189,182	192,410

(22) その他の包括利益累計額

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度におけるその他の包括利益累計額は、以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

2025年				
	売却可能 有価証券	社会福祉プラン に基づく 数理計算上の損失	公正価値で測定する 債務証券の 信用リスクの変動額	その他の包括 利益累計額
期首残高	4,101	(33,471)	56,237	26,867
当期変動	30,941	9,008	(28,937)	11,012
期末残高	35,042	(24,463)	27,300	37,879

(単位：千米ドル)

2024年				
	売却可能 有価証券	社会福祉プラン に基づく 数理計算上の損失	公正価値で測定する 債務証券の 信用リスクの変動額	その他の包括 利益累計額
期首残高	(29,552)	(36,012)	66,635	1,071
当期変動	33,653	2,541	(10,398)	25,796
期末残高	4,101	(33,471)	56,237	26,867

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度における、その他の包括利益（損失）累計額の損益計算書への再分類の詳細は、以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

	2025年	2024年	影響を受けた 損益計算書の勘定科目
売却可能有価証券	(14,454)	3,685	投資ファンドに係る実現利益及び売却 可能有価証券に係る実現利益（損失）
デリバティブ金融商品及び債務	3,138	(7,741)	デリバティブ金融商品及び債務評価額
	(11,316)	(4,056)	

金融派生商品及び負債の評価額の再分類は、公正価値で評価された負債商品の満期から生じる信用リスクの影響により実現した損失から生じている。

## (23) 特別拠出金及びその他の拠出金

2025年12月31日及び2024年12月31日に終了した事業年度における特別拠出金及びその他の拠出金の詳細は、以下のとおりである。

	2025年	(単位：千米ドル) 2024年
SBF拠出金	7,022	8,199
社会支援基金及び気候変動投資プロジェクト 準備基金への拠出金	6,000	0
持続可能な経済開発プログラム（PRODES） に係る取組み	2,574	5,625
FONTEC特別拠出金	2,000	5,500
緊急援助	250	4,279
その他拠出金	530	658
	<u>18,376</u>	<u>24,261</u>

SBFへの特別拠出金は、年利7%の数理計算上の評価計算利率の追加分及び基金の数理計算上のポジションを回復するための臨時拠出金に相当し、かかる金額は特別拠出金として計上される（注記21）。

## (24) 訴訟

当行は、通常の事業過程から生じた請求及び訴訟の当事者となっている。当行の経営陣が知る限りにおいて、それらの行為の結果は、当行の財政状態、経営成績又は流動性に重大な悪影響を及ぼすことはない。

## (25) 後発事象

当行は貸借対照表の日付現在から財務書類の公表が可能となった2026年4月10日までの間における後発事象の評価を行い、以下の事項が特定された。

- 2026年1月6日、信用格付機関である日本格付研究所（JCR）は、当行の信用格付をAAからAA+へ引き上げ、見通しを安定的とした。
- 2026年1月、当行は資本市場において、2,000,000千米ドルの第5回グローバル・ベンチマーク債を、年利3.75%で3年の期間にて発行した。
- 2026年2月、当行はロンドンにおいて、500,000英ポンドのグローバル・ベンチマーク債を、年利4.125%で3年の期間にて発行した。

[前へ](#)

(6)【その他】

該当事項なし。

(7)【発行者の属する国等の概況】

該当事項なし。